

改訂

新越谷市障がい者計画

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

平成20年3月

越谷市



はじめに

越谷市では、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、平成22年度までの8年間を計画期間とする新越谷市障害者計画を平成16年3月に策定し、保健・医療・福祉・教育・就労・都市環境など幅広い分野にわたり諸施策の推進に取り組んでまいりました。

そうした中、平成18年に障がい福祉施策の新たな枠組みとなる障害者自立支援法が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいに関するサービスの一元化や、サービス体系の再編が行われるとともに、障害者雇用促進法の改正により、障がい者の就労支援に向けた条件整備が図られるなど、障がい者を取り巻く環境が大きく変化いたしました。このような状況と事業の進捗状況等を踏まえ、このたび本計画の見直しを行ったものです。

近年、地方財政は大変厳しい状況にありますが、本市では今後とも障がい者福祉の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたりまして、貴重なご意見・ご提言を賜りました越谷市障害者施策推進協議会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などを通じてご協力いただきました障がい者の皆さま、関係団体の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成20年3月

越谷市長 板川 文夫

新越谷市障がい者計画 目次

はじめに

第 編 計画の基本的な考え方

第 1 章 計画策定の趣旨と計画の期間	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
第 2 章 障がい者の現状と計画の課題	6
1 障がい者の現状	6
2 現行計画の進捗状況	18
3 計画の主要課題	19
第 3 章 計画の基本理念・3つの視点・基本目標	21
1 基本理念	21
2 3つの視点	21
3 基本目標	22
第 4 章 施策の体系	23

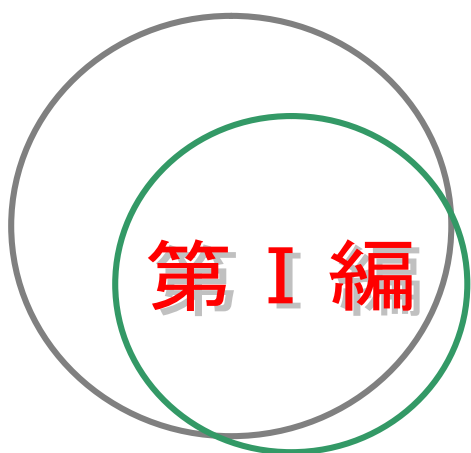
第 編 施策

第 1 章 理解の促進を図る	27
1 広報・啓発活動の充実	31
2 地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進	32
第 2 章 まちに出る・まちで安心して暮らし続けるための施策を充実する	33
1 福祉のまちづくりの促進	38
2 住環境の整備	39
3 道路・交通環境の整備	40
4 移動への支援の充実	42
5 情報のバリアフリー化の推進	43
6 防犯・防災体制の整備	44
7 権利擁護等の推進	45
第 3 章 地域に根ざした保健・医療サービスを充実する	46
1 疾病の予防と早期発見・早期対応	51
2 地域療育システムの充実	53
3 在宅保健サービスの充実	54
4 障がい者保健・医療体制の整備	55
第 4 章 地域生活を支える福祉サービスを充実する	57
1 地域生活支援体制の整備	62
2 自立を促す福祉サービスの充実	64
3 日中活動の場の確保	66
4 住まいの場の確保	68
5 地域生活を支える施設サービスの再構築	69

第5章	個性を尊重し可能性を伸ばす支援を充実する	70
1	学校教育の充実	74
2	就学前教育・保育の充実	76
3	課外活動の充実	76
4	相談の充実	77
第6章	生きがいをもてるライフスタイルづくりを支援する	78
1	生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の促進	82
2	多様な社会参加の促進	83
第7章	自立と社会参加を促す就労を支援する	84
1	雇用の促進と就労機会の拡大	88
2	多様な働き方の支援	89
第8章	市民との協働による地域福祉活動を推進し地域ネットワークを形成する	91
1	市民との協働による地域福祉の推進	94
2	地域ネットワークの形成	95
第9章	施策を総合的に展開する推進体制を整備する	97
1	施策を総合的に展開する推進体制の整備	100
附表		102
1	目標年度における障害者手帳所持者及び難病患者	102
2	目標年度における障がい福祉サービス整備目標	103

第 編 資 料

1	計画策定の経過等	107
2	アンケート調査等の概要	114
3	用語解説	116



第 I 編

計画の基本的な 考え方

- 第 1 章 計画策定の趣旨と計画の期間
- 第 2 章 障がい者の現状と計画の課題
- 第 3 章 計画の基本理念・3つの視点・基本目標
- 第 4 章 施策の体系

第 1 章 計画策定の趣旨と計画の期間

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 10 年 8 月に「越谷市障害者計画～ノーマライゼーションの実現をめざして」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を基本に障がい者施策を進めてきました。その後、平成 16 年 3 月には平成 22 年度までの 8 年間の計画として「新越谷市障害者計画」を策定し、『障害のある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現をめざして諸施策の推進に努めています。

一方、国においては、「障害者対策に関する新長期計画」(平成 5 年度～14 年度)及び「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」(平成 8 年度～14 年度)に続き、平成 14 年に新たな「障害者基本計画」(平成 15 年度～24 年度)及び「重点施策実施 5 か年計画」を策定しています。また埼玉県では、平成 10 年 3 月に「彩の国障害者プラン～バリアフリー社会をめざして～」に続き、平成 15 年 3 月に「彩の国障害者プラン 21～共に学び共にくらす社会をめざして～」を策定しています。

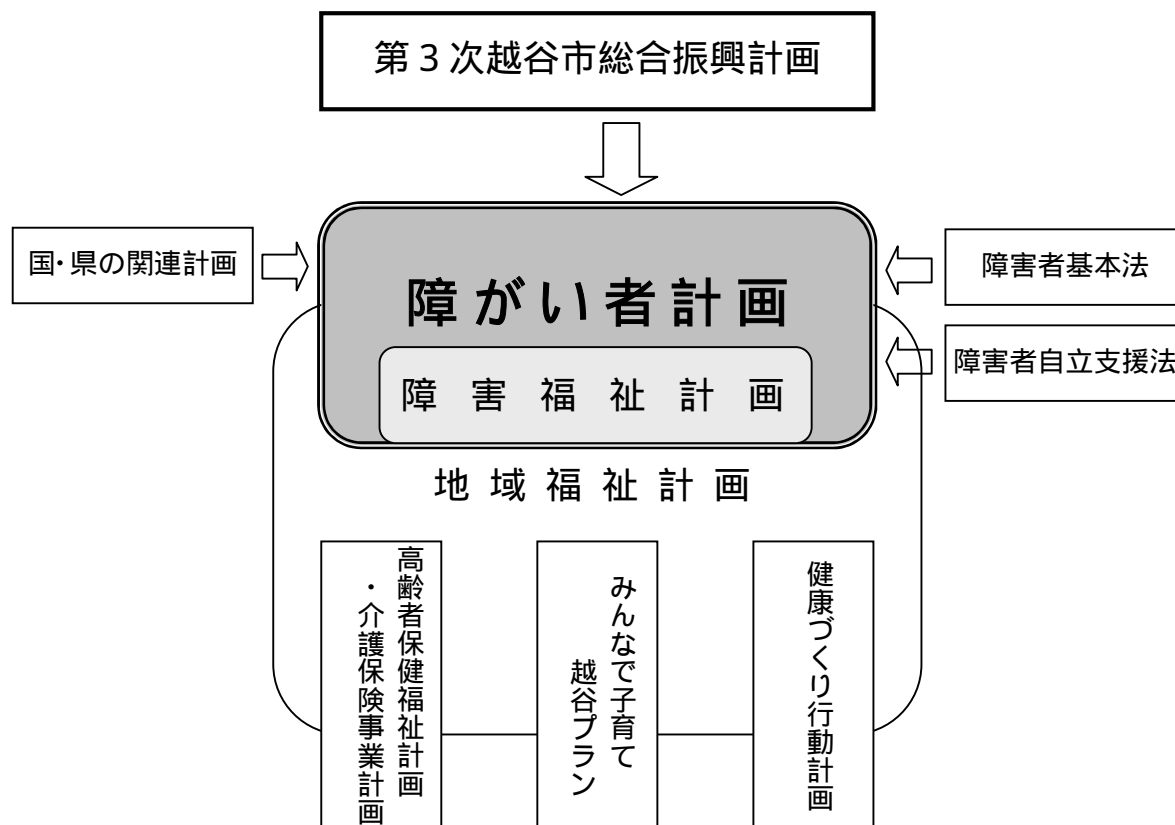
この間、障がい者数は年々増加し、障がいの重度化・重複化が進んできています。そして、市民の価値観や生活様式が多様化するなかで、障がい者の意識も変化し、地域での自立した生活や社会参加への意欲は一段と高まってきています。また、平成 15 年度からは、障がい者福祉サービスのあり方が措置制度から支援費制度へ切り替わり、精神障がい者の福祉業務が市町村に移管されることになりました。さらに、平成 17 年には、これまでの障がい者施策の枠組みを大きく変える障害者自立支援法が成立するなど、障がい者を取り巻く環境が大きく変化し、身近な自治体として市町村の果たすべき役割はますます重要となってきました。

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行に伴い、都道府県と市町村は障がい福祉サービスの必要量を定めた 3 か年の障害福祉計画を策定することとなりました。埼玉県では「彩の国障害者プラン 21」を見直し、障害福祉計画と一体的な計画として「埼玉県障害者支援計画」を、また本市でも「越谷市障害福祉計画」を平成 19 年 3 月に策定しております。

本市においては、このような障がい者施策にかかる国・県の動きや施策の進捗状況を踏まえて、新越谷市障害者計画の見直しを行い、ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者が地域でいきいき・すこやかに暮らし続けられるよう、施策の総合的・計画的推進を図るものです。

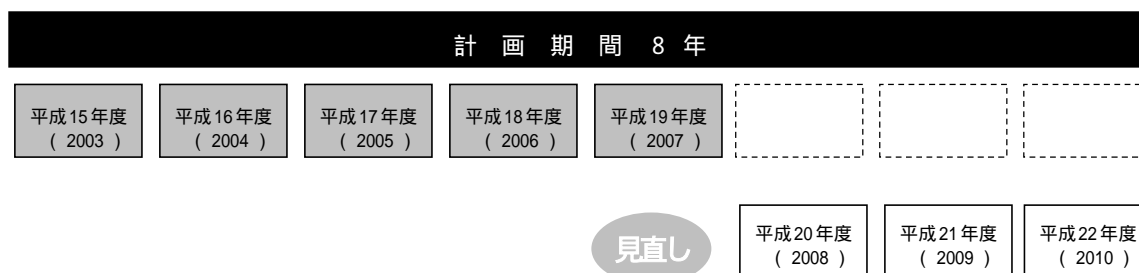
2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、障害者基本法に定める市町村の障害者計画として策定するものです。このため、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえたものとしします。
- (2) 本計画は、上位計画である「第3次越谷市総合振興計画」（基本構想 2000～2010年、後期基本計画 2006～2010年）を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門計画として策定するものです。
- (3) 本計画は、障害者自立支援法に基づき、平成18年度に策定した「越谷市障害福祉計画」と整合性を図ったものとしします。



3 計画の期間

本計画は、平成 15 (2003) 年度から平成 22 (2010) 年度までの 8 年間の計画として策定しましたが、見直しによって平成 20 (2008) 年度から平成 22 (2010) 年度までの 3 年間を対象とします。



* 「障害者」、「障害」の表記について

本計画書では、漢字表記であった「障害者」、「障害」の文字について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

* 「障がい者」の定義について

本計画書では、障害者基本法第 2 条 (定義) にのっとり、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者としますが、施策により難病患者や発達障がい者を含んでいます。

また、特定しない限り障がい児を含むものとします。

第 2 章 障がい者の現状と計画の課題

1 障がい者の現状

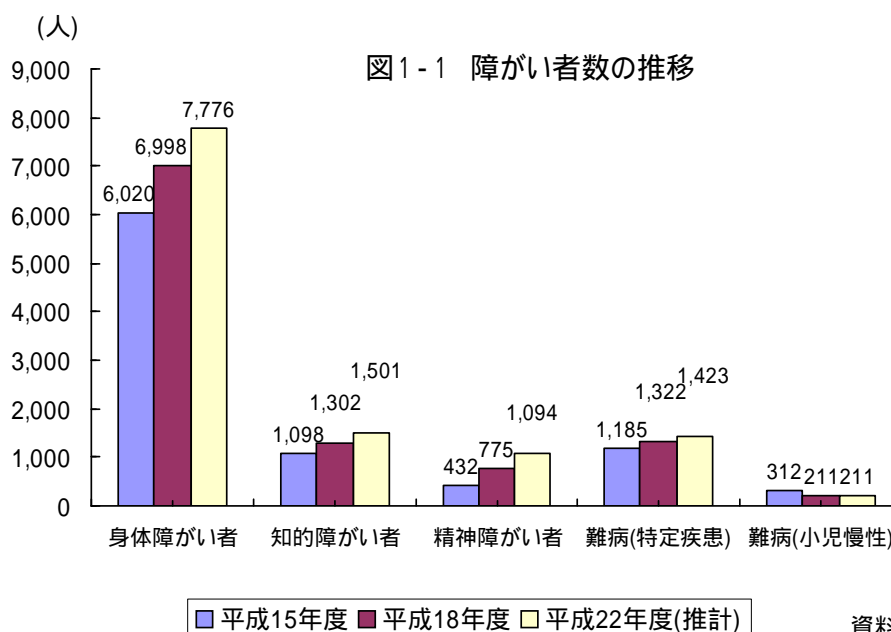
手帳所持者は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加し、総人口に占める割合も増加しています。また、障がいの重度化・重複化と障がい者の高齢化が進んできています。今後も、この傾向は続くものと推測されます。

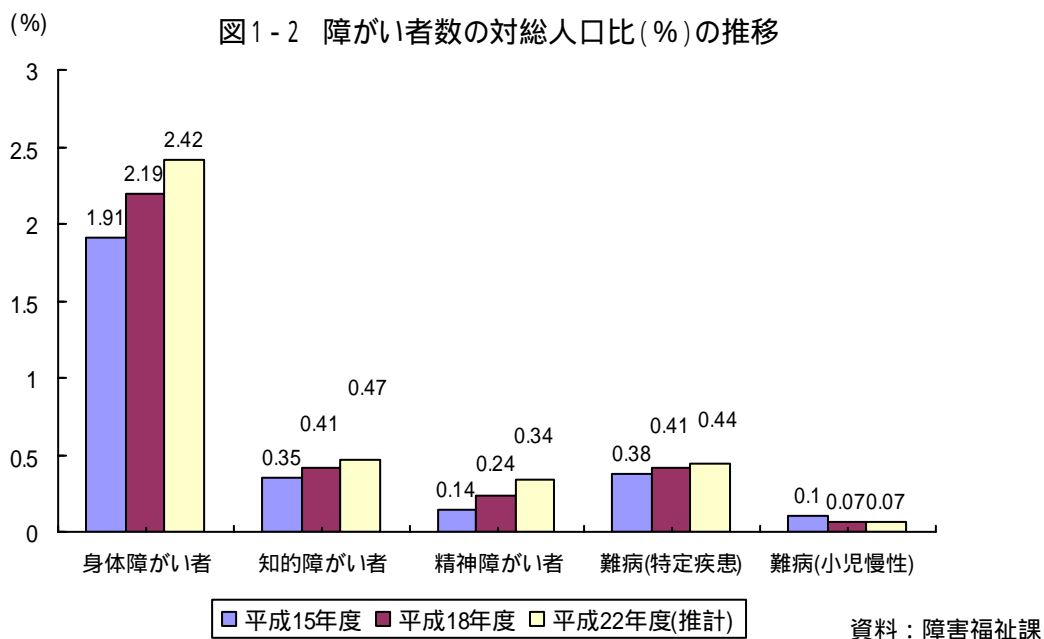
1) 障がい者数の推移

表1 障がい者数の推移

	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		難病患者			
	手帳所持者数(人)	総人口比 (%)	手帳所持者数(人)	総人口比 (%)	手帳所持者数(人)	総人口比 (%)	特定疾患患者数(人)	総人口比 (%)	小児慢性患者数(人)	総人口比 (%)
平成15年度	6,020	1.91	1,098	0.35	432	0.14	1,185	0.38	312	0.10
平成18年度	6,998	2.19	1,302	0.41	775	0.24	1,322	0.41	211	0.07
平成22年度(推計)	7,776	2.42	1,501	0.47	1,094	0.34	1,423	0.44	211	0.07

(注) 平成15年度は9月30日現在(精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成16年3月5日現在)。平成18年度は平成19年3月31日現在。平成22年度は推計値。資料：障害福祉課

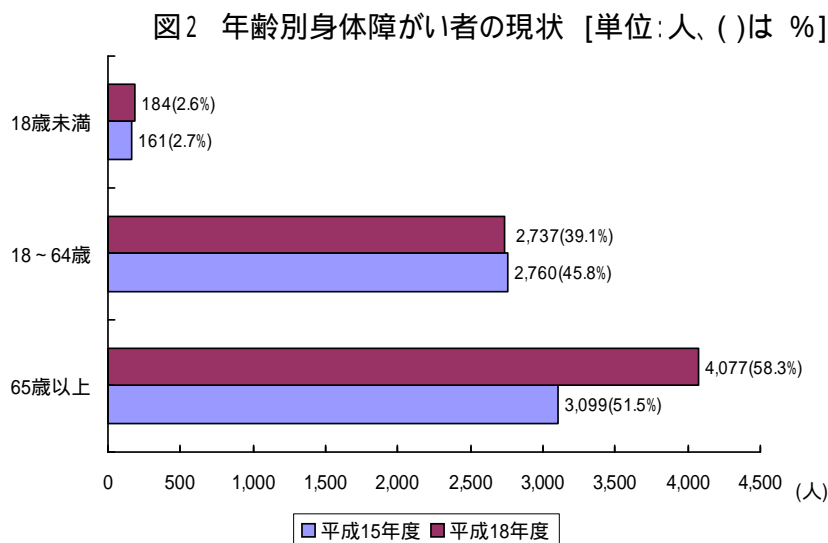




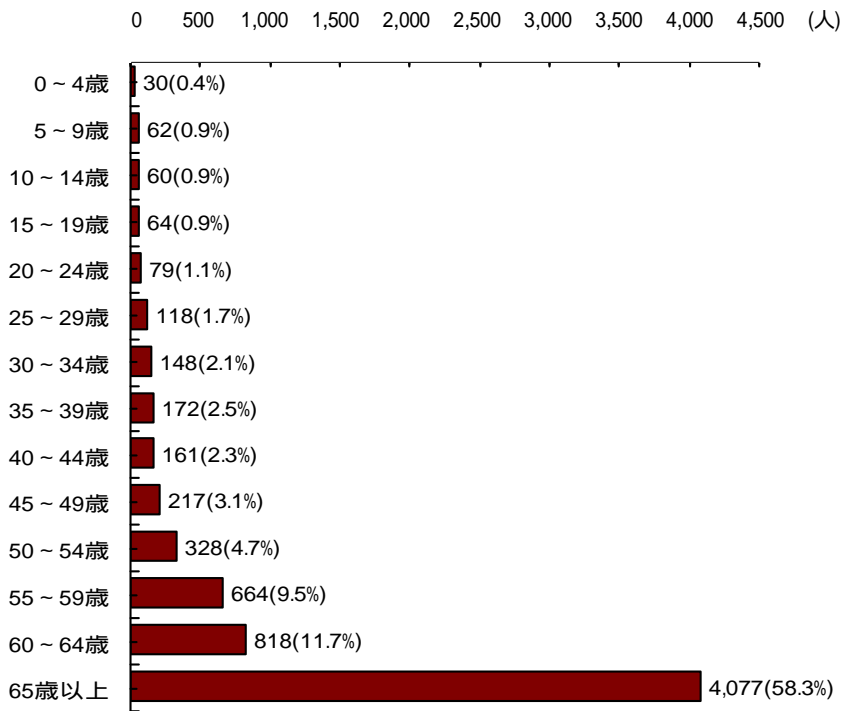
(1)身体障がい者

身体障害者手帳所持者（以下、「身体障がい者」という。）は、平成 19 年 3 月 31 日現在、6,998 人です。平成 15 年度と比べて 978 人の増加、総人口に対する割合は 2.19%となっています（表 1 参照）。

年齢別にみると、18 歳未満 184 人（2.6%）、18～64 歳 2,737 人（39.1%）、65 歳以上 4,077 人（58.3%）です。50 歳代後半から多くなり、半数以上が 65 歳以上の高齢者です。平成 15 年度と比べると、64 歳以下の割合が減少し、65 歳以上が 6.8 ポイント（平成 15 年 51.5%）伸びており、高齢化が顕著となっています。



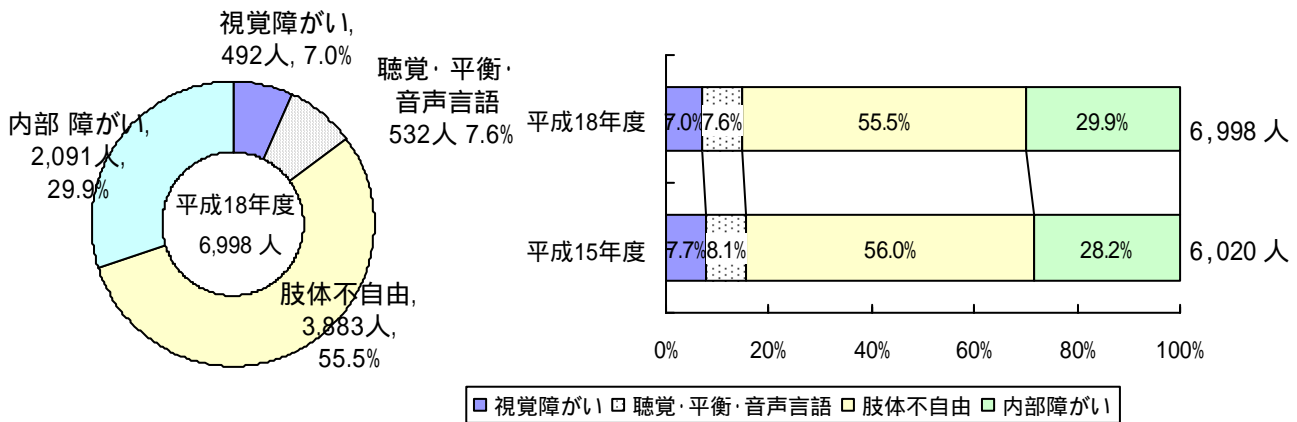
【参考】平成 18 年度 年齢別身体障がい者の現状 (5 歳階級) [単位:人、()は %]



平成 19 年 3 月 31 日現在 資料：障害福祉課

障がい部位別にみると、肢体不自由が 55.5% で半数強を占め、次いで内部障がい 29.9% となっています。障がい者数では各障がいのいずれも増加しており、内部障がいの割合が高まっている傾向があります。

図3 障がい部位別身体障がい者の状況



資料：障害福祉課

障がいの程度では、1 級 1,936 人(27.7%)、2 級 1,481 人(21.2%)、3 級 1,385 人(19.8%)、4 級 1,516 人(21.7%)、5 級 396 人(5.7%)、6 級 284 人(4.0%)と なっています。重度障がい者(1・2 級)の方が全体の約半数(48.9%)を占め、依然として高い傾向にあります。

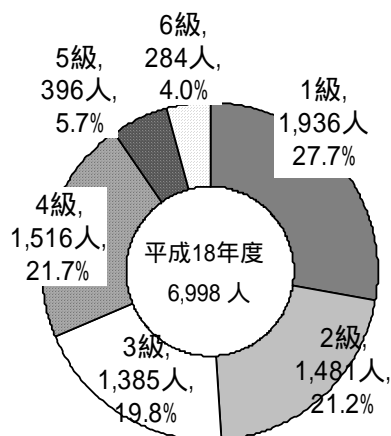
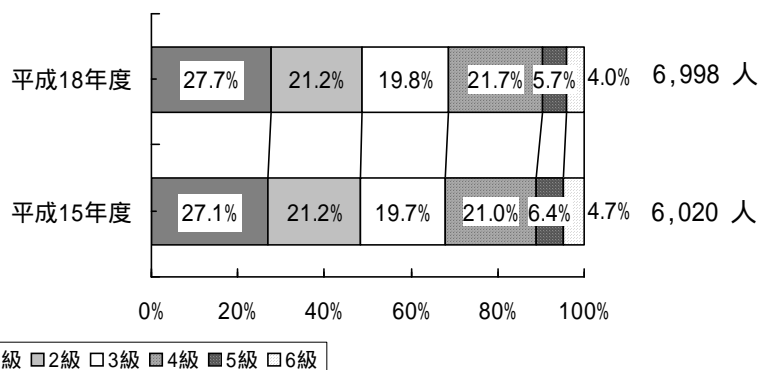


図4 程度別身体障がい者の現状



資料：障害福祉課

平成 22 年の計画目標年度に身体障がい者数は 7,776 人(総人口比 2.42%)に増加すると見込まれ、障がいの重度化、障がい者の高齢化が一段と進むものと推計されます。

表2 年齢別障がい別身体障がい者の推移

[単位:人]

		総数	視覚障がい	聴覚・平衡・音声言語*	肢体不自由	内部障がい
平成15年度	18歳未満	161	3	28	109	21
	18～64歳	2,760	245	223	1,504	788
	65歳以上	3,099	213	236	1,758	892
	総数	6,020	461	487	3,371	1,701
平成18年度	18歳未満	184	9	30	124	21
	18～64歳	2,737	215	229	1,481	812
	65歳以上	4,077	268	273	2,278	1,258
	総数	6,998	492	532	3,883	2,091
平成22年度(推計)	18歳未満	205	10	34	138	23
	18～64歳	3,041	239	254	1,646	902
	65歳以上	4,530	298	303	2,531	1,398
	総数	7,776	547	591	4,315	2,323

(注)平成15年度は9月30日現在。平成18年度は平成19年3月31日現在。平成22年度は推計値。

* 聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい。

資料：障害福祉課

表3-1 障がい部位別程度別身体障がい者数の推移

[単位:人]

		視覚障がい	聴覚・平衡・ 音声言語*	肢体不自由	内部障がい	総数
平成 15 年度	総数	461	487	3,371	1,701	6,020
	1 級	152	4	416	1,057	1,629
	2 級	116	157	1,000	6	1,279
	3 級	50	123	690	320	1,183
	4 級	43	96	805	318	1,262
	5 級	59	1	325	0	385
	6 級	41	106	135	0	282
平成 18 年度	総数	492	532	3,883	2,091	6,998
	1 級	153	0	470	1,313	1,936
	2 級	134	194	1,147	6	1,481
	3 級	47	126	848	364	1,385
	4 級	48	108	952	408	1,516
	5 級	60	0	336	0	396
	6 級	50	104	130	0	284
平成 22 年度 (推計)	総数	547	591	4,315	2,323	7,776
	1 級	170	0	522	1,459	2,151
	2 級	149	215	1,275	7	1,646
	3 級	52	140	943	404	1,539
	4 級	53	120	1,058	453	1,684
	5 級	67	0	373	0	440
	6 級	56	116	144	0	316

(注)平成15年度は9月30日現在、平成18年度は平成19年3月31日現在。平成22年度は推計値。障がいの重複(聴覚障がいと音声言語障がいがある場合など)については、重障がい部位の等級に区分している。平成22年度の推計値についても、重複の障がいについては、いずれか重障がいの等級・部位に区分している。

* 聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい

資料：障害福祉課

表3-2 障がい部位別程度別身体障がい者数

[単位:人]

	視覚	聴覚	平衡	音声言語	上肢	下肢	体幹	脳原性 移動	脳原性 上肢	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう 直腸	小腸	免疫	総数
1 級	153				170	236	194	3	17	673	590	24	1		4	2,065
2 級	140	191			814	262	227	2	5						5	1,646
3 級	48	68	3	106	448	787	138	1	4	262	12	58	18	1	4	1,958
4 級	58	96		32	277	1,060	4	1	1	123	4	21	282	4	1	1,964
5 級	65				90	232	85	1	2							475
6 級	57	120			136	118	1		1							433
7 級					97	64		1								162
総数	521	475	3	138	2,032	2,759	649	9	30	1,058	606	103	301	5	14	8,703

(注)平成19年3月31日現在。総数は、重複障がいを各障がい別に表した数であり、実人数とは異なる。7級については、他の部位との重複障がいがある場合にのみ認定される。

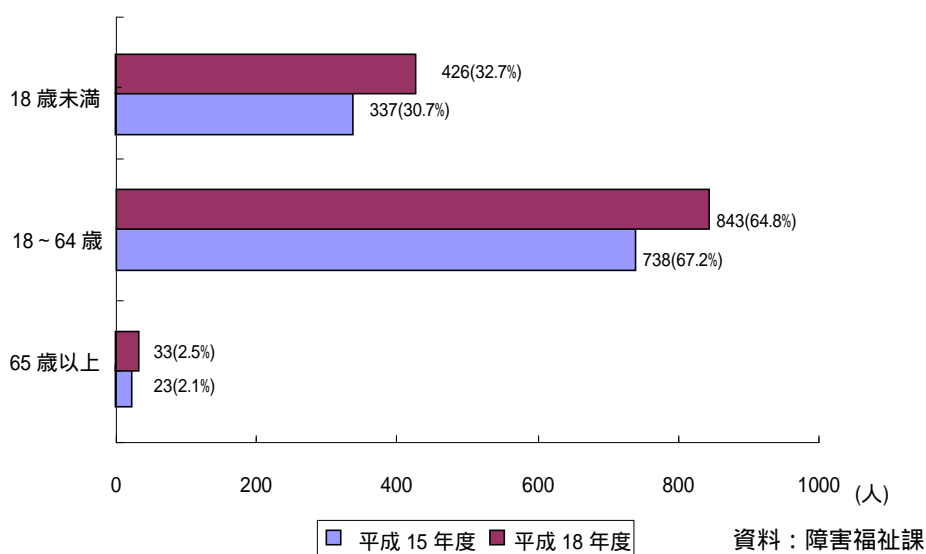
資料：障害福祉課

(2) 知的障がい者

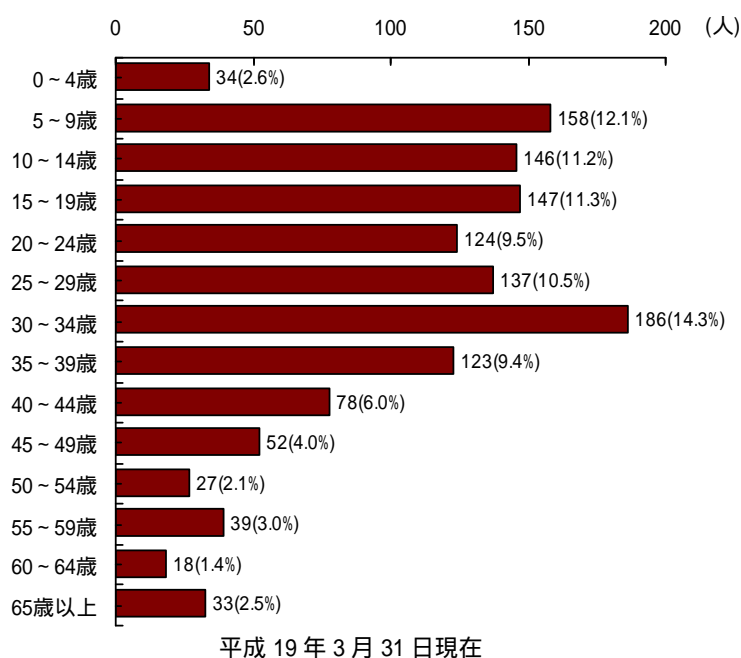
療育手帳所持者（以下、「知的障がい者」という。）は、平成19年3月31日現在、1,302人です。平成15年度と比べて204人の増で、18.6%の増加率となっています（表1参照）。

年齢別にみると、18歳未満426人（32.7%）、18～64歳843人（64.8%）、65歳以上33人（2.5%）となっており、そのほとんどが65歳未満です（表4参照）。特に20～30歳代の方が多く、全体の43.7%を占めています。

図5 年齢別知的障がい者の現状 [単位:人、()は %]



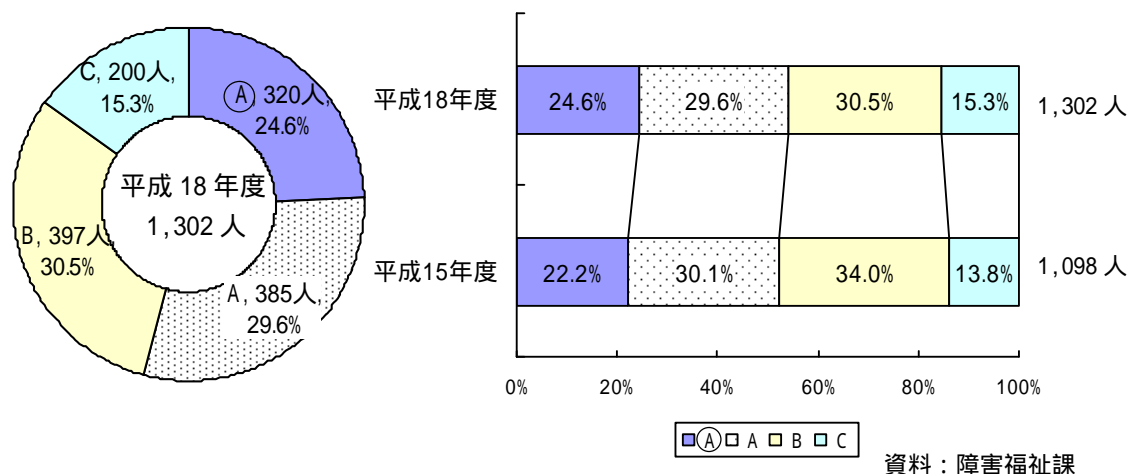
【参考】平成18年度年齢別知的障がい者の現状（5歳階級）[単位:人、()は %]



資料：障害福祉課

障がいの程度では、 320 人(24.6%)、A 385 人(29.6%)、B 397 人(30.5%)、C 200 人(15.3%)となっています。・Aの重度障がいの方が全体の半数 54.2%を占め、平成 15 年度 (52.3%) と比べて 131 人増加し、重度化が進行していません (表 4 参照)。

図6 程度別知的障がい者の現状



資料：障害福祉課

平成 22 年の計画目標年度に知的障がい者数は 1,501 人 (総人口比 0.47%) に増加すると見込まれ、知的障がい者においても障がいの重度化、障がい者の高齢化が一段と進むと推測されます。

表4 年齢別程度別知的障がい者の推移

[単位:人]

		総数	A	A	B	C
平成 15 年度	18 歳未満	337	46	95	126	70
	18 ~ 64 歳	738	195	224	238	81
	65 歳以上	23	3	11	9	0
	総数	1,098	244	330	373	151
平成 18 年度	18 歳未満	426	79	131	117	99
	18 ~ 64 歳	843	236	238	268	101
	65 歳以上	33	5	16	12	0
	総数	1,302	320	385	397	200
平成 22 年度 (推計)	18 歳未満	491	91	151	135	114
	18 ~ 64 歳	972	272	274	309	117
	65 歳以上	38	6	18	14	0
	総数	1,501	369	443	458	231

(注) 平成 15 年度は 9 月 30 日現在、平成 18 年度は平成 19 年 3 月 31 日現在、平成 22 年度は推計値。

(3)精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成19年3月31日現在、775人（総人口比0.24%）となっており、平成15年度（432人）と比べて343人の増で、79.4%の増加率となっています（表1参照）。

年齢別にみると、18歳未満4人（0.5%）、18～64歳649人（83.7%）、65歳以上122人（15.7%）となっており（表5参照）。

特に30歳代の方が多く、全体の31.1%を占めています。

図7 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の現状 [単位:人]

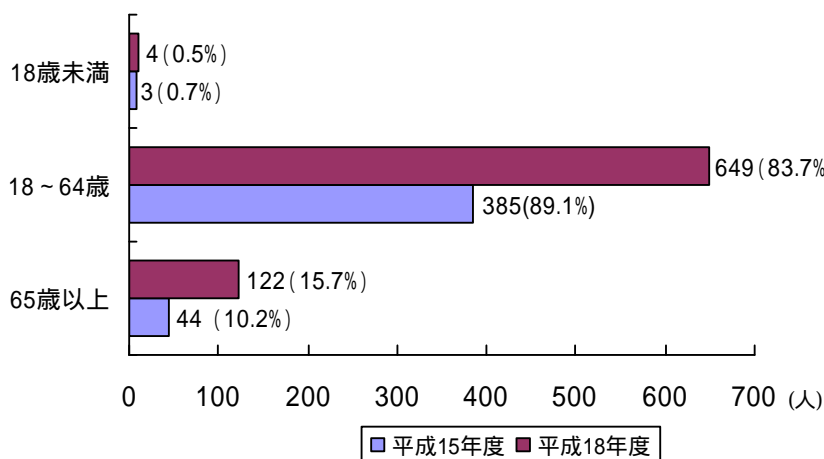
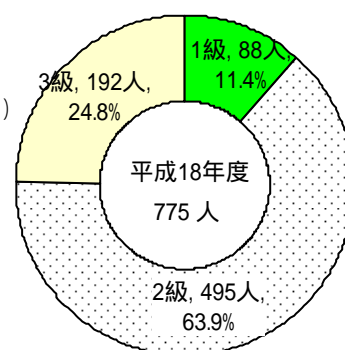


図8 程度別精神障害者保健福祉手帳所持者の現状



平成19年3月31日現在 資料：障害福祉課

手帳制度の周知が進んだことや精神障がい者保健福祉対策の見直し・充実により、今後も所持者は増えると予測され、平成22年の計画目標年度には、1,094人になると見込まれます。また、自立支援医療費給付制度（旧精神障害者通院医療費公費負担制度）を利用している患者は、平成19年3月31日現在、2,489人となっており、今後さらに増加が予想されます。

表5 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上
平成15年度	432	3	385	44
平成18年度	775	4	649	122
平成22年度(推計)	1,094	6	916	172

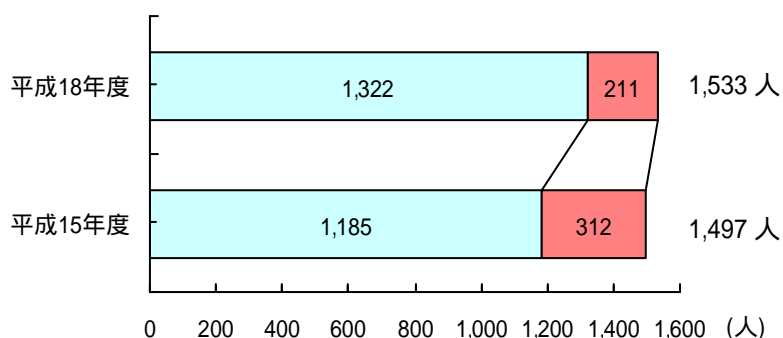
（注）平成15年度は平成16年3月5日現在、平成18年度は平成19年3月31日現在、平成22年度は推計値。資料：障害福祉課

(4) 難病患者

特定疾患医療給付受給者及び小児慢性特定疾患医療給付受給者（以下、「難病患者」という。）は、平成 19 年 3 月 31 日現在、1,533 人（特定疾患 1,322 人、小児慢性特定疾患 211 人）となっています。総人口に占める割合は 0.48% です。

平成 15 年度と比べると、総数で 36 人増加しています（表 1 参照）。

図9 難病患者の現状



資料：障害福祉課

表6 難病患者の推移

[単位：人]

	総数	特定疾患医療 給付受給者数	小児慢性特定疾患 医療給付受給者数
平成 15 年度	1,497	1,185	312
平成 18 年度	1,533	1,322	211
平成 22 年度 (推計)	1,634	1,423	211

(注) 平成 15・18 年度は越谷保健所の資料による。平成 22 年度は推計値。

資料：障害福祉課

2) 障がい者の地域生活等の状況(アンケート調査)

(1) 住まいの状況

持ち家(マンションを含む)が63.0~84.9%です。民間借家(賃貸マンション・アパートを含む)が、7.5~22.8%と持ち家の人が多くなっています。

表7 住まいの状況

	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (マンション)	民間借家	賃貸公営 住 宅	その他
身体障がい者	70.5%	7.6%	10.3%	2.2%	9.4%
知的障がい者	63.3%	11.7%	13.3%	3.3%	8.3%
精神障がい者	54.3%	8.7%	22.8%	5.5%	8.7%
難病患者	56.6%	28.3%	7.5%	1.9%	5.7%

(2) 世帯の主な収入源

「年金」と「家族の給与・賃金」が主な収入源となっており、障がい者の「自分の給与・賃金」は、20%弱にとどまっています。また、特に身体障がい者では「年金」が70.2%、知的障がい者では「家族の給与・賃金」が73.3%にのぼっています。

表8 世帯の主な収入源(複数回答)

	自身の給 与・賃金	家族の給 与・賃金	事業収入	財産収入	年金	手当	その他
身体障がい者	13.1%	27.0%	6.5%	3.2%	70.2%	3.1%	9.6%
知的障がい者	19.2%	73.3%	2.5%	1.7%	35.0%	12.5%	9.6%
精神障がい者	18.9%	46.5%	7.1%	0.0%	60.6%	0.8%	22.0%
難病患者	15.1%	47.2%	11.3%	1.9%	43.4%	1.9%	5.7%

(3) 主な介助者(介助が必要な人の場合)

介助が必要な人の場合、その主な介助者は、身体障がい者及び難病患者では「配偶者」、知的障がい者及び精神障がい者では「母」が最も多くなっており、障がいによって大きな特徴があります。

表9 主な介助者(介助が必要な人の場合)

	配偶者	子供	子供の配偶者	父	母	他の家族親族	その他
身体障がい者	50.9%	16.1%	5.8%	1.0%	6.0%	4.8%	15.4%
知的障がい者	1.8%	0.0%	0.0%	1.8%	81.8%	9.1%	5.5%
精神障がい者	10.2%	1.7%	0.0%	6.8%	44.1%	8.5%	28.8%
難病患者	47.4%	15.8%	0.0%	0.0%	26.3%	0.0%	10.5%

(4) 生活上で困っていること

障がい別にみた現在の「生活上で困っていること」の上位5位は、表10のとおりです(網掛けは30%以上の項目)。身体障がい者及び難病患者では、「医療費の負担が大きい」が1位にあがっています。また、「十分な収入が得られない」、「障がいのために働けない」という就労に関することは各障がいに共通して上位にあがっています。

表10 現在の生活で困っていること(上位5位) (複数回答)

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者	医療費の負担が大きい (17.1%)	障がいのために働けない (15.4%)	屋外の段差 (15.1%)	十分な収入が得られない (14.7%)	障がいに合わせた住宅改修 (10.7%)
知的障がい者	特別な目でみられる (36.7%)	家族以外に支援を頼む人がいない (30.0%)	十分な収入が得られない (25.8%)	障がいのために働けない (23.3%)	職業が限定される (20.8%)
精神障がい者	障がいのために働けない (53.5%)	十分な収入が得られない (53.5%)	職業が限定される (35.4%)	医療費の負担が大きい (33.9%)	趣味や生きがいをもてない (29.1%)
難病患者	医療費の負担が大きい (24.5%)	医療機関が近くにない (18.9%)	障がいのために働けない (18.9%)	特別な目でみられる (17.0%)	趣味や生きがいをもてない (13.2%)

3) 充実してほしい障がい者施策

身体障がい者及び難病患者では「医療やリハビリの充実」や「障がい者に配慮したまちづくり」が、知的障がい者及び精神障がい者では「保護者などが亡くなったあとの生活支援」や「就労援助や雇用促進」などが求められています（網掛けは30%以上の項目）

表 11 障がいのある人が暮らしやすいまちにするためには(上位5位)(複数回答)

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者	医療やリハビリの充実 (28.6%)	障がい者に配慮したまちづくり (27.4%)	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (25.2%)	在宅福祉サービスの充実 (24.0%)	障がい者が住みやすい住宅の確保 (21.3%)
知的障がい者	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (61.7%)	就労援助や雇用促進 (38.3%)	在宅福祉サービスの充実 (27.5%)	障がい児保育・障がい児教育の充実 (26.7%)	障がい者理解への啓発や交流の促進 (23.3%)
精神障がい者	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (39.4%)	就労援助や雇用促進 (38.6%)	在宅福祉サービスの充実 (37.8%)	障がいの予防・早期発見・発達支援体制 (29.9%)	福祉に関する情報提供や相談の充実 (29.9%)
難病患者	医療やリハビリの充実 (50.9%)	障がい者に配慮したまちづくり (41.5%)	在宅福祉サービスの充実 (32.1%)	障がいの予防・早期発見・発達支援体制 (30.2%)	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (30.2%)

2 現行計画の進捗状況

平成 16 年 3 月に策定した「新越谷市障害者計画」では、目標年度である平成 22 年度までに取り組むべき重点整備課題を掲げ、それぞれの目標数値を示しています。平成 18 年度までの進捗状況は表 12 のとおりです。

表 12 重点整備目標の進捗状況

区分	施策・事業	平成 18 年度実績	平成 22 年度目標	達成率 (%)	
地域生活支援	ホームヘルパーの派遣	63,487 時間 / 年	62,300 時間 / 年	102	
	ショートステイ	3,477 日 / 年	4,100 日 / 年	85	
	デイサービスセンター	1 箇所	2 箇所	50	
	生活支援センター	身体障がい者	1 箇所	2 箇所	50
		知的障がい者	1 箇所	2 箇所	50
		精神障がい者	2 箇所	2 箇所	100
	生活サポート事業	利用者数	220 人	260 人	85
		利用時間	6,644 時間	7,900 時間	84
手話通訳者の派遣	手話通訳登録者	7 人	20 人	35	
住まい・働く場・活動の場	グループホーム・生活ホーム	身体障がい者	6 箇所	11 箇所	55
		知的障がい者			
		精神障がい者			
	通所授産施設	身体障がい者	1 箇所	1 箇所	100
		知的障がい者	1 箇所	2 箇所	50
		精神障がい者	0 箇所	1 箇所	0
	精神障害者小規模作業所		4 箇所	5 箇所	80
	心身障害者地域デイケア施設	10 箇所	11 箇所	91	
障害者小規模通所授産施設					
就労支援センター		1 箇所	1 箇所	100	
施設	身体障害者療護施設	0 箇所	1 箇所	0	
	知的障害者通所更生施設	1 箇所	2 箇所	50	
	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	1 箇所	1 箇所	100	
療育支援	障害児通園事業	知的障がい児	1 箇所	1 箇所	100
		肢体不自由児	1 箇所	1 箇所	100

3 計画の主要課題

1) バリアフリーを一層推進する

障がい者を取り巻く社会的バリア(障壁)は、さまざまありますが、障がいや障がい者についての偏見・差別といった、「意識上の障壁」は依然として存在し、交通機関や建築物などハード面のバリアフリー化に加えて、心のバリアフリーを進めることが重要な課題になっています。

引き続き広報啓発を充実するとともに、日常的に、身近な地域やさまざまな場面で、障がいのある人とない人がふれあい・交流する機会を増やしていく必要があります。

2) 地域生活における生活支援体制を整備する

施設福祉から在宅福祉へ、国・県の施策の方向が大きく転換するなか、障がい者が地域でともに暮らし続けられる生活支援体制の整備が課題となっています。

ホームヘルパーなどの訪問系サービスや生活介護などの日中活動系サービスの充実に加えて、相談や情報提供、居住環境や就労環境など地域福祉のための基盤整備が求められるとともに、保健・医療・福祉の一層の連携強化が必要です。

3) 地域生活への移行を図るとともに、地域の実情を踏まえた施設サービスの充実を図る

障害者自立支援法により、従来の施設サービスは平成23年度末までに新体系の日中活動系・居住系サービスに移行することになっています。治療や指導・訓練を経て退院・退所が可能となった、精神疾患による入院患者や施設入所者については、地域で暮らすことが可能となるような支援策を推進し、地域生活への移行を促進していく必要があります。なお、入所施設については、真に施設入所が必要な方への支援に支障をきたすことのないよう配慮するとともに、短期入所の機能充実などを進める必要があります。

また、心身障害者地域デイケア施設などについては、地域活動支援センターやサービス事業所への移行を促進する必要があります。

4) 障害者自立支援法の施行に伴う支援体制を整備する

障がい福祉サービスの提供は、平成15年度から、障がい者自身が利用するサービスを選択し事業者と契約する「支援費制度」へ移行しました。さらに平成18年度からは障害者自立支援法が施行され、3障がい(身体障がい・知的障がい・精神障がい)のサービスの一元化、地域生活への移行や就労支援の強化等が

重要になっています。また、障がい者への情報提供や相談支援体制の整備、権利擁護、サービス評価体制の整備を推進していく必要があります。

5) 自立の促進と生活の質の向上を図る

施策の推進にあたっては、障がい者の「保護」から「自立の支援」への視点がますます重要になっています。また、障がいの特性をふまえた質の高いきめ細かなサービスが提供できるよう、ヘルパーなど従事者の量的・質的充実が求められています。

さらに、障がい者の生活への心のゆとりや自己実現への意向が強まっており、今後は、趣味やスポーツなど生活の質を高めるための施策の充実が必要になっています。

6) 市民との協働による福祉を推進する

身近な地域を基盤に福祉の充実を図るためには、市民の参加・協力が不可欠であり、多様化するニーズに対して、きめ細かく柔軟に即応できる市民の日常生活支援活動が期待されます。

市民による多様な地域福祉活動を支援するとともに、市民と行政が協働できるように、活動の基盤やシステムの整備を推進し、公・民による重層的な福祉サービスのネットワークを構築していく必要があります。

7) 効率的・効果的な事業展開を図る

本市の障がい者数は年々増加しており、ニーズも多様化しています。障害者自立支援法に伴い、サービスの実施主体として身近な市町村の果たす役割はますます重要になっています。厳しい財政状況下において増大・多様化するニーズに対応するためには、施策の重点化を図るとともに、効率的・効果的な事業展開を図ることが必要です。

第3章 計画の基本理念・3つの視点・基本目標

1 基本理念

平成10年度に策定した「越谷市障害者計画」において、障がい者がともに地域で暮らし、ともに学び、ともに活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」理念と、障がいの全人的な回復をめざす「リハビリテーション」の理念を基本として、

障がいがあっても、自分らしく「いきいき・すこやかに」暮らしていくことのできる地域社会の実現に向け、障がい者施策を推進してきました。

この間、障がい者を取り巻く環境は大きく変化していますが、この2つの理念は、障がい者福祉の普遍的なものであり、本計画においても継承していくこととし、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会をつくることをめざします。

2 3つの視点

本計画では、基本理念を施策化するにあたって、以下の3つの視点を重視し、障がい者施策の総合的な推進と福祉の向上をめざします。

1) 障がい者の自立への支援

障がいは、その個人の身体的あるいは精神的属性のひとつであり、障がいによって、人間としての尊厳が損なわれるようなことがあってはならず、また、障がい者自身も市民の一人として、そのもつ能力を生かし、自らの人生を切り拓いていくことが重要です。

この視点に立って、障がい者が日常の地域生活のあらゆる分野において、自ら選択し決定できるよう、その自立のための支援策や社会資源の充実をめざします。

2) 障がい者の生活の質の向上

障がい者が、生活を豊かにし、それぞれに生きがいと楽しさをもったライフスタイルをつくり、充実感のある日常を送ることができるよう、在宅サービスの充実をはじめ文化、スポーツ・レクリエーション活動の促進など、さまざまな分野にわたり生活の質の向上に努めます。

3) すべての人が住みよい福祉のまちづくり

障がい者にとって住みよい社会は、すべての人にとって住みよい社会にほかなりません。この視点に立って、すべての障がい者が地域で人とのつながりを保ちながら自立した生活ができるように、市民との協働による地域福祉の展開を図ります。

3 基本目標

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会をめざすために、以下の4つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

1) バリアフリーのまちづくりをめざして

障がい者を取り巻くバリア（障壁）はさまざまありますが、心（意識上）のバリアはなお依然として存在しています。障がい者とのふれあいの機会や場を拡大し、理解を深めるなかで、心のバリアの除去をめざします。

また、安心して生活活動ができるように、連続性・一体性に配慮しながら、道路や公共的建築物などのハード面でのバリアフリー化を計画的に推進するとともに、移動への支援の充実を図り、外出しやすく、安心して暮らし続けられるまちづくりをめざします。

2) 健やかで安心できる障がい者の地域生活をめざして

地域で安心して自立した生活が送れるように、障がいの重度化・重複化と介護者の高齢化をふまえた保健医療サービスやホームヘルパーなどの訪問系サービスの充実を図ります。

また、障がい者が自らの選択によって地域での自立生活が実現できるように、グループホームなどの住まいの場や地域活動支援センターなどの日中活動系サービスの場などを確保し、障がい者の地域生活を総合的に支援する体制の確立をめざします。

3) 自立を促し、暮らしの質の向上をめざして

障がい者の自立と社会参加を促すとともに、生活の質の向上をめざし、学び・働き・遊ぶことについて自立的に実践できるように、支援の仕組みや受け入れ体制づくりに努めます。

4) 地域からの福祉のまちづくりをめざして

民間サービス事業者の参入促進やNPO・ボランティア団体などによる福祉活動の促進に努め、市民との協働による地域福祉の推進を図ります。また、地域を基盤にした福祉のネットワークづくりを推進します。

第4章 施策の体系

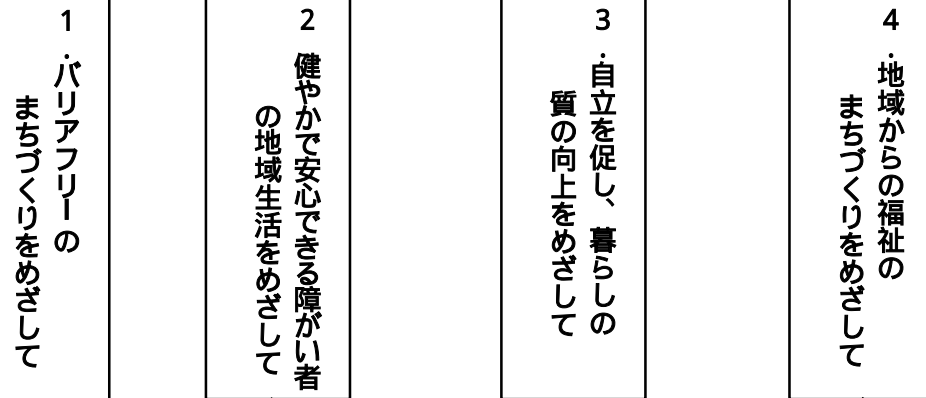
基本理念

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

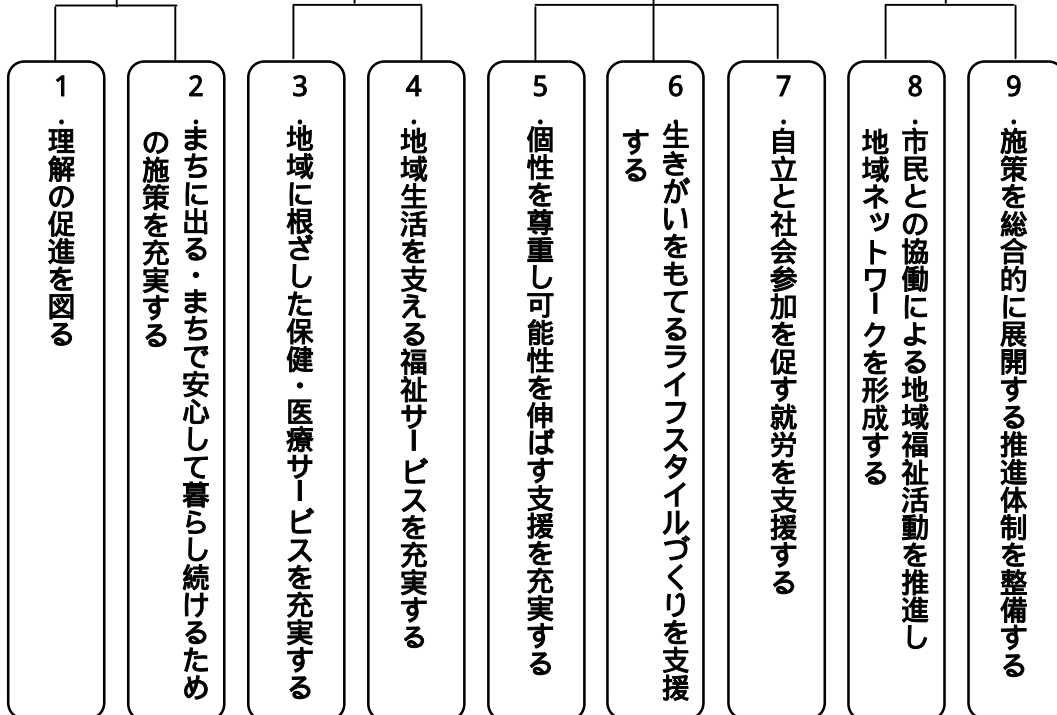
視点

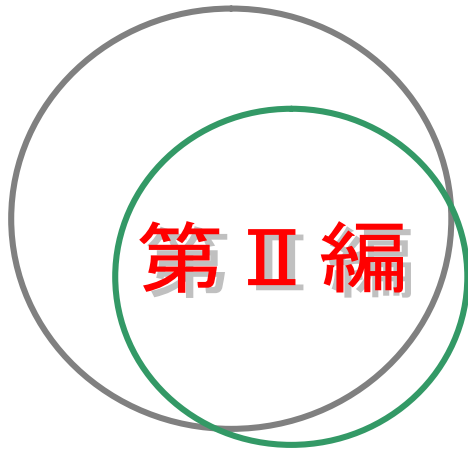
障がい者の自立への支援
障がい者の生活の質の向上
すべての人が住みよい福祉のまちづくり

基本目標



施策





第Ⅱ編

施策

- 第 1 章 理解の促進を図る
- 第 2 章 まちに出る・まちで安心して暮らし続けるための施策を充実する
- 第 3 章 地域に根ざした保健・医療サービスを充実する
- 第 4 章 地域生活を支える福祉サービスを充実する
- 第 5 章 個性を尊重し可能性を伸ばす支援を充実する
- 第 6 章 生きがいをもてるライフスタイルづくりを支援する
- 第 7 章 自立と社会参加を促す就労を支援する
- 第 8 章 市民との協働による地域福祉活動を推進し地域ネットワークを形成する
- 第 9 章 施策を総合的に展開する推進体制を整備する

第1章

理解の促進を図る

【現況と課題】

障がいのある人となない人が地域の中で、ともに学び、ともに働き、ともに暮らすためには、交通機関・建築物などの都市環境や社会制度、文化・コミュニケーション環境など、障がい者を取り巻くさまざまな障壁（バリア）を取り除く必要があります。とりわけ重要なことは、心のバリアを取り除くことです。

これまで本市では、広報・啓発活動、交流活動やボランティア活動の促進などを通じて、ノーマライゼーション理念の普及啓発と障がい者に対する理解の促進に努めてきました。

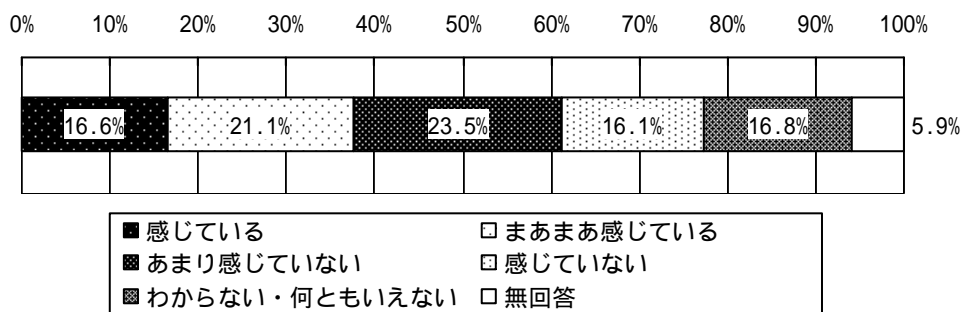
しかしながら、これからの福祉には地域全体で支えあうことがますます重要になってきており、市民の障がい者福祉への関心の高まりや、ボランティア活動など自発的な支援活動を一層推進していく必要があります。

障がい者福祉を向上し、誰もがいきいきと安心して暮らせる地域社会をつくるためには、身近な地域社会において障がいのある人となない人が日常的に交流できるような環境をつくりだし、障がい者に対する理解を深められるようにすることが大切です。

特に、障がいのあるなしに関わらず子どもの頃からともに育ち、ともに学ぶことにより、心のバリアフリーが育まれ、こうした児童生徒の成長により地域のノーマライゼーションが進展します。

今後は、すべての市民が尊重され、社会に参加し生きがいをもって生活できるよう、障がいのある人もない人もともに理解しあい、交流できる機会や場を身近な地域で拡充するとともに、障がい者が地域のさまざまな場に参加しやすいような環境づくりを積極的に進めていく必要があります。

図 10 障がいのある人とない人の接する機会の増加(アンケートから)



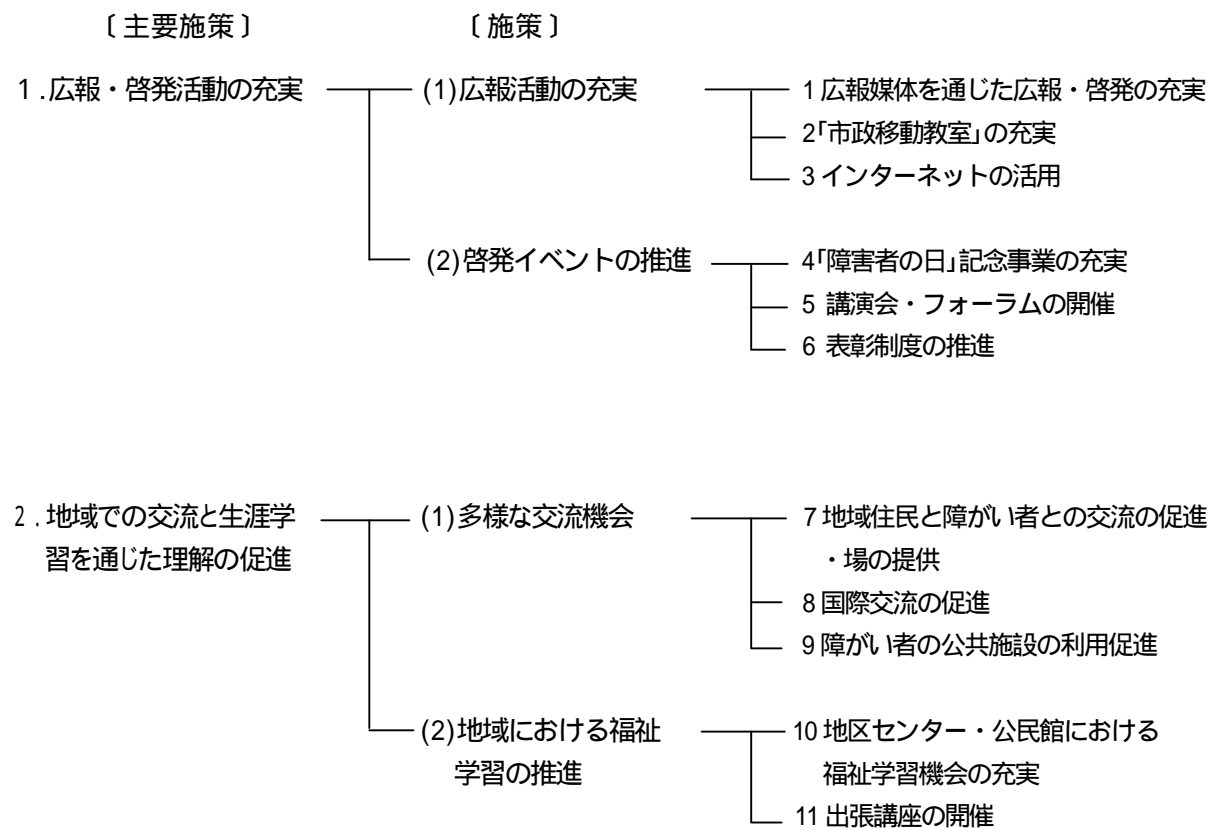
【施策の方向】

ノーマライゼーション理念の普及啓発と障がい者や障がい者問題に対する市民の理解を深めるため、関係機関・団体などと連携して広報活動の充実を図るとともに、「ともに地域で暮らす」という視点から、啓発イベントの促進や講演会・フォーラムの開催など各種啓発事業を展開し充実します。

コミュニティ施設において、障がいのある人もない人もともに理解しあい交流できる機会の拡充を図るなど、ハード・ソフトの両面から交流活動環境の整備に努めます。また、家庭や地域の連携を図り、障がいのある人もない人も「ともに地域で暮らす」地域の一員として共感しあえるような生涯学習の実践に努め、相互理解の促進に努めます。

施策の体系

第1章 理解の促進を図る



主要施策 1 広報・啓発活動の充実

(1) 広報活動の充実

1 広報媒体を通じた広報・啓発の充実

広報紙による広報・啓発を充実するとともに、「市民ガイドブック」の定期的な全面改訂（全戸配布）を行い、新情報の提供とガイドブックとしてより使いやすいようにします。また、視覚に障がいがあり希望する人に配布するため、「広報こしがや点字版」を発行します。なお、市提供テレビ広報番組「いきいき越谷」に手話通訳を入れ制作・放送し、今後も内容の充実に努めます。（広報広聴課、関連各課）

2 「市政移動教室」の充実

市民が市政に対する理解を深められるよう、個人や団体を対象とした「市政移動教室」を活用し、施設見学会の充実に努めます。（広報広聴課）

3 インターネットの活用

ICT（情報コミュニケーション技術）の発展を踏まえ、だれも見やすく使いやすい「越谷市アクセシビリティガイドライン」に沿ったホームページづくりと「障害者の日」記念事業ふれあいの日などのイベント情報や交流事業の広報・啓発に努めます。

さらに、バリアフリーマップ（Web 版）を掲載して、各施設のきめ細かい情報提供を行います。（広報広聴課、関連各課）

(2) 啓発イベントの推進

4 「障害者の日」記念事業の充実

「障害者の日」記念事業ふれあいの日を開催し、市民から多くのポスターを募集するなど事業の周知と障がいに対する理解の促進を図り、障がい者をはじめより多くの市民の参加を促進するため、内容の充実に努めます。またあわせて、各種イベントへの参加も促進します。（障害福祉課、児童福祉課、総務課）

5 講演会・フォーラムの開催

市民が障がい者問題について理解を深められるよう、関係機関・団体と連携・協力して、精神保健福祉講演会などを開催します。（障害福祉課）

6 表彰制度の推進

市民による福祉活動を促進し、福祉の風土づくりを進めるため、今後も越谷市社会福祉大会における福祉実践活動功労者・団体などの表彰制度を推進します。
(健康福祉部、児童福祉部)

主要施策2 地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進

(1) 多様な交流機会・場の提供

7 地域住民と障がい者との交流の促進

障がい者への理解を促すため、障がい者団体や福祉施設、ボランティア活動実践者などが行う地域との交流事業を支援します。また、地区コミュニティ推進協議会による活動を支援し、世代間交流事業やまつりなど地域行事を通じた地域住民と障がい者との交流を促進します。(障害福祉課、児童福祉課)

8 国際交流の促進

障がい者が諸外国の文化にふれ国際理解が深められるよう、国際交流員の福祉施設への訪問や姉妹都市キャンベルタウン市青少年使節団の市内養護学校訪問など青少年を中心とした諸外国の人々との交流を推進します。(秘書課)

9 障がい者の公共施設の利用促進

障がい者と地域住民が気軽に交流できるように、地区センター・公民館、交流館などのコミュニティ施設のバリアフリー化や使用料の減免などを行い、公共施設の利用の促進を図ります。(地域活動推進課、関連各課)

(2) 地域における福祉学習の推進

10 地区センター・公民館における福祉学習機会の充実

市民が身近なところで福祉に関する学習機会が得られるよう、地区センター・公民館などにおけるボランティア体験講座など、福祉学習機会の充実を図ります。
(生涯学習課)

11 出張講座の開催

地区センター・公民館との連携を密にし、出張講座の活用を図るとともに、地域からの福祉づくりを推進します。(障害福祉課)

第2章

まちに出る・まちで安心して 暮らし続けるための施策を充実する

【現況と課題】

障がい者が地域社会の中で活動し、自立した日常生活を営むためには、住宅をはじめ公共的建築物、道路・交通などのバリアフリー化が図られなければなりません。

本市ではこれまで、バリアフリーに関する法律や「埼玉県福祉のまちづくり条例」などに基づいて公共施設等のバリアフリー化に取り組んできたところですが、平成18年6月にハートビル法や交通バリアフリー法が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が成立しました。このようなことから、今後も障がいのある人もない人もすべての人が自由に移動し、あらゆる分野の活動に参加できるよう、市民、行政、事業者が一体となって、生活環境の改善に取り組んでいく必要があります。また、バリアフリー建築物や空間などの情報提供も推進する必要があります。

住宅については、本市では比較的持ち家率が高いことをふまえ、住宅改善への支援を充実するとともに、市営住宅のバリアフリー化を推進し、障がい者向け住宅の確保を図る必要があります。

公共的建築物やふれあい・憩いの場である公園・緑地などオープンスペースのバリアフリー化についても、引き続き推進する必要があります。

道路環境については、歩道の整備が計画的かつ着実に進められていますが、これにあわせ段差の解消や幅の広い歩道の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などが求められており、一層の推進が必要です。また、歩行の障がいとなる放置自転車などについても指導を強化する必要があります。

鉄道や路線バスは、障がい者の活動範囲を広げる大切な移動手段であり、今後もバスステーションの整備充実や車いすの利用者が乗車しやすい超低床ノンステップバスの導入などを事業者働きかけていく必要があります。

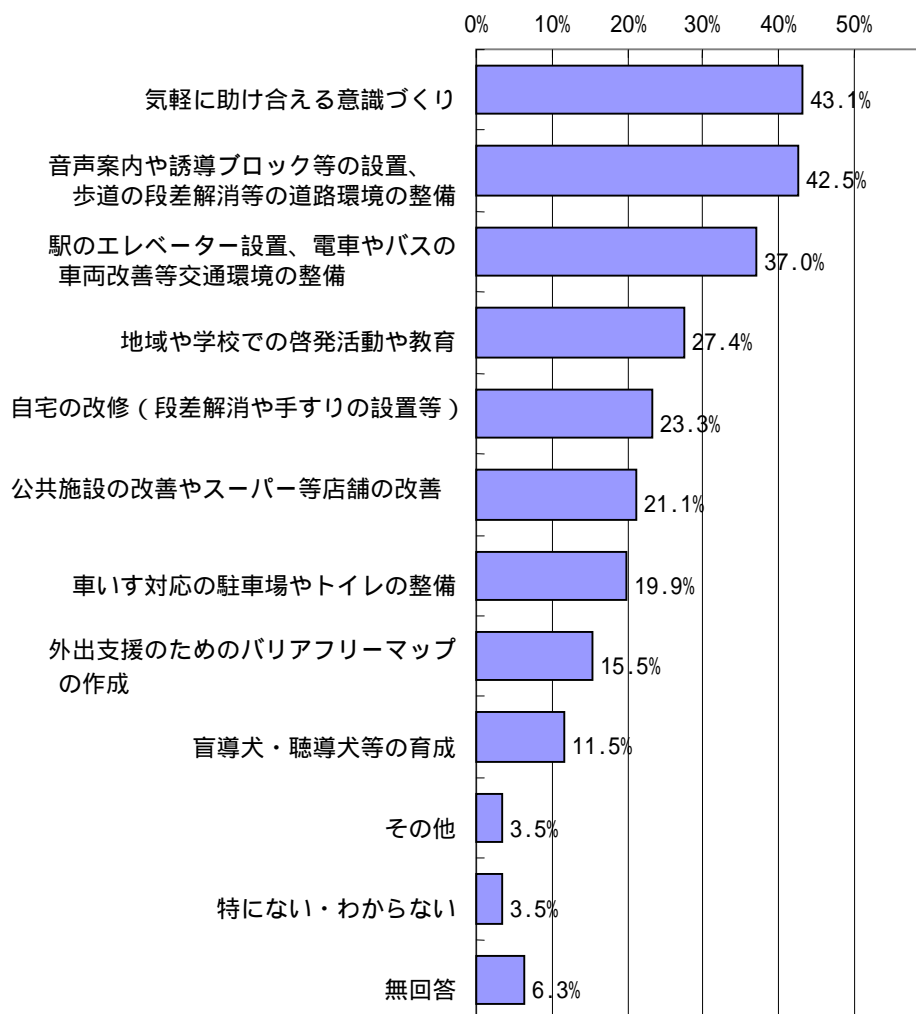
また、障がい者の多くは外出する際、介助が必要です。従来から実施されているガイドヘルパー派遣事業や介護人派遣事業に対する利用意向も依然高いことから、障害者自立支援法の移動支援事業とあわせて制度の有効活用を図っていく必要があります。

障がい者が地域生活を送る上で、情報のバリアフリー化も課題です。障がい者が必要とする情報を必要なときに利用できるようにするためには、障がいの特性にあった情報提供の方法を工夫し、充実していく必要があります。

近年の大地震や豪雨災害では、高齢者や障がい者などが被害を受けるケースが多く見受けられ、災害時に支援を要する方に対する防犯・防災体制の強化が急務となっています。障がい者の多くは災害時に身を守ることへの不安を抱いており、迅速な避難誘導體制の確立、地域ぐるみの協力体制、緊急情報提供体制の確立などが望まれています。

障がい者の権利擁護については、日常生活自立支援事業や成年後見制度の実施など、制度・事業では進展がみられます。支援費制度の導入を契機に、権利擁護はますます重要な課題になっており、今後、さらに各事業の普及・充実に努める必要があります。

図 11 バリアフリーのまちづくりに必要なこと(アンケートから)



【施策の方向】

障がいのある人もない人も安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりに関する法律や条例に基づき、一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、多くの市民が利用する公共的建築物のバリアフリー化を推進します。

障がい者が在宅での生活が安心して続けられるよう、公営住宅の建て替えなどの際には障がい者に配慮した住宅の確保や住宅改善への支援などを行い、住宅環境の整備に努めます。

障がい者が積極的にまちに出て、行動範囲を広げられるよう、段差のない歩道や視覚障がい者誘導用ブロックなど歩行空間の整備を計画的に推進するとともに、公共交通機関が使いやすくなるよう、鉄道駅舎や路線バスのバリアフリー化を促進し、道路・交通環境の整備に努めます。

福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券、自動車改造費の助成など各種福祉事業の推進をはじめ、重度障がい者の生活範囲拡大を支援するため、障害者自立支援法の移動支援事業と調整を図りながら、視覚障がい者や全身性障がい者・重度知的障がい者の移動手段の充実に努めます。

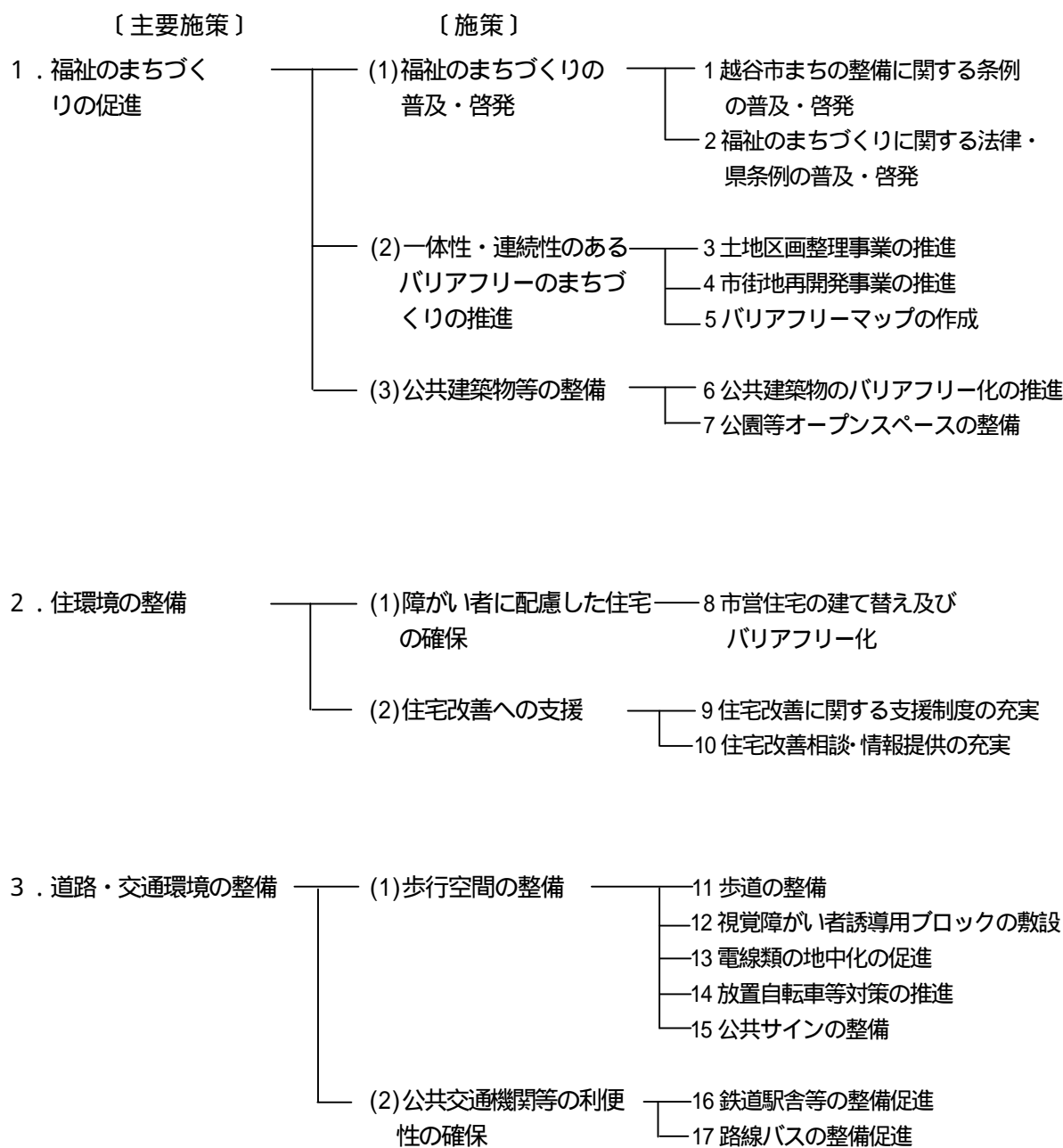
障がい者の地域での暮らしと生活の質の向上をめざし、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、市民による多様な情報支援活動を促進し、視覚や聴覚などの障がいの状況に応じた情報提供及びコミュニケーション支援の充実に努めます。

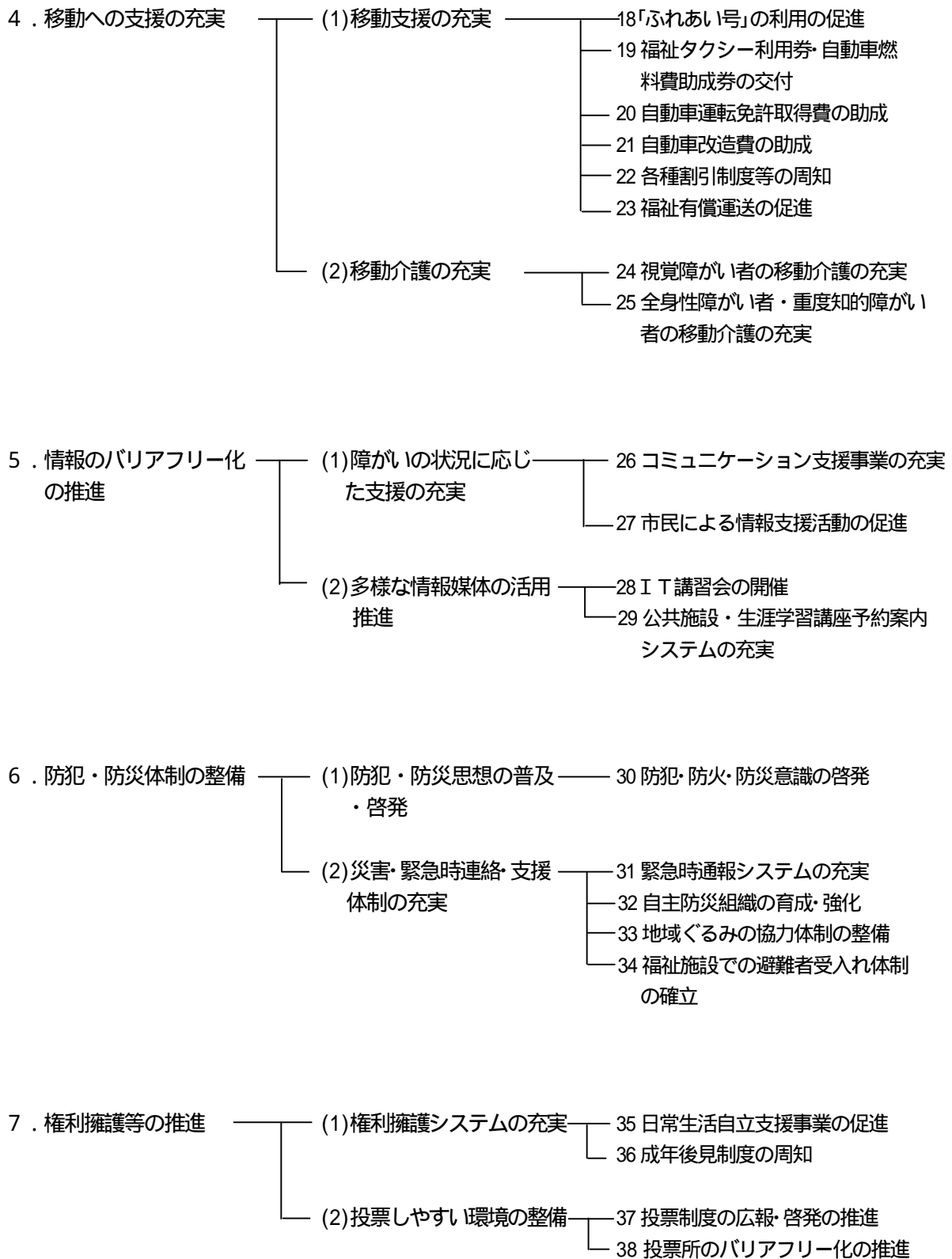
災害などの緊急時に障がい者の安全が確保されるよう、障がい者の防災訓練などへの参加・啓発を行うとともに、災害発生時の対応方法などについて周知を図ります。また、緊急時の連絡のため、緊急時通報システムの充実に努めるほか、地域全体で安全確保に取り組めるよう、自主防災組織への支援を行います。

障がい者がその権利を侵されることなく安心して地域で生活ができるよう、意思表示能力や判断能力の低下などにより生活に不安を感じている人に対し、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知及び利用促進に努めます。

施策の体系

第2章 まちに出る・まちで安心して暮らし続けるための施策を充実する





主要施策1 福祉のまちづくりの促進

(1) 福祉のまちづくりの普及・啓発

1 越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発

市民や民間事業者に対し、福祉のまちづくりについて啓発を行なうとともに、「越谷市まちの整備に関する条例」の普及に努めます。(関連各課)

2 福祉のまちづくりに関する法律・県条例の普及・啓発

事業者に対し、県と協力して、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などの福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努めます。(関連各課)

(2) 一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりの推進

3 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業を通じて、歩道の段差を解消するなど、安全な歩行空間のあるまちづくりを推進します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
区画整理事業 (街路事業)	街路延長 18,000m	街路延長 39,600m	市街地整備課

4 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業を推進し、事業者に対し、ユニバーサルデザインの導入など、バリアフリーの誘導を図ります。(再開発課)

5 バリアフリーマップの作成

障がい者などが安心してまちに外出し、また行動範囲を拡大できるよう、障がい者の参画を得て公共的施設などのバリアフリー状況をまとめたマップを作成するとともに、掲載情報の充実に努めます。(障害福祉課)

(3) 公共的建築物等の整備

6 公共的建築物のバリアフリー化の推進

県条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、障がい者の利用に配慮した施設・設備となるよう事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を推進します。(建築住宅課)

7 公園等オープンスペースの整備

市民の憩いの場として、また災害時の避難場所として利用できるよう、公園・緑地などオープンスペースの整備を計画的に推進します。また、出入り口の段差の解消や多機能トイレの設置など、障がい者に配慮した公園などの整備・改修を推進します。(公園緑地課)

主要施策2 住環境の整備

(1) 障がい者に配慮した住宅の確保

8 市営住宅の建て替え及びバリアフリー化

市営住宅の建て替えに際して、戸数増を図るとともに、高齢者や障がい者に配慮した住宅仕様を確保します。また、既設市営住宅について、入居者の状況を考慮し、手すりの設置や段差の解消などバリアフリー化を推進します。(建築住宅課)

(2) 住宅改善への支援

9 住宅改善に関する支援制度の充実

高齢者等住宅改造整備助成など、各種の住宅改善・整備のための助成制度の周知に努めるとともに、制度の充実を図ります。(障害福祉課)

10 住宅改善相談・情報提供の充実

埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携を強化し、住宅改善についての相談を充実します。また、越谷市住まいの情報館を通じて、バリアフリー住宅や耐震性住宅、耐火性住宅、環境共生住宅などに関する情報提供を充実します。(障害福祉課、建築住宅課)

主要施策 3 道路・交通環境の整備

(1) 歩行空間の整備

11 歩道の整備

安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の新設を推進するとともに、既設歩道の広幅員化や段差の解消を推進します。また、自転車利用の増大に伴い、歩行者と自転車が安全で快適に通行できるよう、歩行空間の確保や広幅員化を図るための多様な方策を検討します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
歩道の新設（市道）	延長 221,850m	延長 302,900m	道路街路課
歩道の改修（市道）	延長 9,768m	延長 14,400m	

12 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

視覚障がい者の歩行の安全を確保するため、駅周辺や公共施設周辺の歩道や都市計画道路の整備において、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を推進します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設（市道）	延長 24,569m	延長 29,200m	道路街路課

13 電線類の地中化の促進

歩行空間の拡大のほか都市災害の防止や都市景観の向上を図るため、駅や公共施設周辺の幹線道路、さらには都市の成熟度が高く電力や通信需要の安定した路線や地域について、電線類の地中化を促進します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
電線類の地中化（市道）	延長 6,780m	延長 11,500m	道路街路課

14 放置自転車等対策の推進

駅周辺の環境悪化の防止や通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図るため、自転車等誘導員を配置し、自転車利用者への指導や駐車秩序の保持のための整理・撤去を推進し、放置自転車等の防止に努めます。

また、保管期間が過ぎた引き取りのない自転車等については、資源の有効利用を図るリサイクルを推進します。(くらし安心課)

15 公共サインの整備

「越谷市公共サインマニュアル」に基づき、案内誘導を目的とした公共サインなどの整備を計画的に推進し、誰にでもわかりやすいものとします。(都市計画課)

(2) 公共交通機関等の利便性の確保

16 鉄道駅舎等の整備促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障がい者が駅を利用しやすいように、鉄道事業者に対して、エレベーター・エスカレーター・多機能トイレなどの設置をはじめ、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など安全で統一した案内誘導装置の整備を働きかけます。(都市計画課、関連各課)

17 路線バスの整備促進

バス事業者に対し、公共施設などを経由して住宅地と最寄り駅を結ぶ通勤・通学に利用できるようなバス路線の新設や既設路線の拡充などを要望します。また、利用者の安全性・利便性を向上するため、バスステーションへの待合室やベンチなどの設置並びに車いすなどが利用しやすい超低床ノンステップバスの導入を働きかけるとともに、その導入に際し、バス事業者に購入費用の一部を助成します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成 18 年度	平成 22 年度	
ノンステップバスの導入促進 (路線バス)	14 台	20 台	都市計画課

主要施策 4 移動への支援の充実

(1) 移動支援の充実

18 「ふれあい号」の利用の促進

社会福祉協議会が行っている歩行困難な身体障がい者や高齢者のためのリフト付きワゴン車「ふれあい号」の利用の促進を図ります。(障害福祉課、社会福祉協議会)

19 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付

在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付し、費用の一部を助成します。(障害福祉課)

20 自動車運転免許取得費の助成

障がい者の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。(障害福祉課)

21 自動車改造費の助成

重度障がい者の社会参加を支援するため、所有する自動車を改造する場合、費用の一部を助成します。(障害福祉課)

22 各種割引制度等の周知

障がい者の外出、積極的な社会参加を促進するため、交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引、駐車禁止の除外などの制度の周知を図ります。(障害福祉課)

23 福祉有償運送の促進

NPO法人等が実施する福祉有償運送を促進するため、埼玉南地区福祉有償運送市町共同運営協議会において必要事項を協議するとともに、指導・助言を行います。(社会福祉課、関連各課)

(2) 移動介護の充実

24 視覚障がい者の移動介護の充実

視覚障がい者の社会参加などのための外出を支援するため、障害者自立支援法の移動支援事業の充実を図ります。また、移動支援事業を補完するため、ガイドヘルパー派遣事業の充実に努めます。(障害福祉課)

25 全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実

介護が必要な重度身体障がい者・知的障がい者の外出を支援するため、ホームヘルプサービスや移動支援事業との調整を図りながら、全身性障がい者及び知的障がい者の介護人派遣事業の充実に努めます。(障害福祉課)

主要施策 5 情報のバリアフリー化の推進

(1)障がいの状況に応じた支援の充実

26 コミュニケーション支援事業の充実(4章に再掲)

聴覚障がい者及び音声または言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者派遣事業を充実します。また、要約筆記奉仕員を養成・確保し、市独自の派遣体制の整備に向けて取り組みます。(障害福祉課)

27 市民による情報支援活動の促進

聴覚や視覚などの障がいのある人の情報のバリアフリー化のため、点訳、音訳、要約筆記などを行う市民のボランティア活動を支援するとともに、広報紙などの点訳、音訳版を提供します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
声のおたより	1,932部	2,070部	障害福祉課 社会福祉協議会 [実施主体]

(2)多様な情報媒体の活用推進

28 IT講習会の開催

障がい者がパソコンなどを活用してより多くの情報を得られるように、IT(情報通信技術)講習会を開催します。(障害福祉課)

29 公共施設・生涯学習講座予約案内システムの充実

本市を含む近隣の5市1町で構成する「埼玉県東南部都市連絡調整会議」において運用している、公共施設や生涯学習講座の各種情報の案内、空き状況の照会や予約の申し込みをパソコンや携帯電話などから24時間・365日行えるシステムの充実に努めます。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
埼玉県東南部地域公共施設・生涯学習講座予約案内システムの充実	登録者数 5,771 人	登録者 9,300 人	企画課

主要施策 6 防犯・防災体制の整備

(1) 防犯・防災思想の普及・啓発

30 防犯・防火・防災意識の啓発

広報紙、パンフレット、講習会の開催などにより、市民の防犯・防火・防災意識の啓発に努めます。また、市が行う防災訓練への障がい者の参加を促進するとともに、地域において関係団体と連携した自主防災組織などが実施する防災訓練を支援します。(危機管理課、消防本部)

(2) 災害・緊急時連絡・支援体制の充実

31 緊急時通報システムの充実

聴覚障がい者や重度身体障がい者の緊急時の対応を図るため、緊急時に消防署に通報できるWEB119番・FAX119番通報システムの周知を図るとともに制度の充実に努めます。(障害福祉課・消防本部)

32 自主防災組織の育成・強化

災害に備え自分たちの地域は自分たちで守るという意識を基盤に、自主防災組織の整備を促進するとともに、活動を支援します。(危機管理課)

33 地域ぐるみの協力体制の整備

災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、コミュニティ推進協議会などの連携を図り、災害時要援護者登録制度などの地域ぐるみの協力体制づくりを推進します。(協働安全部、健康福祉部、児童福祉部、関連各部)

34 福祉施設での避難者受入れ体制の確立

災害発生時に近隣の災害時要援護者をはじめとした被災者の避難施設となるように社会福祉施設の活用を推進します。(危機管理課、関連各課)

主要施策7 権利擁護等の推進

(1) 権利擁護システムの充実

35 日常生活自立支援事業の促進

判断能力などの低下により権利を侵害されやすい障がい者や認知症高齢者のため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助などを行う社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を促進します。(障害福祉課、社会福祉協議会 [実施主体])

36 成年後見制度の周知

成年後見制度の周知を図るとともに、制度を必要とする人への利用の支援に努めます。(障害福祉課)

(2) 投票しやすい環境の整備

37 投票制度の広報・啓発の推進

障がい者の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票など法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を充実します。(選挙管理委員会事務局)

38 投票所のバリアフリー化の推進

障がい者の投票を促進するため、投票所の段差の解消など、投票しやすい環境づくりを推進します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
投票所のバリアフリー化	88%	92%	選挙管理委員会事務局

第3章

地域に根ざした保健・医療サービスを 充実する

【現況と課題】

病気の後遺症に起因する中途障がい者が増加傾向にあるとともに障がいの重度化傾向もみられ、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防対策の強化とあわせ障がいを早期に発見し、早期治療、訓練につなげていくことが重要になっています。このため、健康診査や健康教育、健康相談、機能訓練など保健事業の一層の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに強化することが必要になっています。

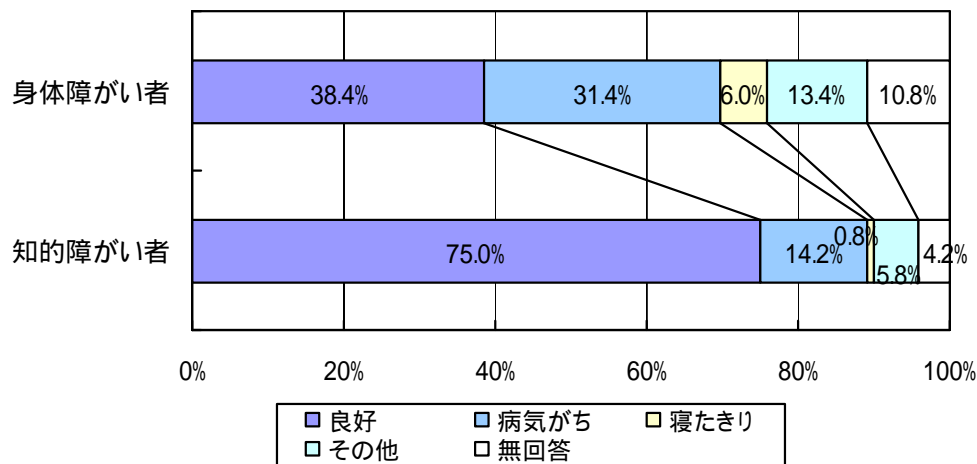
本市では、健康づくり行動計画「いきいき越谷 21」を策定し、市民主体の健康づくり活動を推進しているところですが、平成 18・19 年度に実施した計画の中間評価の結果を踏まえて、引き続き各世代や地域のニーズに対応しつつ、市民一人ひとりの健康状態に応じたきめ細かな支援を図っていく必要があります。

心身の発達に不安のある子どもに対して、発達相談を実施し、支援を行っているほか、障がい児に対して通園による施設訓練などを行っています。一方、障がいの多様化に対応した療育機能の整備が課題になっており、今後、保健・医療・福祉との連携に努め、一人ひとりの健やかな発達を支援していく必要があります。

また、障がいの重度化・重複化と障がい者の高齢化により、障がい者の健康状態は全般に低下傾向にあり、障がい者の健康への不安は強く、きめ細かな保健サービスの推進が求められています。

本市の医療体制は初期救急医療から第三次救急医療まで整っているところですが、医療ニーズも強く、地域で暮らす障がい者が安心できるような診療体制の充実と医療費負担の軽減が望まれています。

図 12 現在の健康状態(アンケートから)



【施策の方向】

乳幼児健康診査や医療制度改革等とともに健康診査事業等を着実に実施し、病気や異常の早期発見、早期治療、早期療育に努めるほか、障がいの原因ともなるメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や寝たきり防止に積極的に取り組みます。また、市民主体の食生活の改善や運動を通じた健康づくり活動を推進するとともに、精神的な健康を保持・増進することができるよう心の健康づくりを推進します。

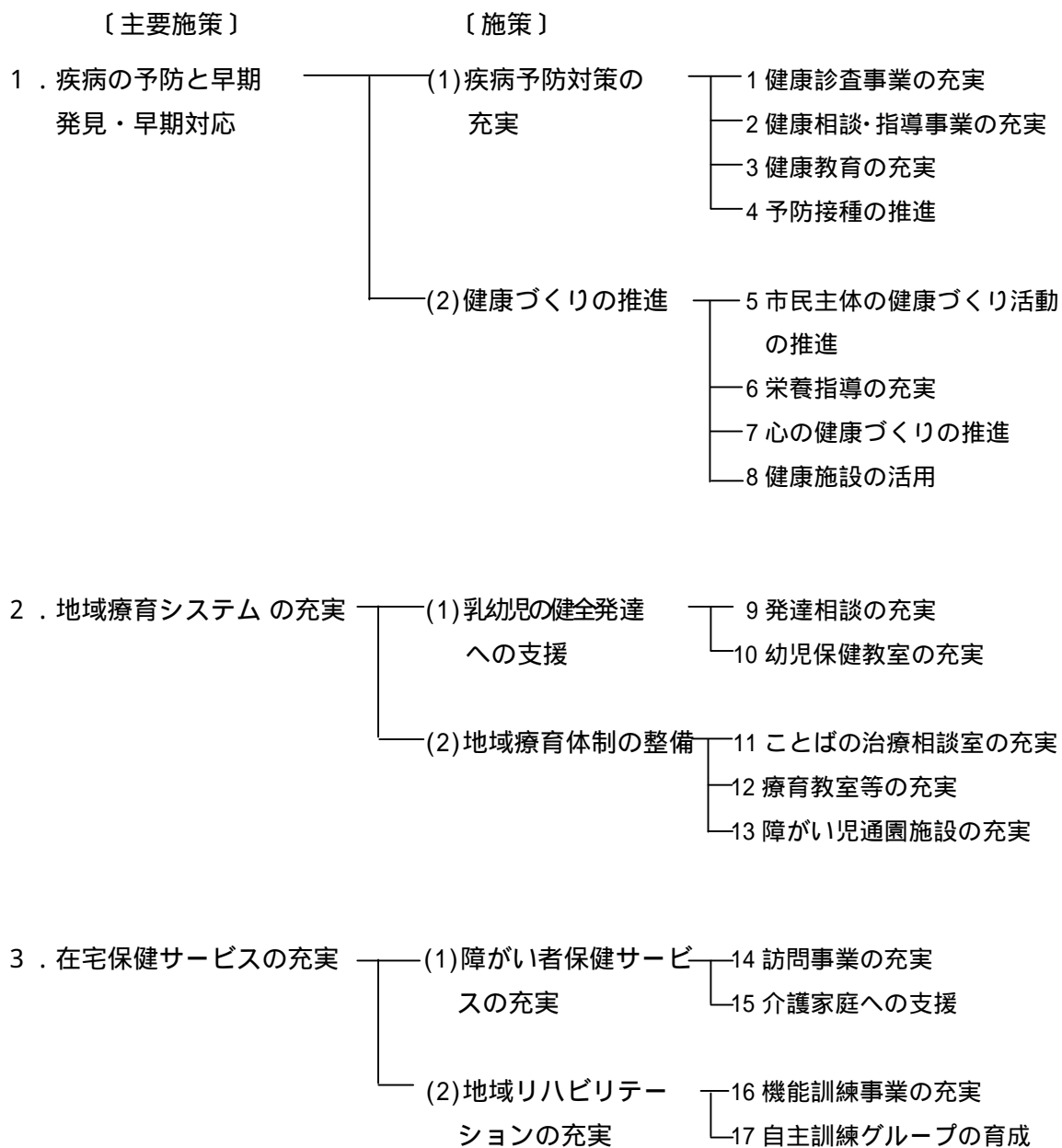
心身の発達に不安や障がいのある子ども一人ひとりの健やかな発達を支援するため、できる限り早い時期から個性にあわせた療育が受けられるよう、医療・保健・福祉の連携に努めます。また、障がい児施設を整備し、通園事業の効果的な推進と専門性の向上を図ります。

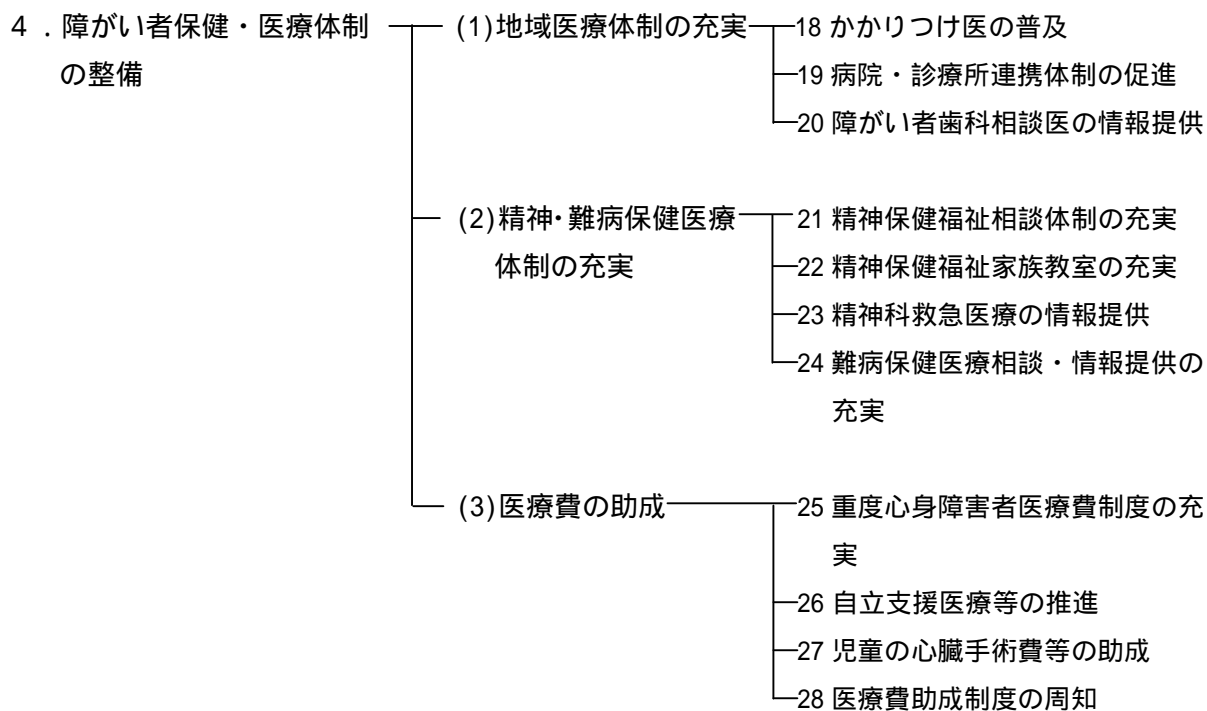
障がい者の健康を保持し重度化を防止するため、在宅障がい者への訪問指導や健康診査など保健事業を充実します。また、退院患者の機能訓練が地域で円滑に進められるよう関係機関との連携を強化するとともに、介護保険サービスに該当しない障がい者や軽度の障がいのある方に対して、身近な地域で機能訓練や生活訓練が受けられるよう保健事業を継続します。

精神保健福祉に関する相談・援助を充実し、関係機関と協力して医療・福祉と連携した幅広い地域精神保健福祉活動を展開し、精神障がい者の社会復帰の促進を図るほか、難病対策の充実に努めます。また、障がい者の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努めるとともに、各種医療費制度の周知、充実に努め、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

施策の体系

第3章 地域に根ざした保健・医療サービスを充実する





主要施策 1 疾病の予防と早期発見・早期対応

(1) 疾病予防対策の充実

1 健康診査事業の充実

疾病などを原因とする障がいの予防と障がいの早期発見のため、妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査、健康診査（越谷市国民健康保険被保険者の特定健康診査を含む）、がん検診、歯科健康診査など、各種健康診査事業を充実します。健康診査の事後フォロー体制（越谷市国民健康保険被保険者の特定健康診査を含む）の充実を図ります。（市民健康課、国民健康保険課、高齢介護課）

2 健康相談・指導事業の充実

健康診査受診後の相談・指導を充実するとともに、気軽に幅広く健康相談が受けられるよう、地区センター・公民館などの身近なところでの相談機会を増やします。また、妊産婦・新生児の家庭訪問を充実します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成 18 年度	平成 22 年度	
健康相談事業	414 回	500 回	市民健康課 高齢介護課
妊産婦・新生児訪問事業	2,207 件	2,800 件	

3 健康教育の充実

各種健康診査結果を活用し、地区センター・公民館などの身近な施設で、市民のニーズに対応した適切で効果的な健康教育事業を実施します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成 18 年度	平成 22 年度	
健康教育（集団）	6,801 人	6,600 人	市民健康課 高齢介護課

4 予防接種の推進

感染症を原因とする障がいを予防するため、かかりつけ医による接種を推進するとともに、未接種者の把握に努め、接種率の向上を図ります。（市民健康課）

(2)健康づくりの推進

5 市民主体の健康づくり活動の推進

生活習慣病を予防し健康寿命を延ばすため、健康づくり行動計画「いきいき越谷21」を推進するなかで、住民主体の積極的な健康づくり活動を支援し推進します。(市民健康課)

6 栄養指導の充実

健康診査受診後の個別栄養相談や食生活改善のための栄養教室の開催などを通じて、生活習慣病予防のための栄養指導を充実します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
栄養教室・相談の開催	年111回	年120回	市民健康課
住民組織による食生活改善事業	年37回	年50回	
住民ボランティアの養成*	食生活改善推進員養成講座 1コース/年	食生活改善推進員養成講座 2コース/年	

* 市民健康大学の基礎講座、専門講座として実施

7 心の健康づくりの推進

生きがいのある心豊かな人生が送れるよう関係機関と連携しながら、生涯各期における心の健康づくり事業を推進します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
心の健康教室	4回	4回	市民健康課 高齢介護課

8 健康施設の活用

県民健康福祉村や県立大学と連携して、転倒予防教室や健康体操教室などの運動を通じた市民の健康づくりを推進します。(市民健康課)

主要施策2 地域療育システムの充実

(1) 乳幼児の健全発達への支援

9 発達相談の充実

医療機関との連携を密にし、保健指導を必要とする幼児に援助ができるよう発達相談などの相談指導体制を充実します。(市民健康課)

10 幼児保健教室の充実

幼児期の健全な発達を支援するため、主に2～3歳の子どもをもつ親同士の交流や、「食生活」「歯の管理」「日常生活の過ごし方」「アレルギー疾患」などの講話や運動指導を行う教室を開催します。(市民健康課)

(2) 地域療育体制の整備

11 ことばの治療相談室の充実

言語聴覚士などのスタッフ体制を充実するとともに、関係機関と連携し対象を小学校や特別支援学校に通学している児童に拡大することを検討します。(児童福祉課)

12 療育教室等の充実

早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センター、ことばの治療相談室、みのり学園、あけぼの学園、保育所などとの連携を図ります。また、幼児期におもちゃや遊びを通して、心身の発達をより豊かにできるよう、おもちゃ図書館の充実を図ります。(児童福祉課)

13 障がい児通園施設の充実

みのり学園、あけぼの学園における療育機能を充実し、発達支援の向上に努めるとともに、心身障がい児の相談・指導・訓練などを行う拠点施設として、施設を一体的に整備します。(児童福祉課)

主要施策 3 在宅保健サービスの充実

(1) 障がい者保健サービスの充実

14 訪問事業の充実

障がい者、高齢者の健康の保持・増進と重度化の防止を図るため、訪問健康診査や在宅訪問歯科保健事業（健康診査・保健指導）などの保健事業を充実するとともに、保健師・栄養士・理学療法士などによる訪問事業を強化します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成 18 年度	平成 22 年度	
訪問事業	障がい者等 2,046 件	障がい者等 2,500 件	市民健康課 高齢介護課
在宅訪問歯科保健事業 (健康診査・保健指導)	16 件	50 件	

15 介護家庭への支援

在宅の障がい者を介護する家族などに対し、介護知識や技術など必要な情報の提供を行うとともに、介護者自身の健康相談などを充実します。（高齢介護課、市民健康課）

(2) 地域リハビリテーションの充実

16 機能訓練事業の充実

障がい者の身体機能の維持・回復を図るため、日常生活に必要な機能訓練事業を充実し、介護予防にも努めます。また、早期に支援ができるよう関係機関などと連携・協力して対象者の把握に努め、医療機関やリハビリテーションセンターなどと相互連携を図ります。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成 18 年度	平成 22 年度	
機能訓練事業	機能訓練 512 人 地域活動型 1,068 人	機能訓練 1,200 人 地域活動型 2,400 人	市民健康課 高齢介護課

17 自主訓練グループの育成

身体機能の維持・回復を目標とした自主的活動や、同じ疾患をもつ人々との交流を希望する方に対し、活動や訓練に関する助言、必要に応じて健康相談などを実施し、充実した社会生活が送れるよう支援します。（市民健康課）

主要施策 4 障がい者保健・医療体制の整備

(1) 地域医療体制の充実

18 かかりつけ医の普及

障がい者が身近なところで、日常の診療だけでなく、気軽に健康相談なども受けられ健康管理の充実が図れるよう、かかりつけ医の普及に努めます。(市民健康課)

19 病院・診療所連携体制の促進

障がい者が適切な医療を確保できるよう医療機関相互の機能分担により病院相互間及び病院と診療所との連携など、関係機関と連携して医療体制の促進を図ります。(市民健康課)

20 障がい者歯科相談医の情報提供

障がい者の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会による訪問歯科診療の推進を支援するとともに、関係機関と連携して障がい者歯科相談医などについての情報提供を図ります。(障害福祉課、市民健康課)

(2) 精神・難病保健医療体制の充実

21 精神保健福祉相談体制の充実

関係機関相互の連携による相談のネットワークづくりを推進するとともに、精神保健福祉士・保健師などによる専門的相談体制を強化し、精神障がい者やその家族の相談・援助などの充実を図ります。(障害福祉課、市民健康課)

22 精神保健福祉家族教室の充実

関係機関と連携して、精神障がい者の家族を対象に「家族教室」を開催し、病気に関する知識や関わり方、福祉制度に関する情報などを提供するとともに、グループワークを通して家族同士の交流を促進します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成 18 年度	平成 22 年度	
家族教室の開催	年 1 回(延べ 3 日)	年 2 回(延べ 8 日)	障害福祉課

23 精神科救急医療の情報提供

保健所・埼玉県立精神保健福祉センターなどの関係機関と連携し、広域的な協力のもと、精神科救急医療に関する情報提供を充実します。(市民健康課、障害福祉課)

24 難病保健医療相談・情報提供の充実

保健所などの関係機関と連携・協力して、在宅の難病患者に対し、専門医や患者団体、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実します。(市民健康課、障害福祉課)

(3) 医療費の助成

25 重度心身障害者医療費制度の充実

重度心身障害者医療費助成制度について、内容の充実及び対象者の拡大を国・県に要望します。また、利用者が使いやすいよう現物給付制度の導入など、利用手続きの簡素化について検討します。(障害福祉課)

26 自立支援医療等の推進

精神障がい者の社会復帰を支援し、また身体の機能障がいを除去、軽減するため、自立支援医療(精神通院、更生医療、育成医療)を推進します。

また、精神障がい者と家族の医療費負担のさらなる軽減を図るため、通院医療費の助成を行います。(障害福祉課)

27 児童の心臓手術費等の助成

児童の心臓手術などにおける経済的な負担を軽減するため、精密検査及び手術などに要する医療費以外の自己負担金について助成します。(児童福祉課)

28 医療費助成制度の周知

広報紙や市民ガイドブック、市のホームページなど各種の情報媒体を活用するとともに、チラシの作成・配布や相談活動などさまざまな方法・機会をとらえて医療費助成制度の周知に努めます。(障害福祉課、児童福祉課)

第4章 地域生活を支える福祉サービスを充実する

【現況と課題】

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを維持していくためには、相談支援や情報提供をはじめ、ホームヘルプサービスやショートステイなど、さまざまな支援が必要です。

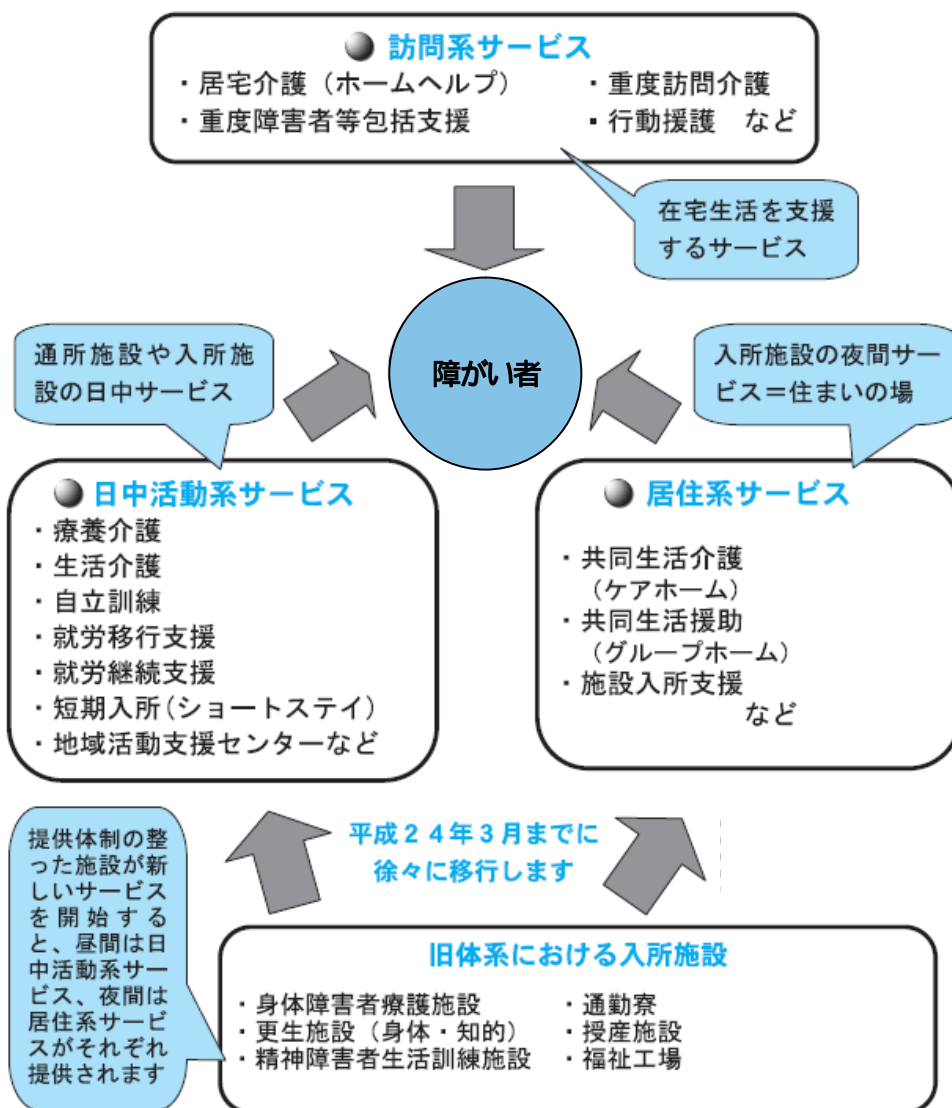
さらに、精神科病院入院患者や施設入所者が地域生活に円滑に移行するためには、グループホームなどの居住系サービスはもとより、ホームヘルパーなどの訪問系サービス、就労継続支援や地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保していく必要があります。また、障がい者の自立と地域生活を支えるために、重要な役割を担う機関として相談支援事業所が設置されていますが、これまでの障がい種別ごとの支援体制から、すべての障がいに対応した支援ができるような体制づくりと、地域ネットワークの形成を図るための自立支援協議会の設置が求められています。

本市では、平成15年度の支援費制度の導入以降、高まる利用ニーズに応えるべくホームヘルプサービス・ショートステイなど在宅生活を支える基盤の整備に努めてきましたが、平成18年10月から本格施行された障害者自立支援法により、身体障がい・知的障がい・精神障がいのサービスの一元化が図られ、サービス体系の再編が行われました。これに伴い、従来の施設サービスは事業運営の仕組みを見直し、平成23年度末までに新体系の日中活動系サービスや居住系サービスに、また法定外事業の心身障害者地域デイケア施設などは新体系サービスや地域活動支援センターに、それぞれ移行していくことが求められています。今後は、サービス提供事業者の新体系への円滑な移行を支援するとともに、障がい者一人ひとりのニーズに応じたきめ細かなサービスを提供していく必要があります。

また、平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達支援に関する地方自治体の取り組みが求められています。

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス体系

- ① 「訪問系サービス」…在宅生活を支援
- ② 「日中活動系サービス」…施設への通所や入所施設での昼間サービス
- ③ 「居住系サービス」…入所施設での夜間サービスやグループホームなど



【施策の方向】

障がい者がともに地域で自立した生活が送れるよう、自立支援協議会などにより相談支援・情報提供体制のネットワーク化を図ります。また、コミュニケーション支援や移動支援などの地域生活支援事業を充実し、地域生活を総合的に支援する体制を整備します。

障がい者が主体的に地域で自立した生活ができるよう、ホームヘルプサービスや入浴サービスなどの訪問系サービスを充実するとともに、介護者へのサービスの充実を図ります。また、自立を促進する補装具等の利用促進、年金・手当の充実に努めます。

地域生活を送るうえで必要となる就労移行支援や就労継続支援事業などの日中活動系サービスの充実を図ります。また、授産施設や地域デイケア施設などの新体系事業への移行を促進し、運営を支援します。

障がい者の住まいの場を確保するため、グループホームやケアホームなどの設置を支援するとともに、施設入所支援サービスの機能充実を図ります。

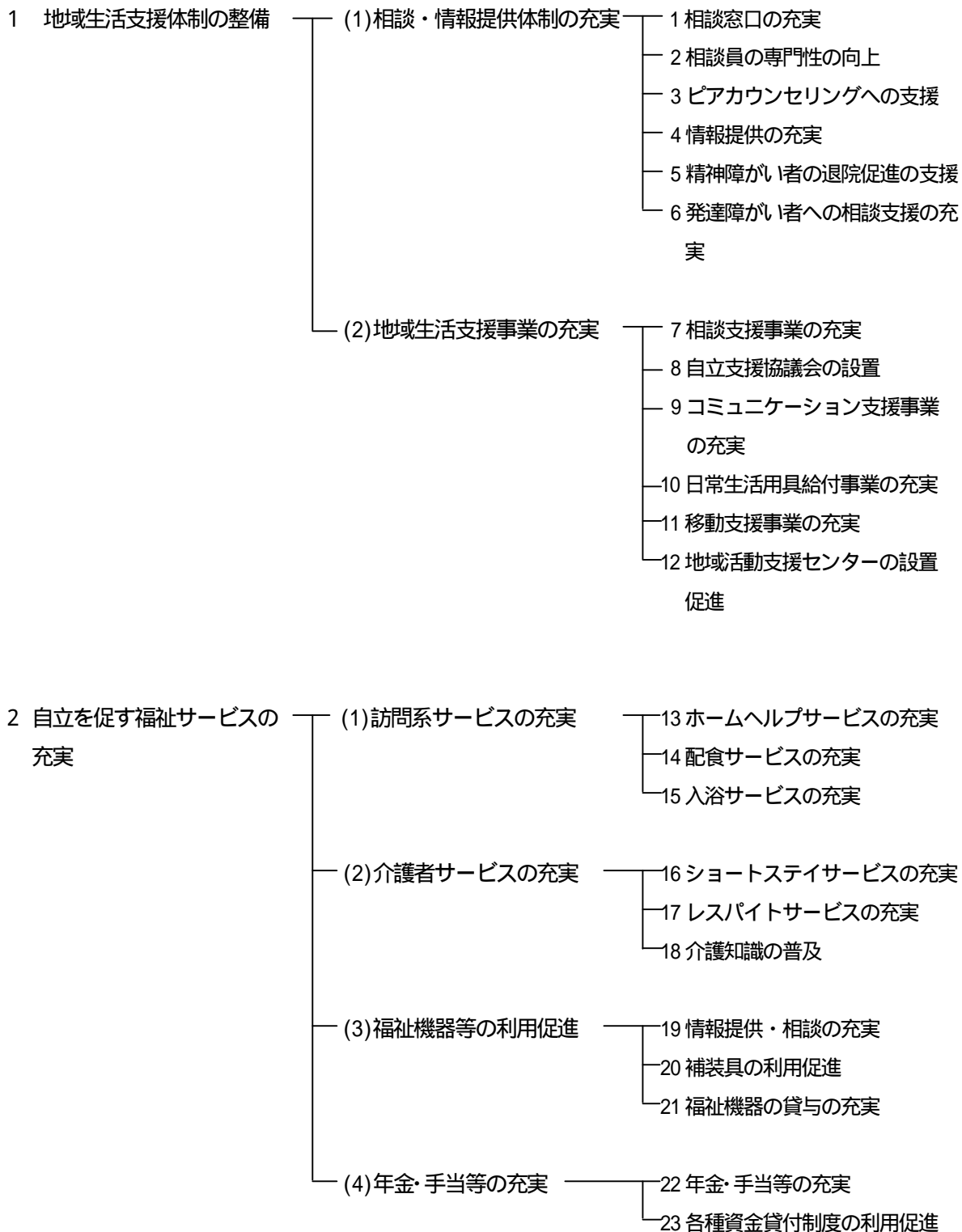
障がい者の在宅支援の拠点ともなるよう、障がい者（児）施設の機能の充実に努めます。

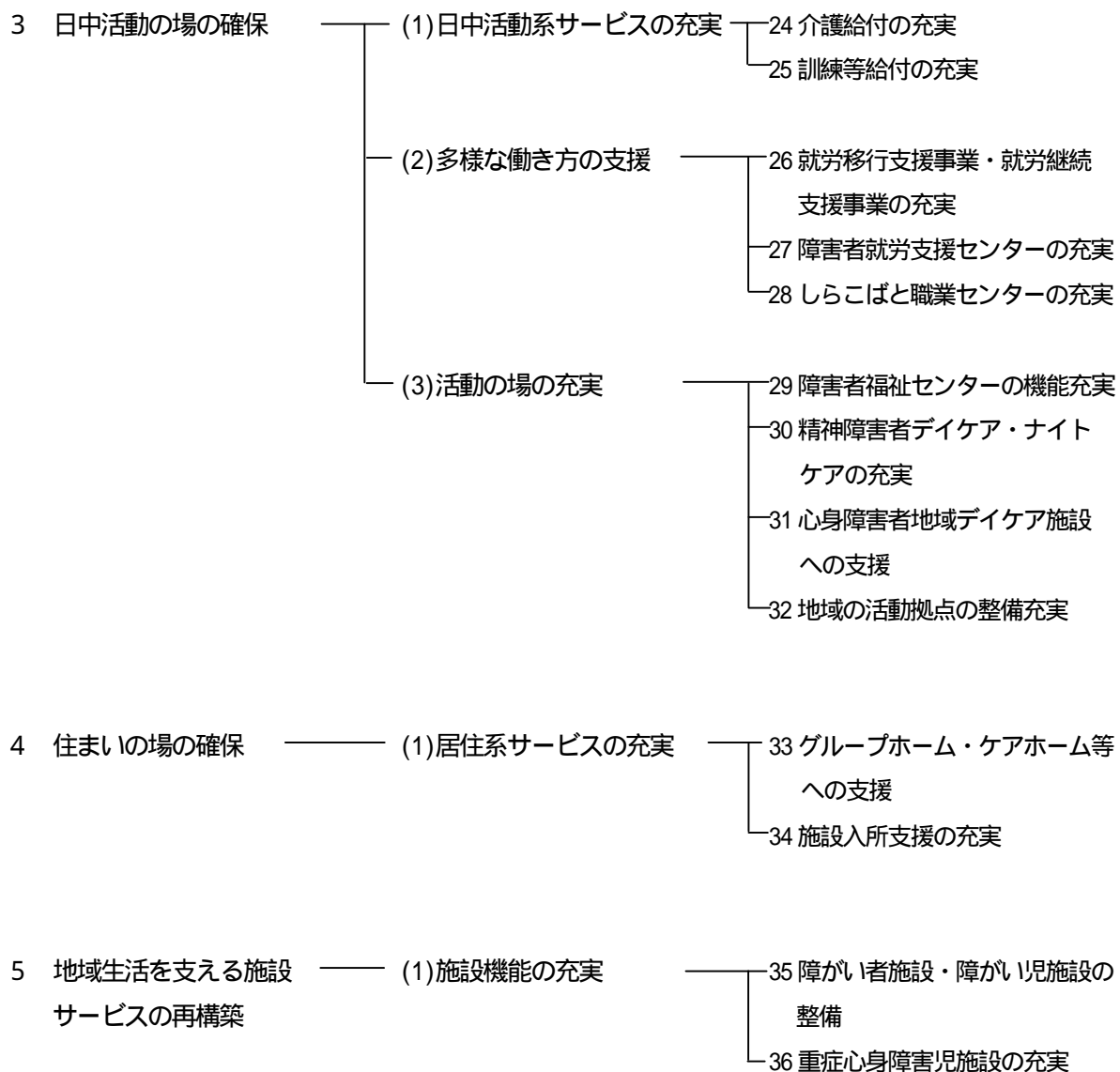
施策の体系

第4章 地域生活を支える福祉サービスを充実する

〔主要施策〕

〔施策〕





主要施策 1 地域生活支援体制の整備

(1) 相談・情報提供体制の充実

1 相談窓口の充実

障がい者の多様な相談に適切に応じられるよう、相談関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備に努めるとともに、窓口相談の充実を図ります。また、迅速な対応を図るため、保健福祉総合システムを充実します。(障害福祉課)

2 相談員の専門性の向上

身近な地域における相談内容の充実を図るため、研修などを通じて身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員の専門性の向上に努めます。(社会福祉課、障害福祉課)

3 ピアカウンセリングへの支援

相談支援事業所や地域活動支援センターにおけるピアカウンセリングを促進し、障がい者に身近な相談体制を充実します。(障害福祉課)

4 情報提供の充実

広報紙の福祉情報や市民ガイドブックなどの内容を充実します。また、ホームページを充実するとともに、音声化や色使いなど障がい種別に配慮した情報伝達方法を充実します。(障害福祉課)

5 精神障がい者の退院促進の支援

精神科病院から退院可能な精神障がい者が、早期に退院して地域で自立した生活ができるよう、本人、家族、地域、医療機関をはじめとした関係機関との連携を図り、退院促進に努めます。(障害福祉課)

6 発達障がい者への相談支援の充実

埼玉県が設置する発達障害者支援センターや教育機関などの関係機関と連携を図り、発達障がいのある方の相談支援体制を充実します。(児童福祉課、関連各課)

(2) 地域生活支援事業の充実

7 相談支援事業の充実

地域で生活する障がい者とその家族を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害者生活支援センターの機能充実を図ります。また、障がい福祉サービスの利用援助などを行う障害者相談支援事業所の整備を推進します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
障害者相談支援事業所	4か所	4か所	障害福祉課

8 自立支援協議会の設置

情報提供体制や相談支援体制のネットワーク化を図るため自立支援協議会を設置します。また、障がい者とそのニーズや生活実態に即して支援サービスを適切・効果的に利用できるようトータル的なケアマネジメント体制を整備し、推進します。(障害福祉課)

9 コミュニケーション支援事業の充実(2章に再掲)

聴覚障がい者及び音声または言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者派遣事業を充実します。また、要約筆記奉仕員を養成・確保し、市独自の派遣体制の整備に向けて取り組みます。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
手話通訳者派遣事業	684件	816件	障害福祉課
要約筆記奉仕員派遣事業	2件	20件	

10 日常生活用具給付事業の充実

障がい者や難病患者の日常生活の円滑化を図るため、障がいの程度や内容に応じた用具の給付に努めます。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
日常生活用具の給付	1,507件	4,171件	障害福祉課

11 移動支援事業の充実

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動の社会参加のための外出を支援するため、移動支援事業を充実します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
移動支援事業	11,328時間	13,455時間	障害福祉課

12 地域活動支援センターの設置促進

障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図るため、地域活動支援センターの設置を促進します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
地域活動支援センターの整備	1か所	11か所	障害福祉課

主要施策2 自立を促す福祉サービスの充実

(1) 訪問系サービスの充実

13 ホームヘルプサービスの充実

多様化・増大する障がい者のニーズに応えられるよう、サービスの質の向上と安定した量の確保に向けて、サービス事業者の参入促進など供給基盤を整備するとともに、ホームヘルパーの確保と質的向上を図り、ホームヘルプサービスを充実します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
ホームヘルプサービス	29,632時間	37,447時間	障害福祉課

14 配食サービスの充実

在宅の障がい者が自立した生活を送ることができるように、「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で、計画的、有機的につなげて提供する事業として、食関連サービスの利用調整を行い、適切なサービスの提供を推進します。
(障害福祉課)

15 入浴サービスの充実

入浴サービスの実施回数の拡大や同性介助の推進、サービス提供方法や委託先の拡大など、サービス内容の充実を図るとともに、介護者に対し、入浴・介護に関する知識・技術について指導を行います。(障害福祉課)

(2) 介護者サービスの充実

16 ショートステイサービスの充実

在宅障がい者の家庭における介護が、家族の急病などにより、一時的に困難となった場合などに対応するため、ショートステイサービス(短期入所)を充実します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
ショートステイサービス	3,477日	3,774日	障害福祉課

17 レスパイトサービスの充実

障がい者の社会参加の促進や介護者の休養などのため、レスパイトサービスとして生活サポートや日中一時支援事業を実施します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
生活サポート事業	6,644時間	7,571時間	障害福祉課

18 介護知識の普及

介護者や家族を対象とした講座等を開催し、介護知識の普及を図ります。(障害福祉課)

(3) 福祉機器等の利用促進

19 情報提供・相談の充実

補装具や日常生活用具を展示するとともに、SPコードや点字、手話などの活用により、障がい者に配慮した情報提供と相談の充実を図ります。また、各相談員や民生委員・児童委員などに補装具等に関する理解の促進を図ります。(障害福祉課)

20 補装具の利用促進

補装具を必要とする方の利便性やニーズに対応するよう、契約事業者の拡大確保に努め、補装具の利用を促進します。(障害福祉課)

21 福祉機器の貸与の充実

社会福祉協議会の行う福祉機器(車いす)の貸与事業を推進し、利用を促進します。(障害福祉課、社会福祉協議会 [実施主体])

(4) 年金・手当等の充実

22 年金・手当等の充実

障害基礎年金受給に関する情報提供などの支援に努めるとともに、公的年金や心身障害者扶養共済制度への加入を促進します。また、特別障害者手当や重度心身障害者手当など各種制度の周知を図ります。(市民課、障害福祉課)

23 各種資金貸付制度の利用促進

障がい者の自立を支援する各種資金貸付制度の周知を行い、利用の促進に努めます。(障害福祉課)

主要施策 3 日中活動の場の確保

(1) 日中活動系サービスの充実

24 介護給付の充実

既存の療護施設や更生施設、地域デイケア施設などから生活介護などの新体系事業への円滑な移行を促進し、日常生活において介護の必要な方の利用を支援します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
生活介護	88人日分(月)	4,048人日分(月)	障害福祉課
療養介護	3人分(月)	3人分(月)	

25 訓練等給付の充実

既存の更生施設や授産施設、地域デイケア施設などから自立訓練・就労移行支援・就労継続支援などの新体系事業への円滑な移行を促進し、利用者の自立を支援します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
自立訓練(機能)	22人日分(月)	154人日分(月)	障害福祉課
自立訓練(生活)	0人日分(月)	132人日分(月)	

(2) 多様な働き方の支援

26 就労移行支援事業・就労継続支援事業の充実(7章に再掲)

障がい者の福祉施設から一般就労への移行を推進するため、就労に必要な知識や能力の向上を図るとともに、働く場と活動の機会を提供する就労移行支援・就労継続支援事業を実施する事業者の運営を支援します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
就労移行支援	88人日分(月)	418人日分(月)	障害福祉課
就労継続支援 A型	0人日分(月)	44人日分(月)	
就労継続支援 B型	22人日分(月)	2,464人日分(月)	

27 障害者就労支援センターの充実(7章に再掲)

障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労支援の総合的窓口として障害者就労支援センターの機能の充実に努め、就労相談や職場開拓など障がい者の適性にあった就労支援を行います。(障害福祉課)

28 しらこばと職業センターの充実(7章に再掲)

就労支援の充実を図るため、障害者自立支援法に定めるサービス事業所への移

行を進めるとともに、在宅障がい者の生活支援なども備えた障がい者施設として整備します。(障害福祉課)

(3)活動の場の充実

29 障害者福祉センターの機能充実

障害者福祉センター「こぼと館」の各種事業及び専門職員による指導の充実を図るとともに、利用の促進に努めます。(障害福祉課)

30 精神障害者デイケア・ナイトケアの充実

精神障がい者の社会復帰を支援するため、医療機関など民間が実施するデイケア・ナイトケアを促進します。(障害福祉課、市民健康課)

31 心身障害者地域デイケア施設への支援

心身障害者地域デイケア施設の運営を支援するとともに、運営の安定化を図るため、地域活動支援センターへの移行を支援します。(障害福祉課)

32 地域の活動拠点の整備充実

地域における身近な活動の場として、市民会館をはじめ地区センター・公民館や交流館の計画的な整備を推進します。(地域活動推進課)

主要施策4 住まいの場の確保

(1)居住系サービスの充実

33 グループホーム・ケアホーム等への支援

地域における障がい者の生活の場を確保するため、グループホーム・ケアホーム・生活ホームの整備を推進し、助成等による支援を行います。また、グループホーム等への入居を希望する障がい者に、そこでの暮らしを体験する機会を提供します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
グループホーム・ケアホーム	28人	48人	障害福祉課

34 施設入所支援の充実

既存施設の新体系事業への移行を支援し、住まいの場の充実を図ります。また、施設入所支援サービス提供事業者が短期入所など地域生活を支えるサービス拠点としての機能を充実し、入居者の地域生活への移行に向けた取り組みを行うことを支援します。

【主な事業】

事業名	実績及び目標		担当課
	平成18年度	平成22年度	
施設入所支援	6人(月)	151人(月)	障害福祉課

主要施策5 地域生活を支える施設サービスの再構築

(1) 施設機能の充実

35 障がい者施設、障がい児施設の整備

障がい者のニーズの変化に対応し、施設サービスの質的向上を図るとともに、在宅支援サービスの充実が図られるよう、障がい者施設、障がい児施設を整備します。(児童福祉課、障害福祉課)

36 重症心身障害児施設の充実

重症心身障害児施設「中川の郷療育センター」の施設運営を支援するとともに、外来患者の受け入れや通所事業の充実など、在宅の心身障がい児(者)の支援を推進します。(障害福祉課、児童福祉課)

第5章

個性を尊重し可能性を伸ばす支援を充実する

【現況と課題】

一人ひとりのもてる力を最大限に伸ばし、主体性と自立性を促すうえで障がいのある人となない人が分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに学ぶ教育は重要です。

平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実することとなりました。

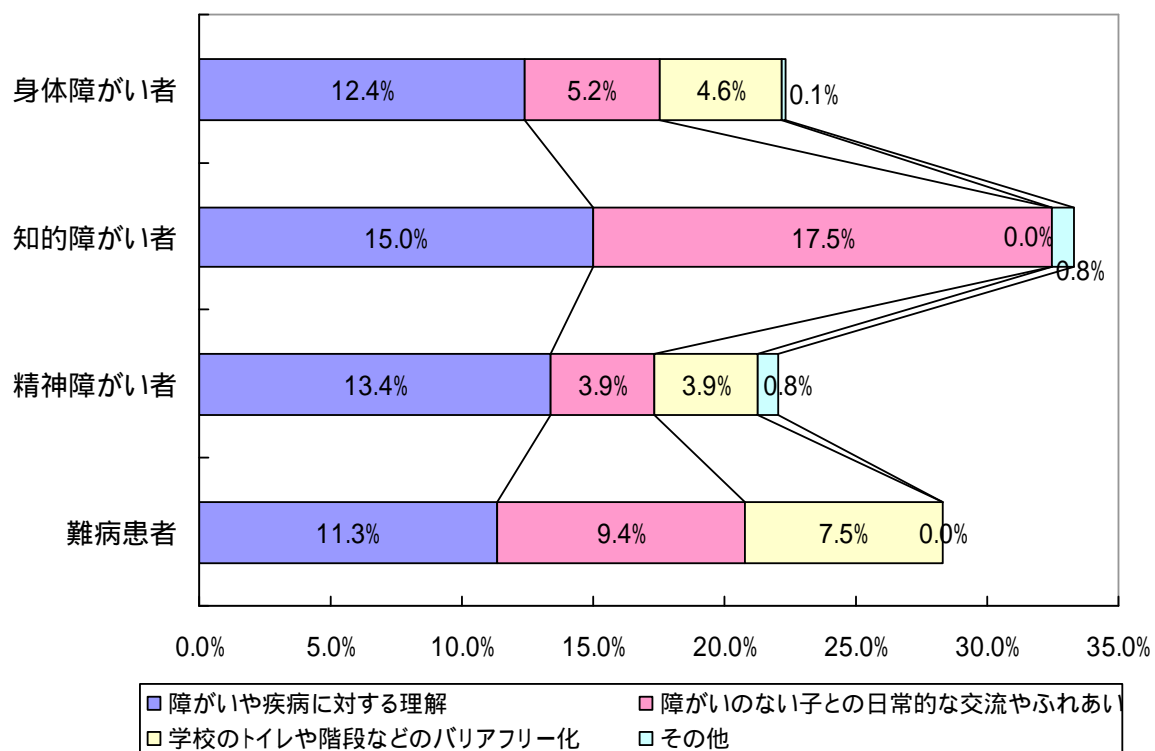
子どもの育成や教育に関してさまざまな悩みや不安を抱えている保護者に対しての十分な情報提供と、障がいの状態や子どもの成長にあわせた教育環境の整備が求められています。

これまで本市では、市立保育所において障がい児保育を実施するとともに、障がいのある児童生徒は肢体不自由児を対象とした越谷養護学校、知的障がい児を対象とした越谷西養護学校に在籍しています。さらに、市内の小・中学校に特別支援学級を設置し知的障がい、弱視、難聴・言語障がいや発達障がい・情緒障がいなど、多様な教育的ニーズに対応してきました。また、放課後児童対策としては、留守家庭の小学校低学年児童を対象に学童保育を実施してきました。

アンケート調査では、障がいのある子もない子ども学校でともに学びあうためには、障がいや疾病に対する理解が必要であるとの回答が最も多く寄せられています。

今後は、インクルージョンへの取り組みを念頭においた、幼少期からの日常的なふれあいをより高めるとともに、教職員の資質の向上も含めた教育・保育環境面の充実を図っていくことが必要です。

図 13 障がいのある子もいない子どもともに学びあうために必要なこと(アンケートから)



【施策の方向】

学校教育においては、福祉教育を充実するため福祉教育資料の活用、スクールボランティアセンターの設置を促進していきます。また、特別支援学級の指導体制や教職員研修を充実し、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深め、インクルージョンとしての学校教育環境づくりをめざします。

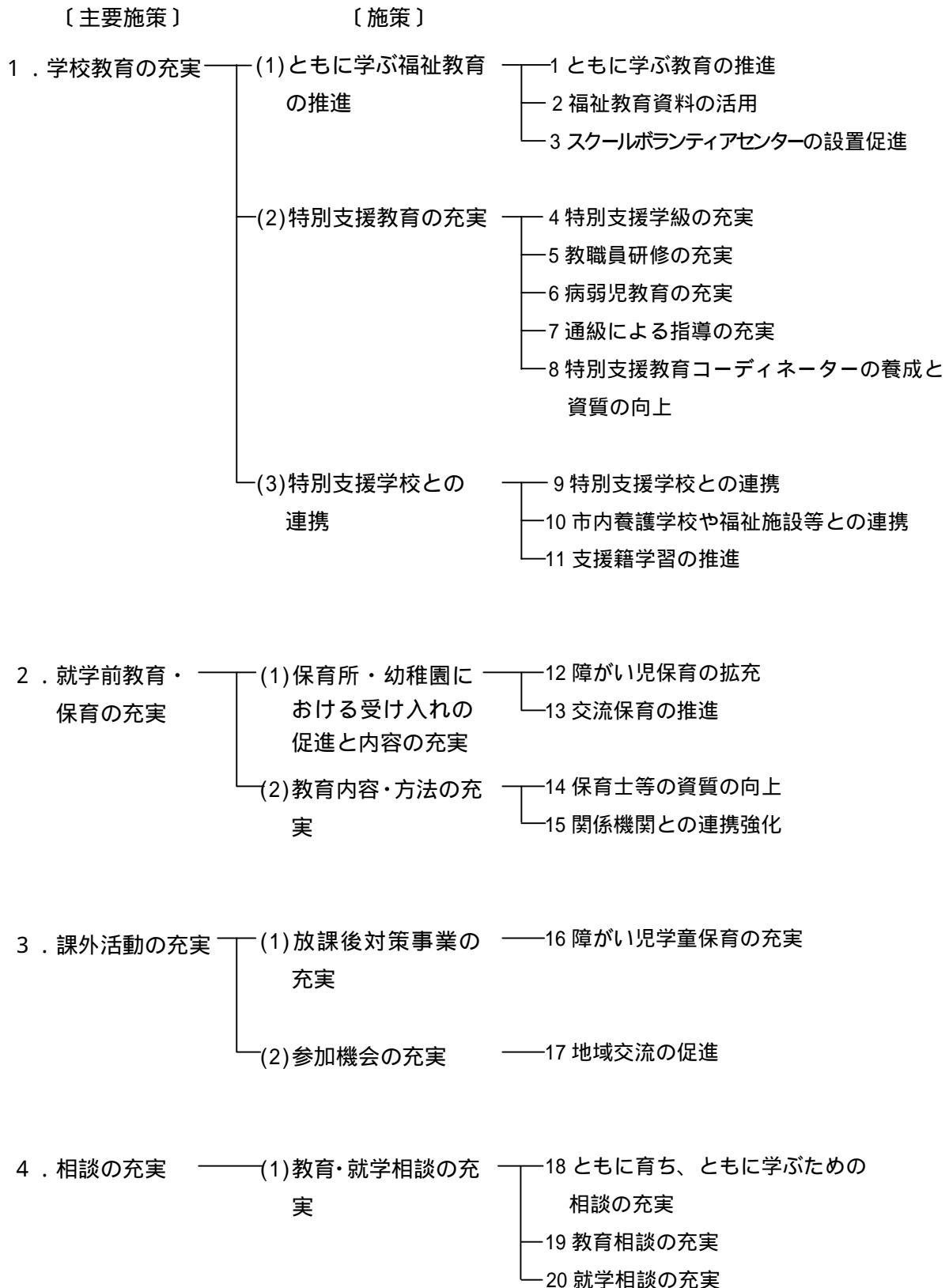
障がい児のもつ可能性を最大限に伸ばすためには、幼少の頃からの多くの人との日常的なふれあいが重要であり、就学前教育や保育の充実を図ります。また保育所やみのり学園、あけぼの学園、教育センターなど関係機関との連携を図っていきます。

働く女性の増加とともに、放課後児童対策としての学童保育の重要性が高まっており、十分なニーズ把握とあわせ、学童保育の受け入れ環境の充実に努めます。

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、専門家や医師などの参加による教育相談・就学相談の充実を図るとともに、継続的な教育相談を推進します。また、障がいのある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる教職員の資質の向上を図ります。

施策の体系

第5章 個性を尊重し、可能性を伸ばす支援を充実する



主要施策 1 学校教育の充実

(1) ともに学ぶ福祉教育の推進

1 ともに学ぶ教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが、分け隔てられることなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障がいのある子どもの地域の通常学級での支援を進めます。(指導課)

2 福祉教育資料の活用

福祉教育を充実するため、福祉教育資料「たんぼぼ」(小学3・4年生用)、「ほほえみ」(小学5・6年生用)、「ふれあい」(中学生用)を作成、配付し、さらなる活用を図ります。(指導課)

3 スクールボランティアセンターの設置促進

児童生徒が福祉教育やボランティア活動を通して、福祉への理解と社会連帯の精神を育むよう、スクールボランティアセンターの全小中学校設置を行い、事業の促進を図ります。(社会福祉協議会 [実施主体]、指導課)

(2) 特別支援教育の充実

4 特別支援学級の充実

障がいを個性としてとらえ、障がい児の一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立をめざした教育を行うため、特別支援学級を設置し、教育課程の充実、施設設備の整備を図り、特別支援学級での指導を充実します。(指導課)

5 教職員研修の充実

教職員に対する特別支援教育研修を充実し、一人ひとりの児童生徒に合った教育が行えるよう教職員の資質の向上を図ります。(指導課)

6 病弱児教育の充実

越谷市立病院内「おおぞら学級」に設置されたテレビ電話会議システムにより交流授業を実施し、入院している児童生徒の教育の支援を図ります。また、将来的にはICT活用による在宅教育のあり方についても検討していきます。(指導課)

7 通級による指導の充実

障がいのある子どもとない子どもの日常的なふれあいが非常に大切であり、障がいのある児童生徒の学習を支援するため、難聴・言語障がい通級指導教室や発達障がい・情緒障がい通級指導教室などの指導内容を充実するとともに、施設設備を整備し、学校間の連携を密にして、通級による指導を充実します。(指導課)

8 特別支援教育コーディネーターの養成と資質の向上

障がいのあるすべての児童生徒の教育的ニーズに応えるために、特別支援教育コーディネーター研修を実施し、特別支援教育の充実を図ります。(指導課)

(3)特別支援学校との連携

9 特別支援学校との連携

障がい児及び難病の児童生徒に対する教育相談を開催するとともに、市内在住の児童生徒が在籍する県内特別支援学校の学校行事や講演会などへの参加を通して支援や連携を図ります。(指導課)

10 市内養護学校や福祉施設等との連携

越谷養護学校、越谷西養護学校と市立小中学校との連携を強化するとともに、障がい者福祉施設との交流、さらには地域での交流機会を確保し、障がい児理解を深めるため、教職員や児童生徒相互の交流を推進します。(指導課)

11 支援籍学習の推進

特別支援学校に通う児童生徒が地域社会のなかで豊かに生きることができるように、自分の住んでいる地域の児童生徒と居住地の学校との交流及び共同学習などの推進を図ります。(指導課)

主要施策2 就学前教育・保育の充実

(1) 保育所・幼稚園における受け入れの促進と内容の充実

12 障がい児保育の拡充

ノーマライゼーションを推進するため、集団保育が可能な障がいのある幼児の公立保育所における障がい児保育を拡充します。また、私立幼稚園における受け入れについての連携を図ります。(保育課、学校課)

13 交流保育の推進

幼少期からの交流は大切であることから、障がい児施設と保育所の交流保育を推進します。(保育課)

(2) 教育内容・方法の充実

14 保育士等の資質の向上

保育士などの障がい児保育・教育従事者に対して研修を実施し、資質の向上を図ります。(保育課、学校課)

15 関係機関との連携強化

保育所やみのり学園・あけぼの学園、教育センターなど障がい児保育・教育に関する関係機関の連携を強化し、障がい児に対する理解や発達を促すための指導の充実を図ります。(児童福祉課、保育課、指導課)

主要施策3 課外活動の充実

(1) 放課後対策事業の充実

16 障がい児学童保育の充実

放課後の児童の居場所を確保し、保護者の就労などを支援するため、学童保育における障がい児保育の充実を図るとともに、特別支援学校などに通う児童生徒の放課後対策事業の支援、促進を図ります。(児童福祉課、保育課)

(2) 参加機会の充実

17 地域交流の促進

障がい児の参加機会の充実が図れるよう、地域との交流機会などを拡大するとともに、保護者同士の交流や障がい児の居場所づくりを支援します。(児童福祉課)

主要施策 4 相談の充実

(1) 教育・就学相談の充実

18 とともに育ち、ともに学ぶための相談の充実

地域の通常の学級でとともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな課題の解消や支援体制の確立のための相談活動を充実します。(指導課)

19 教育相談の充実

障がいのある幼児一人ひとりの発達や家庭教育の相談に的確に対応できるよう、研修会を開催し、相談員の専門性を高めます。また、多様な相談に対応するため保健・医療・福祉などとの連携を強化し、就学前の発達相談や学校における教育相談の充実を図ります。(指導課)

20 就学相談の充実

教育センターで実施している発達相談と就学相談を通して、保護者が就学先を選択するために十分な情報提供・相談が受けられるよう、案内パンフレットを作成し、児童生徒への就学に対する相談支援を充実します。また、就学後も継続した相談が受けられる体制を充実します。(指導課)

第6章

生きがいをもてるライフスタイル づくりを支援する

【現況と課題】

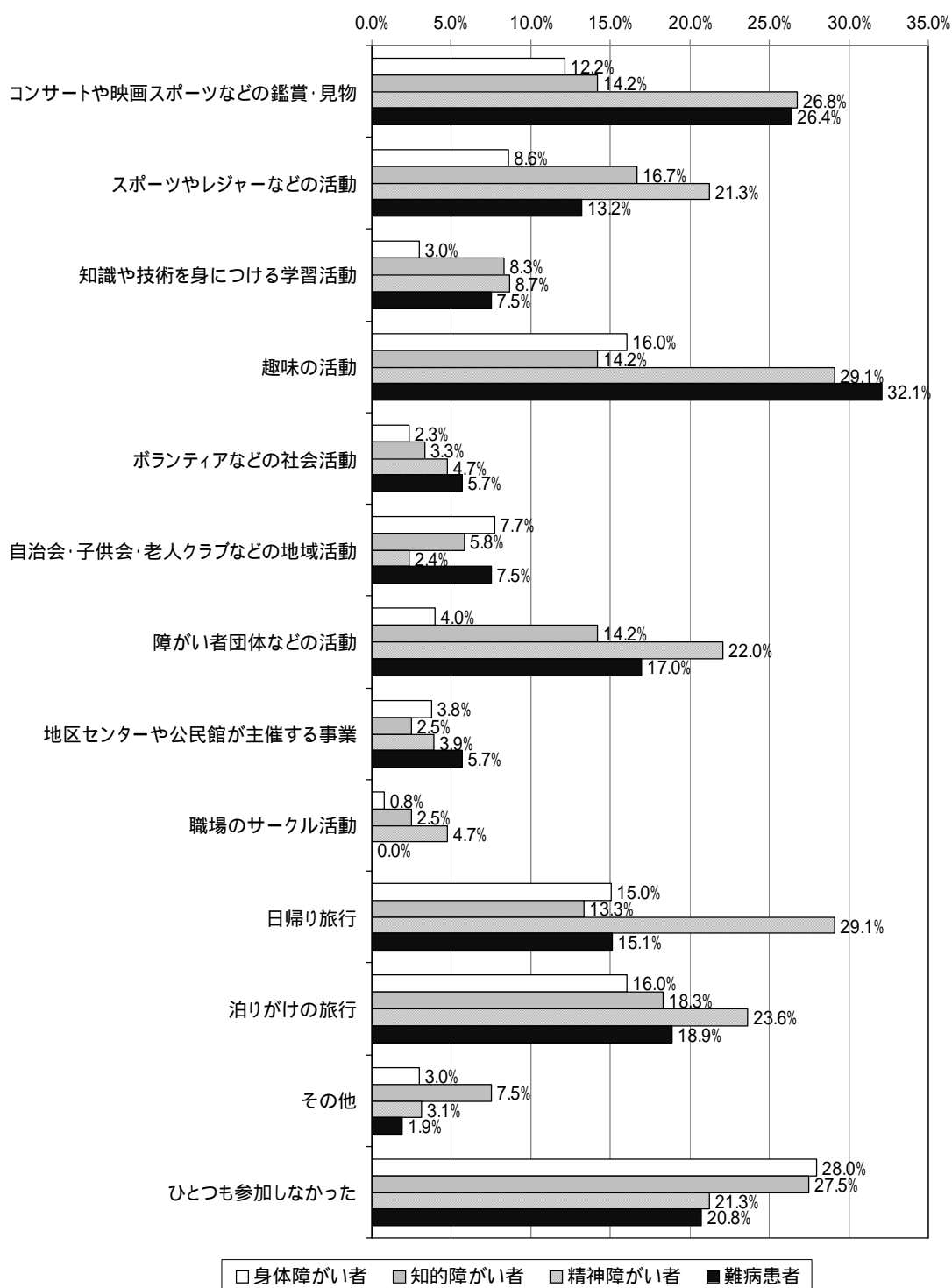
文化・学習・スポーツ活動などを充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進となり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たします。

これまで本市では、生涯学習に関する情報提供に努めるとともに、録音図書づくりや図書配送サービスを実施し、サービス体制を整えてきました。また、文化・スポーツに関する指導者の養成を図るとともに、文化活動の成果発表や交流の促進、さらに各種スポーツ大会などへの選手の派遣を推進してきました。

アンケート調査では、文化・スポーツ・レジャーなどの余暇活動については活発な参加意向がみられるものの、その一方で何も参加していない人も多く見受けられます。また、障がい者が積極的に社会参加できるようにするためには、参加しやすい講座等の開催や障がい者に配慮した施設整備を望む声が上がられています。

このように近年、生活に楽しさを求めたり、自ら積極的に社会参加をし、生きがいを求めていくニーズが急速に高まっています。今後は文化・学習・スポーツ活動を通し、それぞれのライフスタイルにあった生活の豊かさが求められるよう支援を強化していく必要があります。

図 14 現在参加している活動(アンケートから)



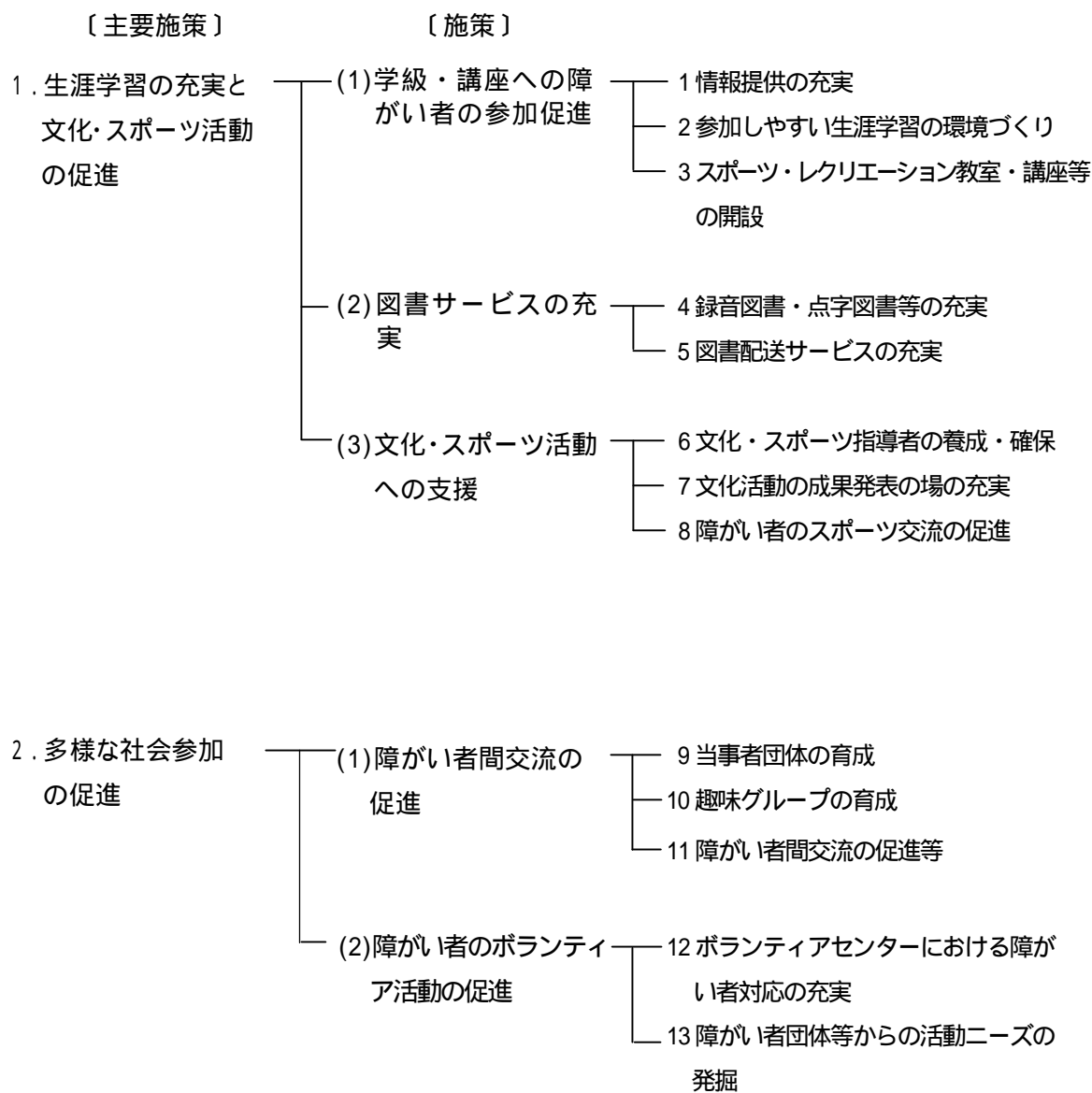
【施策の方向】

各種学級や講座に関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、録音図書のデジタル化や拡大読書器の設置、図書配送サービスなどを充実し、誰もが参加しやすい生涯学習の環境づくりを推進します。また、文化・スポーツ活動に関しては、その指導者の育成を図るとともに、文化活動の成果の発表やスポーツ大会への参加などを促進することにより、障がいのある人もない人も、ともに文化・スポーツ活動を介した交流が図れるよう支援していきます。

障がい者の活動母体として、当事者団体の育成に努めるとともに、障がい者の各種趣味グループの育成や障がい者間交流の促進に努めます。また、障がい者が自らボランティア活動に積極的に参加できるような支援体制づくりを進めていきます。

施策の体系

第6章 生きがいをもてるライフスタイルづくりを支援する



主要施策 1 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の促進

(1) 学級・講座への障がい者の参加促進

1 情報提供の充実

障がい者が学級・講座などに関心を持ち、活動をはじめるときかけとなるよう、生涯学習メニュー「TRY」の音声による情報提供や広報紙などによる情報提供の充実を図ります。(生涯学習課)

2 参加しやすい生涯学習の環境づくり

障がい者の生涯学習の機会を充実するため、各種学級・講座などに参加しやすい環境づくりを進めます。(生涯学習課、障害福祉課)

3 スポーツ・レクリエーション教室・講座等の開設

障がいの内容や程度など、心身の状況に応じ誰もが参加できるようなスポーツ・レクリエーション教室や講座、運動プログラムの充実を図ります。(体育課)

(2) 図書サービスの充実

4 録音図書・点字図書等の充実

障がい者の学習意欲に応えるため、録音図書の充実、点字図書や拡大写本の収集を図るとともに、対面朗読や図書サービスのボランティア活動を支援します。(図書館)

5 図書配送サービスの充実

外出することが困難な方に対し、図書や資料を自宅などに配送するサービスを充実します。また、広報紙などによりPRを行い、利用促進に努めます。(図書館)

(3) 文化・スポーツ活動への支援

6 文化・スポーツ指導者の養成・確保

障がい者ニーズを把握するとともに、関係機関との連携や情報交換を深め、障がいの状況に応じた指導ができる人材の養成・確保を図ります。(生涯学習課、体育課)

7 文化活動の成果発表の場の充実

文化活動の成果発表や交流の促進のため、市民文化祭などの機会をとらえて、

発表の場の確保・充実に努めます。そのために広報紙などによる事業のPRを強化し、参加対象者の拡大を図ります。(生涯学習課)

8 障がい者のスポーツ交流の促進

関係団体や機関との連携を図り、障がい者が参加しやすいようスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、国や県など広域的な規模で開催されるスポーツ大会等への障がい者の参加を促進します。(障害福祉課、体育課)

主要施策 2 多様な社会参加の促進

(1) 障がい者間交流の促進

9 当事者団体の育成

障がい者の活動母体である当事者団体を育成し、さまざまな社会参加への促進を図れるよう支援します。(障害福祉課)

10 趣味グループの育成

多様な特技や趣味活動を介した社会参加を促進するため、趣味グループの育成を支援します。(障害福祉課)

11 障がい者間交流の促進

障がい者間の交流を促進し、共通に取り組める問題や相互の理解が図られるよう支援していきます。(障害福祉課)

(2) 障がい者のボランティア活動の促進

12 ボランティアセンターにおける障がい者対応の充実

障がい者の社会参加のサポート役として、さまざまな障がいに対応できるようボランティアセンターの機能の充実に努めます。(障害福祉課、社会福祉協議会[実施主体])

13 障がい者団体等からの活動ニーズの発掘

障がい者が自らボランティア活動に参加し、社会的貢献や役割が果たせるよう、障がい者の活動ニーズを把握するとともに、その活動ができる体制づくりを推進します。(障害福祉課、社会福祉協議会 [実施主体])

第 7 章

自立と社会参加を促す就労を支援する

【現況と課題】

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がい者がその能力や適性に応じた就労の場を確保することが必要です。

これまで本市では、地域適応支援事業や就労支援事業を実施し、ともに働きともに暮らす社会の実現に向け就労支援のあり方について検討を進めてきました。そして、平成 17 年 4 月に、障がい者の就労支援にかかる総合的窓口として障害者就労支援センターを設置し、障がい者やその家族、事業所等に対する相談支援をはじめ、情報提供や職場開拓などを行っています。

障害者自立支援法では、障がい者の就労支援の強化が大きなポイントとなっており、授産施設や心身障害者地域デイケア施設などは、今後、新しいサービス体系である就労移行支援事業や就労継続支援事業等へ移行していくことが求められています。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が平成 17 年に一部改正され、精神障がい者に対する雇用対策の強化や在宅就業障がい者に対する支援などの条件整備が行われています。

今後も、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、ハローワークや企業などの関係機関と連携を図りながら、その能力や適性に応じた就労支援に努めていく必要があります。

図 15 就労の状況(アンケートから)

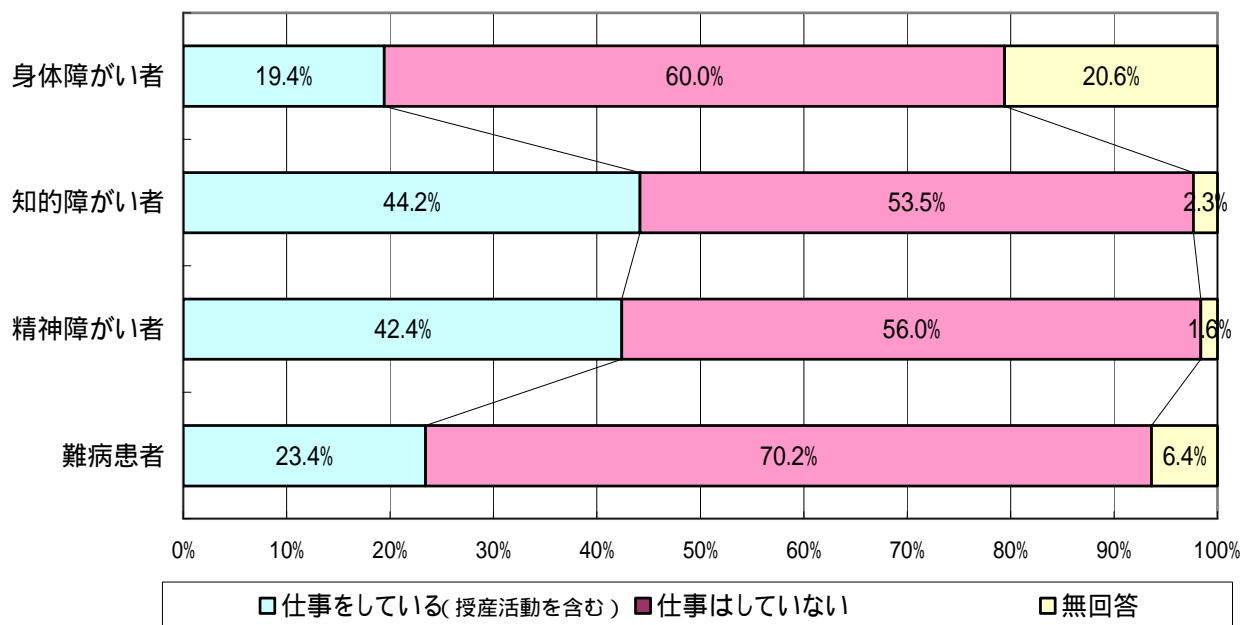
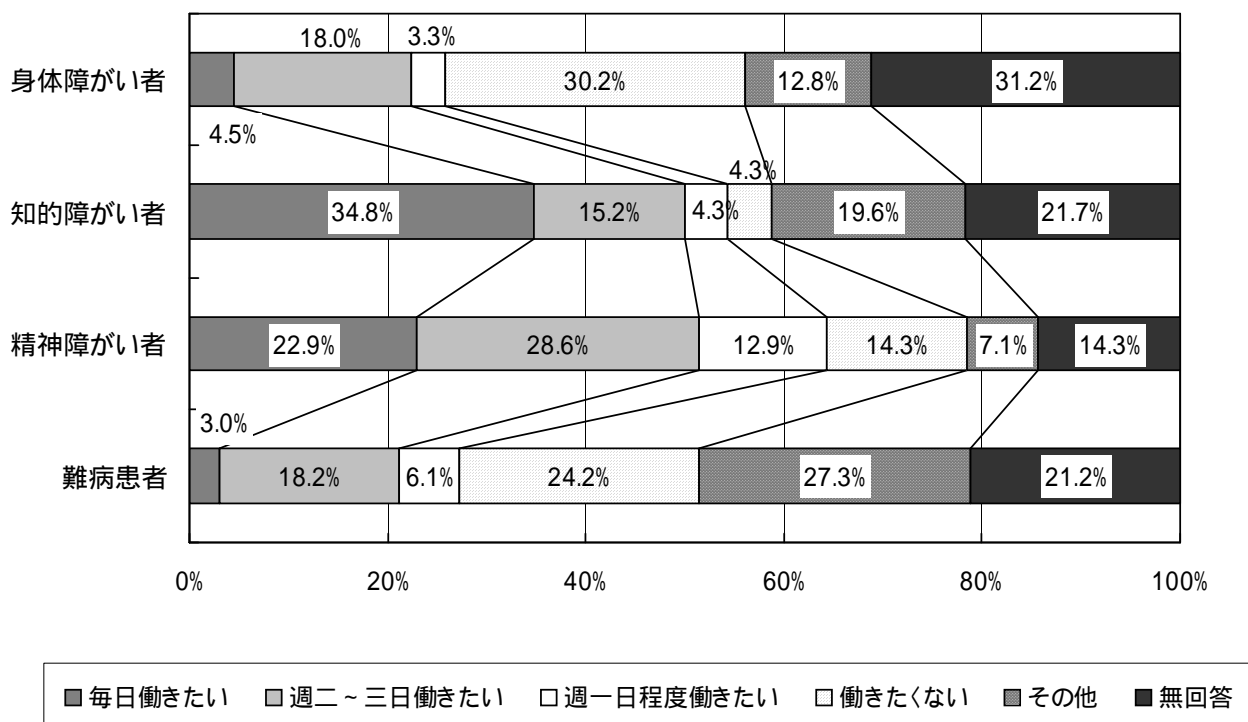


図 16 今後の就労意向(アンケートから)



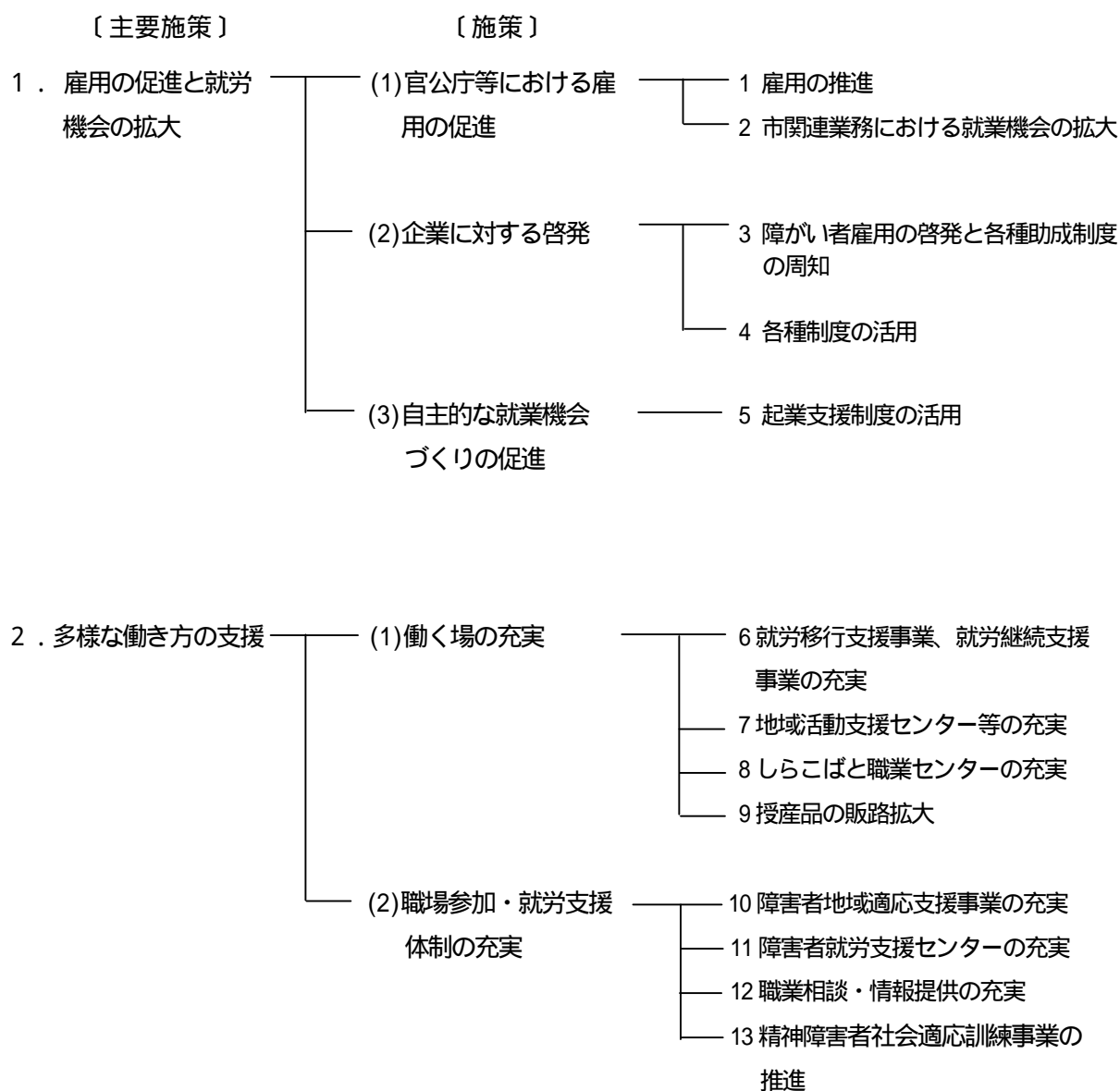
【施策の方向】

官公庁などにおける雇用の促進を図るとともに、ハローワークなど関係機関と連携・協力して、障がい者雇用にともなう各種助成制度の充実をはじめ、障がい者の特性や可能性などについて企業などに情報提供を行い、障がい者雇用についての理解の促進に努めます。さらに、障がい者自らが起業できるよう既存の融資・補助制度などの活用の促進を図ります。

障がい者がその能力や適性に応じて多様な就労ができるよう、就労移行支援や就労継続支援事業、地域活動支援センター等の運営を支援します。また、ハローワーク等関係機関との連携に努め、障害者就労支援センターにおける相談支援や情報提供等の充実を図ります。さらに、精神障害者社会適応訓練事業を推進していきます。

施策の体系

第7章 自立と社会参加を促す就労を支援する



主要施策 1 雇用の促進と就労機会の拡大

(1) 官公庁等における雇用の促進

1 雇用の推進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合やハローワークなどとの連携を図り、採用に関する広報、PRなどを充実し、雇いを推進します。(人事研修課)

2 市関連業務における就業機会の拡大

各種の公共施設の維持管理業務など、市関連業務における多様な障がい者雇用のあり方を検討し、障がい者の就業機会の拡大に努めます。(障害福祉課、関連各課)

(2) 企業に対する啓発

3 障がい者雇用の啓発と各種助成制度の周知

障がい者の雇用の理解を促進するため、「障害者雇用促進月間」のPRに努めるとともに、広報紙、労働セミナー、東部地域労働行政連絡協議会などの場や機会、さらには産業情報ネットワークのホームページなどを通じて、障がい者雇用や雇用に関する企業助成制度の周知に努めます。(障害福祉課、産業支援課)

4 各種制度の活用

障がい者雇用に対する制度として、「雇用保険に基づく助成金」、「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」などの周知及び活用の促進を図ります。(障害福祉課、産業支援課)

(3) 自主的な就業機会づくりの促進

5 起業支援制度の活用

「創業支援講座の開催」、「起業家育成資金融資制度」など、新たな創業を支援するための施策を実施しており、制度活用への支援に努めます。(障害福祉課、産業支援課)

主要施策2 多様な働き方の支援

(1)働く場の充実

6 就労移行支援事業、就労継続支援事業の充実（4章に再掲）

障がい者の福祉施設から一般就労への移行を推進するため、就労に必要な知識や能力の向上を図るとともに、働く場と活動の機会を提供する就労移行支援・就労継続支援事業を実施する事業者の運営を支援します。（障害福祉課）

7 地域活動支援センター等の充実

障がい者の社会参加や作業訓練の場として利用する心身障害者地域デイケア施設等を支援するとともに、運営の安定化を図るため、地域活動支援センター等への移行を支援します。（障害福祉課）

8 しらこばと職業センターの充実（4章に再掲）

就労支援の充実を図るため、障害者自立支援法に定めるサービス事業所への移行を進めるとともに、在宅障がい者の生活支援なども備えた障がい者施設として整備します。（障害福祉課）

9 授産品の販路拡大

福祉施設で製作された製品の展示・販売コーナーを市役所や公共的施設に設置するとともに、授産品の市役所内での使用を推進するなど、販路拡大を支援していきます。また、施設間の連携を支援します。（障害福祉課）

(2)職場参加・就労支援体制の整備

10 障害者地域適応支援事業の充実

障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、受入れ側の意識啓発を図るなど、多様な就労形態を模索する地域適応支援事業を充実します。（障害福祉課）

11 障害者就労支援センターの充実（4章に再掲）

障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労支援の総合的窓口として障害者就労支援センターの機能の充実に努め、就労相談や職場開拓など障がい者の適性にあった就労支援を行います。（障害福祉課）

12 職業相談・情報提供の充実

ハローワークの障がい者職業相談窓口と連携しながら、障害者就労支援センターにおける相談支援や情報提供の充実を図ります。(障害福祉課、産業支援課)

13 精神障害者社会適応訓練事業の推進

保健所や関係機関、事業所と協力し、精神障がい者が一定期間事業所に通い、社会復帰のための訓練を受ける社会適応訓練事業を推進します。(障害福祉課)

第8章

市民との協働による地域福祉活動を
推進し地域ネットワークを形成する

【現況と課題】

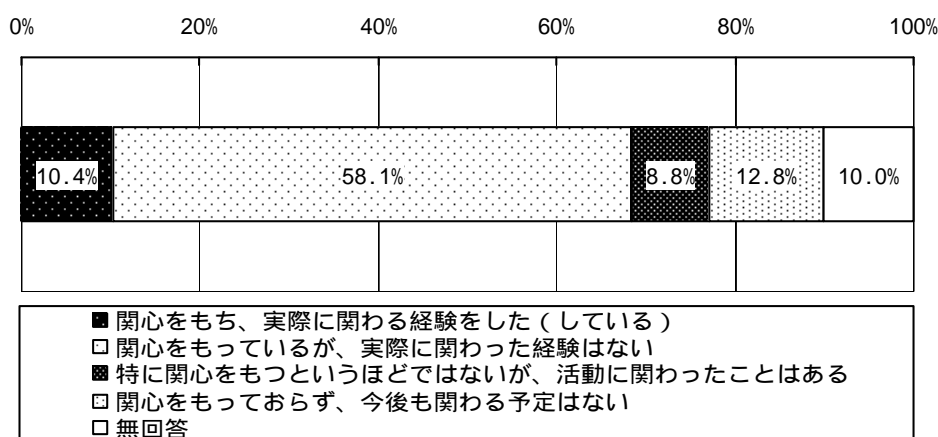
障がい者が住み慣れた地域でともに生活し活動していくためには、障がい者も含めた市民、企業などすべての人々がそれぞれの役割を分担し、ともに力をあわせて取り組んでいく必要があります。このことが、さらには市民生活全体の向上につながるものとなります。

市民を対象としたアンケート調査では、障がい者に関わるイベントやボランティア活動に対する関心度は高いものが見られます。

また、障がい者からの意見としても、地域の人に障がい者問題を知ってもらうことが大事であるという意見とともに、障がい者自らが地域への働きかけを行うべきであるという考え方もみられます。

これまで本市では、社会福祉協議会への支援や連携強化を図るとともに、社会福祉法人や当事者団体への支援、ボランティア活動への支援を行ってきました。今後は、さらに市民との協働という考え方のもと、地域ぐるみでの障がい者支援のネットワークづくりに取り組んでいくことが必要です。

図 17 障がいのある人に関わるイベントや活動への参加(アンケートから)



【施策の方向】

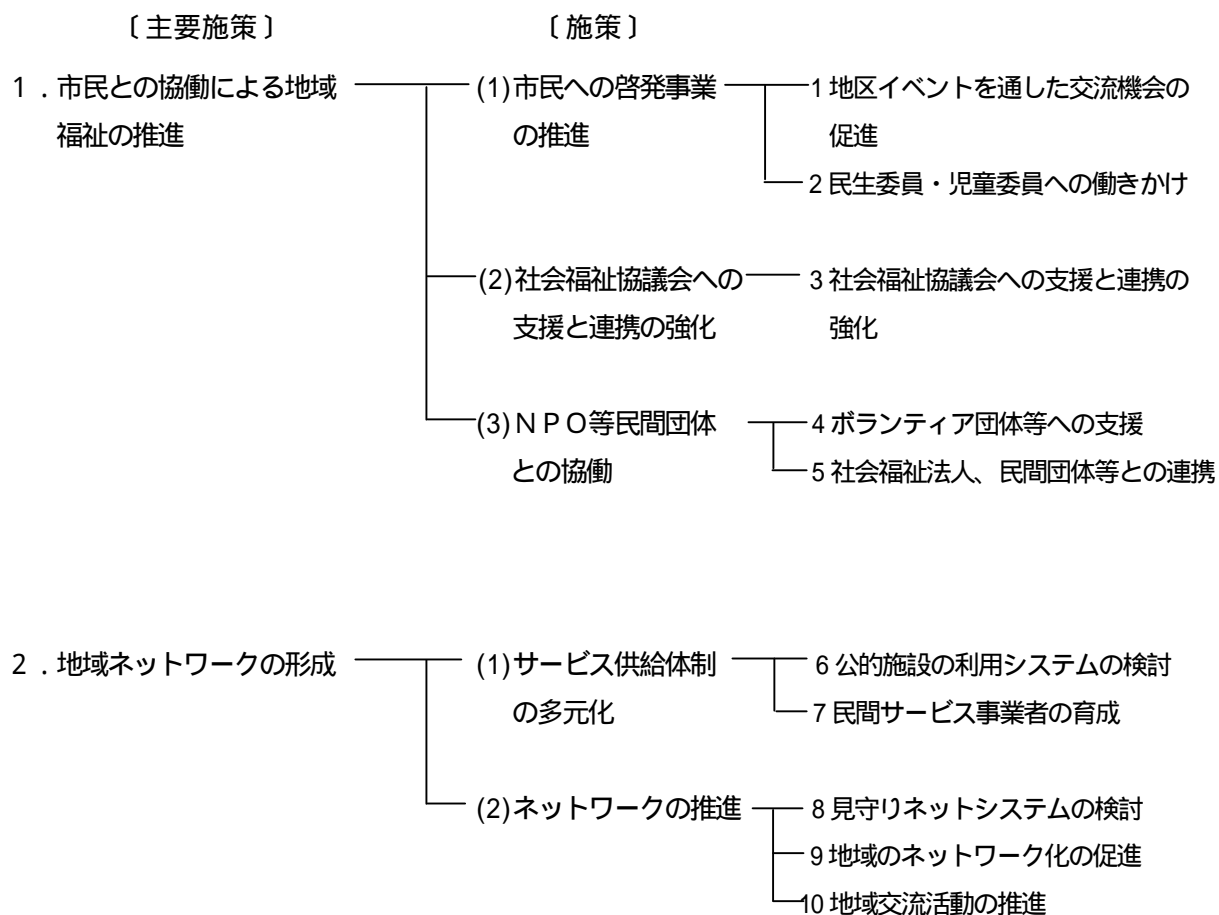
地域福祉を推進していくため、地域住民レベルでの福祉へのまちづくりの意識を高めるとともに、きめ細かな福祉サービスを展開していくため社会福祉協議会との連携や支援体制を強化していきます。さらに、ボランティア団体、社会福祉法人、NPOなど、市民や民間団体との協働体制づくりに取り組んでいきます。

障がい者が身近な地域で快適に生活できる環境づくりが必要です。そのために集会所や地区センター・公民館、あるいは各種公的施設の利用にあたって、障がい者にとっても利用しやすい仕組みづくりを進めます。また、適切で選択性のあるサービスを提供できるよう、民間サービス事業者の育成や提供体制の整備を図ります。さらに、地域の人々に障がいに対する理解を深め、身近なところでの障がい者の見守りや、地域として連携できるネットワークの形成を図ります。

社会参加及び日中活動や自主活動ができる場など暮らしの基盤づくりを推進し、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努めます。

施策の体系

第8章 市民との協働による地域福祉活動を推進し地域ネットワークを形成する



主要施策 1 市民との協働による地域福祉の推進

(1) 市民への啓発事業の推進

1 地区イベントを通じた交流機会の促進

福祉施設従事者、あるいは障がい者関係団体と市民との交流の機会の提供を図ります。(障害福祉課)

2 民生委員・児童委員への働きかけ

地区民生委員・児童委員協議会の研修会を支援し、障がい者と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。(障害福祉課、関連各課)

(2) 社会福祉協議会への支援と連携の強化

3 社会福祉協議会への支援と連携の強化

社会福祉協議会は、民間地域福祉活動の推進主体として、ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点としてさまざまな事業を展開し、福祉の向上に大きな役割を担っていることから、今後も社会福祉協議会への支援に努めるとともに、連携の強化を図ります。(障害福祉課、社会福祉協議会[実施主体])

項 目	事 業	内 容
在宅福祉サービスの推進	紙おむつ等配付事業	年 3 回配付
	福祉用具の貸し出し	車いすなどの貸し出し
	在宅障がい者サービス事業	障害者福祉センターの運営
	障がい者関係福祉団体への支援	助成金の交付、関係機関との連絡調整、事業活動への協力
	障がい者福祉ボランティア育成事業	ボランティアスクールなどの開催
	「ふれあい号」の利用促進	リフト付きワゴン車の貸し出し
小地域福祉活動の推進	見守り活動事業	福祉推進員活動の推進
住民参画活動の支援	ボランティアセンター機能の充実	障がい者支援ボランティアグループの活動
	スクールボランティアセンターの設置・支援	小中学校に配置
	市民による情報支援活動の促進	情報の提供
市民の福祉意識啓発	積極的な学習機会の提供	講演会、講習会の開催
	社協だよりの発行	年 7 回発行
	「障害者の日」記念事業への支援	年 1 回開催
包括的生活支援の体制整備	日常生活自立支援事業の推進	福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの援助を行う

(*) 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会「越谷市地域福祉活動計画<実施計画>」より抜粋。

(3) NPO等民間団体との協働

4 ボランティア団体等への支援

ボランティア活動は福祉の向上には欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、社会福祉協議会と協力して、ボランティアの育成と組織化を図るとともに、活動の安定化や情報の連携などについて検討し、その活動を支援します。(障害福祉課)

5 社会福祉法人、民間団体等との連携

障がい者の自立支援サービスの充実と社会福祉法人や民間団体などとの協働を推進するため、連携を強化します。(障害福祉課、関連各課)

主要施策 2 地域ネットワークの形成

(1) サービス供給体制の多元化

6 公的施設の利用システムの検討

地区センター・公民館、プール、公園などの公的施設における障がい者利用の利便性の向上を図るとともに、高齢者の介護施設や福祉施設を障がい者も利用できるようなシステムについて検討します。(障害福祉課、関連各課)

7 民間サービス事業者の育成

障がい者がいつでも安心して、適切なサービスを選択できるよう、民間サービス事業者の育成を図ります。(障害福祉課、関連各課)

(2) ネットワークの推進

8 見守りネットシステムの検討

緊急時や災害時の障がい者の安全を図るため、プライバシー問題については十分に配慮しつつ、身近な地域での声かけ運動や見守りネットの形成など、社会福祉協議会で実施している見守り活動事業との連携も含め、地域ぐるみでの見守りネットワークシステムづくりについて検討します。(障害福祉課、関連各課)

9 地域のネットワーク化の促進

地域ぐるみの福祉コミュニティづくりを推進するため、地区コミュニティ推進協議会、地元商店会などの地域組織、ボランティア団体、民間サービス事業者及び行政などのネットワークづくりを推進します。(障害福祉課、関連各課)

10 地域交流活動の推進

地域との交流を行いながら、日中活動や自主活動ができる場など暮らしの基盤づくりを推進し地域ぐるみで支えあう体制づくりに努めます。(障害福祉課、関連各課)

第9章

施策を総合的に展開する推進体制を整備する

【現況と課題】

障がい者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたって施策を推進していく必要があります。

そのためには、行政職員をはじめ、福祉に関わる人材の育成・確保を図るとともに、障がい者の声を聞き、福祉施策に反映できるシステムを構築していく必要があります。

アンケート調査においても、今後の福祉施策として在宅福祉や保護者亡き後の生活支援問題、住環境や就労問題、あるいは保健・医療の充実といった、広範なニーズが顕著に出ています。

本市においても、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、オンブズパーソン制度の導入などにより市民の声を反映できる仕組みづくりに努めてきました。また、障がい者の生活行動圏をふまえ、広域的な視点に立った県や近隣自治体との連携も進めてきました。

今後は、市民と協働のもと市内でも横断的な取り組みができるような体制づくりに努めるとともに、大学や研究機関なども含め、広域的な連携体制をさらに強化し、障がい者福祉施策を総合的・有機的に推進していくことが必要です。

【施策の方向】

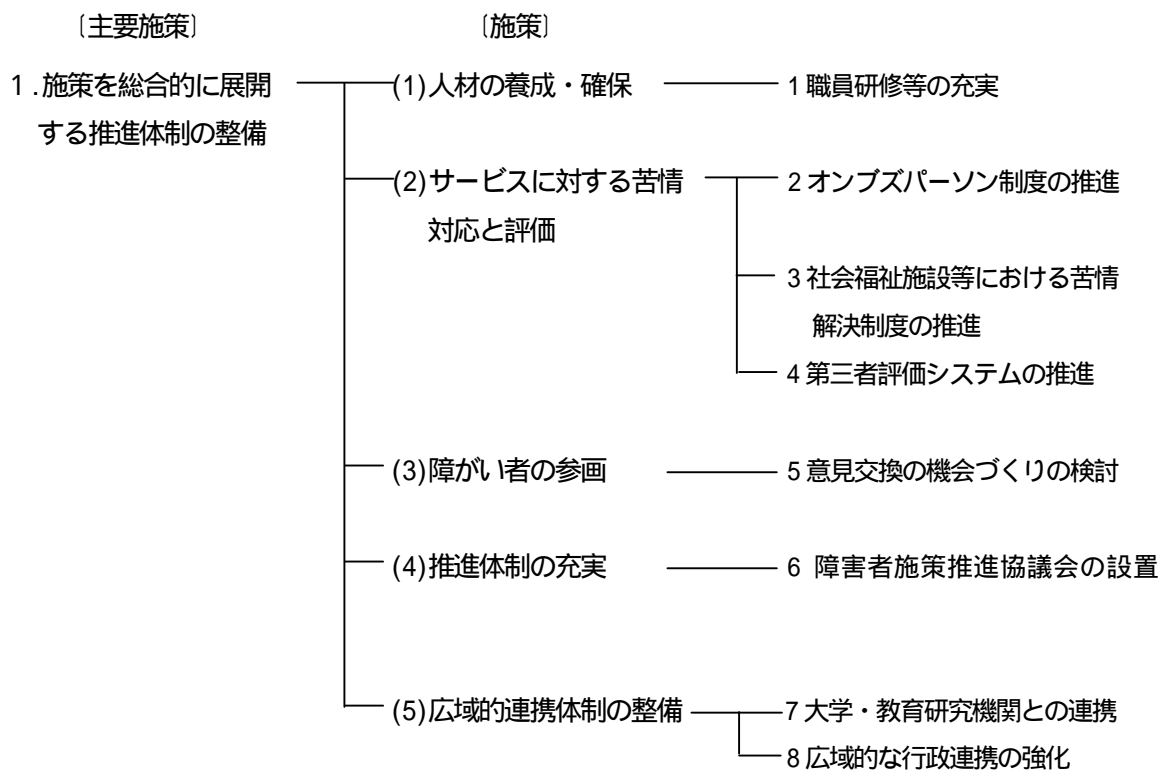
本計画を具体化してくために、多様な人材の育成・確保をはじめ、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図ります。

また、オンブズパーソン制度や社会福祉施設等における苦情受付制度の周知を図るとともに第三者評価システムの導入について関係機関に働きかけを行います。

さらに、本計画を推進していくための体制を充実するとともに、関係機関との連携や広域的な行政連携を強化していきます。

施策の体系

第9章 施策を総合的に展開する推進体制を整備する



主要施策 1 施策を総合的に展開する推進体制の整備

(1) 人材の養成・確保

1 職員研修等の充実

障がい者の各種相談の窓口として、また多様化する障がい者のニーズに的確に対応するために、保健福祉を担当する専門職員の確保や職員の資質の向上を図る必要があります。

現在取り組んでいる職員の手話研修、福祉業務体験研修などの職員研修事業をさらに推進するとともに、さまざまな勉強会や研究会への参加を促し、担当職員のみならず、福祉行政に対する市全体としての職員の資質の向上に努めます。

また、障がい者の文化・スポーツレクリエーション活動や学習活動への参加、さらには就業支援を促進していくために、市民や民間団体及び大学などの専門機関との連携のもとに人材育成に努めます。(人事研修課、障害福祉課)

(2) サービスに対する苦情対応と評価

2 オンブズパーソン制度の推進

本市では、福祉保健サービス利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に解決するオンブズパーソン制度を導入しています。この制度を活用し、障がい福祉行政に対する勧告の役割を担っていきます。(社会福祉課)

3 社会福祉施設等における苦情解決制度の推進

市が設置する社会福祉施設等が提供するサービスについて、利用者の権利を擁護し、施設運営の公正を確保するため、苦情解決制度を推進します。(健康福祉部、児童福祉部)

4 第三者評価システムの推進

第三者による公正・中立な立場から福祉サービスなどに対する評価を受けることにより、事業者自らがサービスに関する具体的な問題点や課題などを把握し、質の向上を図っていただくとともに、利用者がサービス選択時の目安として利用できるよう、第三者評価システムを推進します。(障害福祉課)

(3) 障がい者の参画

5 意見交換の機会づくりの検討

障がい者のニーズや生の声を聞き、的確に迅速な対応ができるよう、障がい者や障がい者関係団体などとの意見交換会の機会づくりに努めます。(障害福祉課)

(4) 推進体制の充実

6 障害者施策推進協議会の設置

本計画を推進するためには、保健・福祉・医療のみならず、都市計画・教育産業など、全庁的な取り組みが必要であり、さらに市民の協力が不可欠でもあります。

そのため、障害者基本法に基づいて設置した障害者施策推進協議会において計画の進捗及び評価などを行い、施策の推進を図ります。(障害福祉課)

(5) 広域的連携体制の整備

7 大学・教育研究機関との連携

市内の大学のほか、保健・福祉・医療を専門的に研究する機関との積極的な連携を図り、幅広く高度なサービスに対応できる人材の養成に努めます。また、福祉を学ぶ学生との連携を強め、学生の現場体験と福祉ボランティアとしての相互協力体制づくりを図ります。(障害福祉課、関連各課)

8 広域的な行政連携の強化

障がい者のニーズに即して必要なサービスを確保できるよう、障がい者の生活行動圏をふまえ、事業内容などに応じて、県や近隣自治体との連携の強化を図ります。(障害福祉課)

附 表

1 目標年度における障害者手帳所持者及び難病患者数

計画目標年の平成 22 年度における身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病患者（特定疾患医療給付受給者及び小児慢性疾患特定医療給付受給者）数を以下のように予測します。

単位：人

	現状(平成 18 年度)	目標計画年度(平成 22 年度)
総人口(a)	319,164	320,916
身体障害者手帳所持者(b)	6,998	7,776
所持率(b / a、%)	2.19	2.42
18 歳未満	184	205
18～64 歳	2,737	3,041
65 歳以上	4,077	4,530
療育手帳所持者(c)	1,302	1,501
所持率(c / a、%)	0.41	0.47
18 歳未満	426	491
18～64 歳	843	972
65 歳以上	33	38
精神障害者保健福祉手帳所持者(d)	775	1,094
所持率(d / a、%)	0.24	0.34
18 歳未満	4	6
18～64 歳	649	916
65 歳以上	122	172
難病患者	1,533	1,634
特定疾患医療給付受給者	1,322	1,423
小児慢性特定疾患受給者	211	211

平成 19 年 3 月 31 日現在

2 目標年度における障がい福祉サービス整備目標

障がい者が日常生活において利用する障がい福祉サービスについて、以下のとおり目標値の達成に向けて取り組んでいきます。

区分	施策・事業	平成 18 年度 実績	平成 22 年度 目標	
訪問系サービス	ホームヘルプサービス	居宅介護	29,632 時間 / 年	37,447 時間 / 年
		重度訪問介護		
		行動援護		
		重度障害者等包括支援		
ショートステイサービス	3,477 日 / 年	3,774 日 / 年		
生活サポート事業	6,644 時間	7,571 時間		
地域生活支援事業	障害者相談支援事業所(事業所数)	4ヶ所	4ヶ所	
	手話通訳者派遣事業(利用件数)	684 件	816 件	
	要約筆記奉仕員派遣事業(利用件数)	2 件	20 件	
	日常生活用具給付事業(給付件数)	1,507 件	4,171 件	
	移動支援事業(利用時間)	11,328 時間	13,455 時間	
	地域活動支援センター(事業所数)	1ヶ所	11ヶ所	
日中活動系サービス	生活介護	88 人日分 / 月	4,048 人日分 / 月	
	療養介護	3 人分 / 月	3 人分 / 月	
	自立訓練	機能訓練	22 人日分 / 月	154 人日分 / 月
		生活訓練	0 人日分 / 月	132 人日分 / 月
	就労移行支援	88 人日分 / 月	418 人日分 / 月	
	就労継続支援	A型(雇成型)	0 人日分 / 月	44 人日分 / 月
B型		22 人日分 / 月	2,464 人日分 / 月	
居住系サービス	グループホーム・ケアホーム	28 人	48 人	
	施設入所支援	6 人 / 月	151 人 / 月	

平成 18 年に障害者自立支援法の施行に伴い事業体系の見直しが図られたため、各施策・事業名、及び 18 年度実績値、22 年度目標値については、新たな体系に基づき設定しています。これまでの計画と事業名に変更がなくても、内容が異なるものがあります。

人日分……(例)生活介護：利用者数 3 名×月間の利用日数 22 日 = 66 人日分



資料

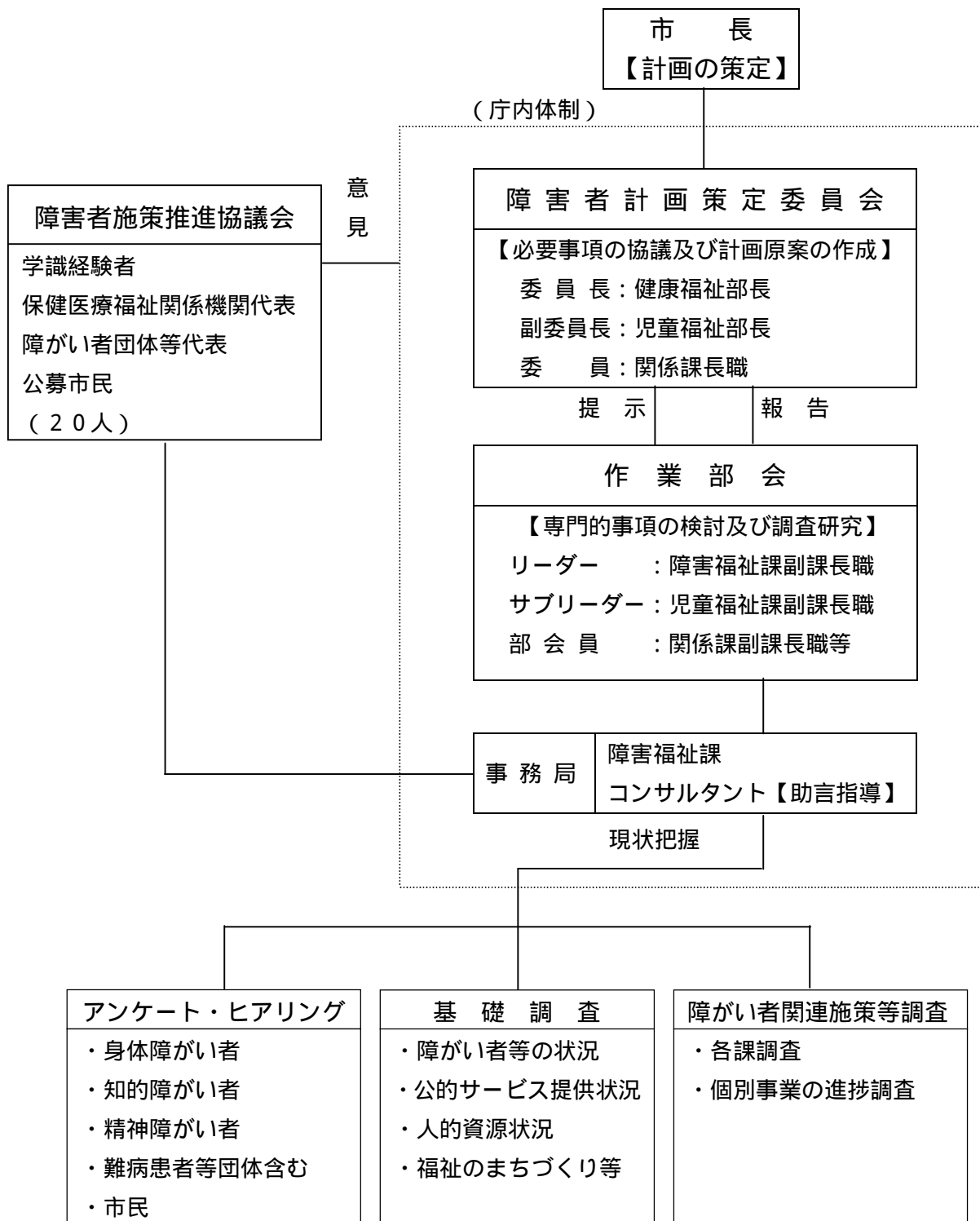
- 1 計画策定の経過等
 - 1) 策定経過
 - 2) 策定体制
 - 3) 越谷市障害者施策推進協議会設置条例及び同委員名簿
 - 4) 新越谷市障害者計画策定委員会設置要領及び同委員名簿
- 2 アンケート調査等の概要
 - 1) アンケート調査
 - 2) 関係団体（当事者含む）ヒアリング
- 3 用語解説

1 計画策定の経過等

1) 策定経過

日 程		事 項
平成 19 年	5 月 1 日 ~ 25 日	障害者計画進捗状況調査・計画変更調査の実施
	5 月 8 日	新障害者計画見直し方針（市長決裁）
	5 月 30 日	第 1 回策定委員会
	6 月 8 日	第 1 回作業部会（計画変更箇所の検討）
	7 月 4 日	第 1 回障害者施策推進協議会 （進捗報告・計画の見直し方針等）
	8 月 22 日 ~ 9 月 21 日	障がい者団体ヒアリング（17 団体）
	9 月 25 日 ~ 10 月 9 日	アンケート調査実施（回答数 1,205 件 回答率 57.9%）
	10 月 17 日	第 2 回作業部会（見直し案の検討）
	10 月 24 日	第 2 回策定委員会専門部会（見直し案の協議）
	10 月 30 日	第 2 回障害者施策推進協議会（アンケート、団体ヒアリング集計結果報告・見直し案の協議）
	11 月 26 日	第 3 回作業部会（見直し案の検討）
	11 月 29 日	第 3 回策定委員会（見直し案の協議）
	12 月 20 日	第 3 回障害者施策推進協議会（見直し案の協議）
	12 月 28 日 ~ 1 月 25 日	パブリックコメントの実施
平成 20 年	2 月 13 日	第 4 回作業部会（パブリックコメントの検討）
	2 月 21 日	第 4 回策定委員会（計画案の協議）
	3 月	新越谷市障がい者計画（改訂）の策定（市長決裁）

2) 策定体制



3) 越谷市障害者施策推進協議会設置条例及び同委員名簿

〔障害者施策推進協議会設置条例〕

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、障害者に関する施策の推進を図るため、越谷市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉に関する機関の代表者
- (3) 障害者福祉関係団体の代表者
- (4) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【障害者施策推進協議会委員名簿】(第2条関係)

(:会長 :副会長) (敬称略)

	氏名	選出母体等
1	朝日雅也	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科教授
2	森 恭子	文教大学人間科学部准教授
3	松田繁三	(社)越谷市医師会理事
4	栗田修身	(社)越谷市歯科医師会地域医療産業歯科部長
5	山口茂夫	越谷公共職業安定所所長
6	黒田敏枝	埼玉県越谷保健所保健予防推進担当主任
7	嘉田公夫	埼玉県立越谷養護学校校長
8	伊古田陽子	埼玉県立越谷西養護学校校長
9	佐藤 博	越谷市民生委員・児童委員協議会会長
10	越野 操	越谷市ボランティア連絡会会長
11	平野きよ	越谷市身体障害者福祉会事務局長
12	高野淑恵	特定非営利活動法人越谷市手をつなぐ育成会・友理事長
13	今井哲夫	越谷市精神障害者を守る会会長
14	石川富造	(社)埼玉県障害難病団体協議会運営委員
15	松田和子	ロービジョン友の会アリス会長
16	関沢 弘	越谷市聴覚障害者協会役員
17	安藤満彦	公募市民
18	瀬尾正義	公募市民
19	小口高寛	公募市民
20	原澤幸子	公募市民

4)新越谷市障害者計画策定委員会設置要領及び同委員名簿

〔 策定委員会設置要領 〕

(設置)

第1条 新越谷市障害者計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画原案を作成するため、新越谷市障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康福祉部長、副委員長は児童福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(作業部会)

第5条 計画原案の作成に際し、専門的事項の検討及び調査研究を行うため、策定委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 作業部会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは健康福祉部障害福祉課、サブリーダーは児童福祉課の副課長相当職にある者をもって充てる。

4 リーダーは、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

5 リーダーは、作業部会を代表し、会議の議長となる。

6 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 策定委員会の委員及び作業部会の部会員の任期は、新越谷市障害者計画の策定が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第7条 策定委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年5月8日から施行する

[策定委員会委員名簿] (第2条関係)

(:委員長 :副委員長)

	職 名	氏 名
1	健康福祉部長	中山 知 裕
2	児童福祉部長	小 勝 康 宏
3	企画部企画課長	立 澤 悟
4	健康福祉部副参事兼社会福祉課長	小野沢 康 則
5	健康福祉部副参事兼高齢介護課長	程 塚 昇
6	健康福祉部障害福祉課長	永 野 雄 一
7	健康福祉部国民健康保険課長	千 葉 登代子
8	健康福祉部副部長兼市民健康課長	豊 田 正 明
9	児童福祉部副参事兼児童福祉課長	佐 野 盛太郎
10	児童福祉部保育課長	石 塚 滋
11	協働安全部危機管理課長	落 合 茂 樹
12	環境経済部副参事兼産業支援課長	秋 山 清
13	建設部道路街路課長	岩 上 福 司
14	都市整備部副参事兼都市計画課長	石 崎 信
15	都市整備部公園緑地課長	石 垣 利 一
16	都市整備部建築住宅課長	竹 内 輝 明
18	教育総務部副参事兼総務課長	高 橋 利 正
19	教育総務部指導課長	板 垣 明
20	消防本部総務課長	山 田 清

【作業部会部会員名簿】(第5条関係)

(:リーダー :サブリーダー)

	職 名	氏 名
1	健康福祉部障害福祉課自立支援担当副主幹	加 藤 和 美
2	児童福祉部児童福祉課副課長	富 澤 勉
3	健康福祉部社会福祉課副主幹兼社会福祉係長	島 田 昌 彦
4	健康福祉部高齢介護課給付担当副主幹	小野寺 雅 己
5	健康福祉部市民健康課地域医療担当副主幹	河 村 健 治
6	教育総務部指導課 教育センター教育相談担当主任指導主事	小 山 悟

2) 関係団体(当事者含む)ヒアリング

身体障がい者・知的障がい者については、障害者福祉センター「こぼと館」に登録されている障がい者団体、精神障がい者については、越谷保健所管内の精神障害者家族会(1団体)を基本に、それぞれ調査票及び面談により実施しました。

ヒアリング方法	実施対象
1. 関係団体からの意見聴取(調査票)	37団体
2. 面談ヒアリング実施(上記団体の内)	15回(17団体) 実施期間：平成19年8月22日～9月21日

3 用語解説

あ

アクセシビリティガイドライン

情報やサービス、ソフトウェアなどが、高齢者や障がい者などハンディのある人にとって、どの程度利用しやすいかということを表す指針。

移動支援事業

障害者自立支援法による地域生活支援事業として市町村が実施する事業。屋外での移動が困難な障がい者等の自立及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣するなどの外出支援を行う事業

インクルージョン

障がいのある子もいない子も区別なく、共に学ぶ機会を作っていくこと。

WEB119番通報システム

音声(肉声)による緊急の通報ではなく、インターネットに接続できる端末(携帯電話・パソコン等)から越谷市消防本部のWEB119サイトにアクセスして、消防車や救急車の要請が出来るシステム。

SPコード

パソコンを利用して作成した文書情報などをデジタルに変えた二次元コード。専用ソフトや専用読み取り機により文書をSPコードに変換したり、変換した情報を音声で出力することが可能。視覚障がい者の情報伝達ツール。

NPO

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織(団体)のことで、平成10年12月にNPO法(特定非営利活動促進法)が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

オンブズパーソン制度

既存の制度・手続きでは適切に対応できない市民の苦情を、容易な手続きで迅速に処理して市民の権利を守り、行政の適正な運営を確保することを目的とした制度。

か

教育センター

地域に根ざした教育を推進し、幼児教育、学校教育、青少年教育等、本市の教育の充実発展に貢献することを狙いとする。主として 調査研究・開発 研修 教育相談 教育情報セ

ンター 総合的な教育機能・・・という5つの機能を有している。

機能訓練事業（機能訓練）

疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対して、心身の機能の維持回復を図るために行う訓練。日常生活の自立を助け、閉じこもりを防止し介護を要することを予防する。対象者は40歳以上の市民。医療におけるリハビリテーションを要する者、介護保険における要支援・要介護認定者は対象外。週に1回、おおむね1年間実施する。健康増進法に基づく健康増進事業のひとつ。

機能訓練事業（地域活動型）

医療・福祉制度の非該当者を対象とし、既存の福祉サービスを補完する訓練。対象者は40歳以上の市民。機能訓練の修了者や疾患既往歴はあるが医療・福祉制度の対象外の者に対して、運動の体験、疾病予防について学習する“いきいき教室”と言語障がいを持つ者の生活の自立と社会参加を促す“言語会”がある。越谷市独自の機能訓練。

共同生活援助（グループホーム）

知的障がい者や精神障がい者などが、地域で概ね4～5人で共同生活をする生活の場（グループホーム）において、主に夜間や休日に利用者の相談や日常生活上の援助を行う。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居（ケアホーム）で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

居宅介護

ホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行う。

ケアマネジメント

介護の必要な高齢者や障がい者などからの相談に応じて、保健・医療・福祉サービスなどを適切・効果的に利用調整し、その人にあったケアが確保できるようにする援助方法のこと。

健康寿命

「寿命」は単に長く生きる期間を示すものであるが、病気やけがなどで寝たきりの状態などにならず、いきいきと活動的に過ごした期間で寿命を評価するのが「健康寿命」。2007年のWHO（世界保健機構）の発表によると、日本が健康寿命世界一である。

健康づくり行動計画「いきいき越谷21」

健康寿命を延ばすことをめざし、行動目標と数値目標を具体的に掲げ、市民一人ひとりが主体となり、健康に関連する団体及び行政の支援のもとに健康づくりを進めるために策定された計画。計画期間平成15年度～22年度。

公共サインマニュアル

主に、公共施設への案内・誘導サイン（案内図や掲示板等）などの公共サインを統一的なデザインで市内に整備するにあたり、手順や維持管理を実施していくための手引書。

行動援護

障がいによる行動が著しく困難な人に、行動の際に生じる危険を回避するための必要な支

援や外出支援を行う。

高齢者等住宅改造整備助成

在宅の障がい者や高齢者が、住み慣れた地域で自立し安心して生活ができるよう身体状況に対応した住宅の改造に要する費用の一部を助成する事業。

越谷市まちの整備に関する条例

安全で快適な住みよいまちづくりをめざして、平成 15 年 10 月から施行されている。従来の開発指導要綱をふまえながら、市・開発者・市民の責務を規定し、相互の信頼をもとに協働のまちづくりを推進する。

コミュニティ

地域社会がともに協力しながら自発的に地域活動に参加し、築きあげていく地域社会。

さ

災害時要援護者

高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人など災害時に自ら情報収集や避難行動を行うことが困難と思われる人を対象とする。

埼玉県総合リハビリテーションセンター

相談、判定から職業訓練までの総合的なリハビリテーションを行い、あわせてリハビリテーション関係者の技術向上を支援する埼玉県の中核となる施設。上尾市内に設置されている。

埼玉県福祉のまちづくり条例

高齢者、障がい者が円滑に利用できる生活関連施設に対して、施設の出入口・廊下・階段・トイレ・浴室などについて段差解消や手すりの設置をはじめとした整備基準を定めたもの。

支援費制度

障がい者自らがサービスを選択し、サービスを提供する事業者との契約によりサービスを利用する仕組み。障がい者の自己決定を尊重し、利用者の立場に立った福祉制度を構築するために設けられ、平成 15 年度から実施された。対象となるサービスは、身体障がい者・知的障がい者・障がい児の居宅サービスと施設サービス。平成 18 年度に障害者自立支援法による制度に切り替わった。

施設入所支援

障害者支援施設に入所する人に、主に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

肢体不自由児通園施設

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある就学前の子どもを対象に、通園により、その発達に応じた療育を行う施設。

社会資源

社会的ニーズを充足するために活用できる、制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報など。

社会的バリア（障壁）

「（行動を妨げる）物理的」「制度上」「意識」「情報」など、障がい者が社会生活を営むうえでハード・ソフト面でのさまざまな障壁をいう。

重症心身障害児施設

重症心身障害児施設は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している方が入所により療育や生活指導を受ける施設。

重度心身障害者手当（在宅重度心身障害者手当）

身体障害者手帳（１・２級）療育手帳（Ａ・Ａ）精神障害者保健福祉手帳（１級）を持っている方で一定要件に該当する方に月額 5,000 円が支給される。療育手帳（Ｂ）を持っている方は月額 3,500 円が支給される手当。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い重度の障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に、就労にあたっての知識・能力の向上のための訓練や職場実習・職場探し等を通じ適性にあった職場への就労・定着を図るなどの支援を行う。

就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方に対し就労の機会を提供すると共に、生産活動等の活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。

A型は、事業所との雇用契約が結ばれ、労働基準法や最低賃金法が適用される。

障害者就労支援センター

障がい者や事業所を対象に障がい者の就労や雇用に関する相談や職場実習体験・職場開拓など障がい者の職業的、社会的自立を促進するための総合的支援を行う。

障害者小規模通所授産施設

在宅の心身障がい者が、身近な地域で通所による自立訓練及び授産活動などを行うことにより、社会参加をめざす施設。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援するという観点から、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成 18 年に施行された。

障害者生活支援センター

在宅の障がい者に対し、ホームヘルパー、ショートステイなどの利用援助、市内などで行

われている活動の紹介、参加へのバックアップ、地域で暮らす障がい者による相談（ピア・カウンセリング）などを行う。

障害者地域適応支援事業

障がい者が生活している地域社会の公共機関や民間事業所などでの職場参加・実習を通して、多彩な雇用・就労形態も視野に入れた雇用対策の充実を図るとともに、障がい者が地域社会での就労能力や適応能力を高めることを目的とする事業。

障害者の日

昭和 56 年 12 月 9 日に国連総会で「障害者の権利宣言」が採択されたことを記念して設けられた日。平成 5 年の障害者基本法の公布により法定化された。2004 年の同法改正による障害者週間法定化に伴い条文から「障害者の日」の名称は消え、「障害者週間」へと拡大された。「障害者週間」の期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間。

障害者福祉センター「こばと館」

障がい者の各種相談に応じるとともに、外出や就労の機会の得られない障がい者に機能回復訓練や創作的活動、レクリエーション活動などの機会を提供する。「こばと館」では、障がい者の社会参加や自立促進のため、講習会の実施及び障がい者ボランティアの育成のための講座も行っている。また、ボランティア実習の場としても受け入れを行っている。

ショートステイ

障がい者の介護を行っている人が、病気・その他の理由（私的な理由を含む）により、障がい者が居宅において介護を受けることができない場合に、一時的に障がい者施設などに短期間入所すること。

小児慢性特定疾患医療給付

小児がんや小児慢性腎炎、小児ぜんそくなど、病気の経過が慢性にわたり治療が長期間となる小児慢性特定疾患（11 疾患）の患者家庭の負担を軽減するため、自己負担分の医療費を給付するもの。

しらこばと職業センター

18 歳以上の知的障がい者で一般就労が困難な人が通所し、作業訓練や生活訓練等必要な訓練を行うことにより、就労や自立した社会生活を営むことを目的とする施設。

自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

心身障害者地域デイケア施設

在宅の心身障がい者が、身近な地域で通所して自立訓練及び授産活動などを行うことにより、社会参加をめざす施設。

身体障害者相談員

身体に障がいのある方の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うことを県知事から委嘱された者。

身体障害者療護施設

常時介護を必要とする重度身体障がい者が入所して、医学的管理のもとに必要な介護を受ける施設。平成 23 年度末までに、障害者自立支援法に定める事業所（施設）に移行することが義務付けられている。

心身障害者扶養共済制度

身体障がい・知的障がい・精神障がいなどの障がい者を扶養する保護者が、掛け金を納付し保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がい者に年金の形で支給される相互扶助制度。

スクールボランティアセンター

児童・生徒がボランティア活動を通じて地域社会のさまざまな課題にふれ、社会的役割と活動を担うことで児童生徒の自己実現、さらには自発性を育み公共性を身につけ全人的な発展を遂げることを目的とする。社会福祉協議会が実施する事業で、学校にボランティア活動に必要な資料図書、車いす、白杖、点字器などを設置している。

住まいの情報館

先の阪神・淡路大震災を契機として市民防災意識の高揚を図る目的で、耐震性・耐久性・環境共生（省エネルギー）に優れ、かつ高齢者などにもやさしい住宅の情報提供を行う施設として開館し、災害に強く人にやさしい家づくりを進めるために、市民の皆さまに参考にしていただく施設。

生活介護

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、施設において、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

生活の質（QOL）

「クオリティ・オブ・ライフ；quality of life」の略。「生命の質」「人生の質」「生活の質」とも訳される。障がい者施策では、日常生活動作の向上にとどまらず、家庭生活やコミュニケーション、文化・スポーツ活動などの自己実現や社会参加など、精神的な側面も含め障がい者の社会生活の質的向上が必要であるという考え方で用いられている。

生活ホーム

家庭環境や住宅事情などで、家庭において日常生活を営むのに支障のある障がい者が、指導員による日常生活援護を受けながら、4～6人程度で共同生活をする居住施設。

精神障害者デイケア・ナイトケア

精神障がい者の社会生活機能の回復を目的に精神病院及び精神科診療所に設置し、医療保険の適用を受けて作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活活動などを行う治療。ナイトケアは、在宅の精神障がい者を対象に、夕方から夜間にかけて概ね4時間程度実施されるリハビリテーション活動を含む治療。

精神障害者社会適応訓練事業

通常の雇用契約による一般の就労が困難な精神障がい者を対象に、県が一般の事業所（協

力事業所)に委託して、仕事を通じて集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力などを身につけることによりその再発防止及び社会復帰や社会経済活動への参加の促進を図る事業。

精神障害者小規模作業所

就労の困難な在宅の精神障がい者を対象に、地域で通所によりその特性に応じて作業指導や生活訓練などを提供する施設。仲間づくりや地域住民との交流の場として、レクリエーション活動や製品の製作・リサイクルショップなど、さまざまな活動を行う。

精神障害者生活訓練施設(援護寮)

回復途上にある精神障がい者が入所して、専門の職員による生活指導などを受けながら、病院での生活から社会生活へ段階的に慣れていくための訓練をする施設。平成 23 年度末までに、障害者自立支援法に定める事業所(施設)に移行することが義務付けられている。

成年後見制度

知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約などで権利を侵かされたり不利益を被ることがないように、本人の代わりをする契約代理人を選任したり誤った契約を取り消すようにすることのできる保護・支援制度。

相談支援事業所

障害者自立支援法に定める障がい福祉サービスの利用にあたり、利用計画を立てることが困難な方に、サービス利用計画を作成する埼玉県指定の事業所。本市では、在宅の障がい者に対し、ホームヘルパー・ショートステイなどの利用援助・市内などで行われている活動の紹介・参加へのバックアップ・地域で暮らす障がい者による相談(ピア・カウンセリング)などを行う生活支援センターが兼ねている。

た

第三者評価システム

福祉機関や関連する機関が提供する福祉・介護サービスなどの質が適切なものかどうかについて、機関内部で判断するのではなく機関外の第三者によって行われる評価システム。

多機能トイレ

内部が広く、手すりやベビーシートなどが装備されているトイレ。身体の不自由な方・高齢者・子ども連れの方・けがをしている方などにも利用しやすい。

地域活動支援センター

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の状況に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うもの。障害者自立支援法の施行により、心身障害者地域デイケア施設や精神障害者小規模作業所などからの移行が見込まれる。

地域生活支援事業

障害者自立支援法により、市町村の実情に合わせて実施することが義務付けられているもので、障がいのある方の地域での日常生活又は社会生活の営みを支援する事業。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業が必須事業とされている。

地域福祉

生活者主体・住民主体の視点にたつて、保健・医療、福祉、労働、教育・文化、住環境、交通・通信など地域社会レベルで総合化する取り組み。

知的障害者相談員

地域で知的障がいのある方やその保護者の相談に応じ、自立に必要な指導・援助を行うことを県知事から委嘱された者。

知的障害者通所更生施設

知的障がい者に通所による自立に必要な生活指導・訓練などを行う施設。平成 23 年度末までに、障害者自立支援法に定める事業所（施設）に移行することが義務付けられている。

知的障害者通所授産施設

知的障がい者で就労が困難な人が、通所により自活に必要な訓練や仕事の提供を受け、一般の事業所への就職や自営業などで就業できるようになることを目的とした施設。平成 23 年度末までに、障害者自立支援法に定める事業所（施設）に移行することが義務付けられている。

知的障害者通勤寮

就労している知的障がい者に対し、居室その他の設備を提供し独立及び自活をめざして必要な助言・指導を行う施設。平成 23 年度末までに、障害者自立支援法に定める事業所（施設）に移行することが義務付けられている。

知的障害児通園施設

知的発達に障がいのある児童が通園し、独立自活に必要な生活指導・訓練などを行う施設。

超低床ノンステップバス

床高が特に低く設計されたバスで、車いす使用者の他、杖を使用する人・高齢者・子ども・ベビーカー利用者など、様々な人々のスムーズな乗降が可能であるバス。

デイサービス

在宅の障がい者を対象に、地域の福祉施設などにおいて機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、障がいのあるすべての児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

特別障害者手当

精神又は身体の重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある 20 歳以上の在宅障がい者で一定要件に該当する方に支給される手当。

な

難病

難病とは、原因が定かでなく、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。難病の一部については、医療費の患者自己負担分が公費で負担される。平成 20 年 2 月現在、医療費が給付される特定疾患治療研究の対象疾患は潰瘍性大腸炎・パーキンソン病関連疾患・全身性エリテマトーデスなど 54（国指定 45 及び県指定 9）疾患。小児慢性特定疾患治療研究の対象疾患は、がん・慢性腎炎など 11 疾患。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHO の概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の 1 つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

は

発達障害者支援センター

自閉症などの発達障がいのために社会生活の支援が必要な方と家族を支援するセンター。埼玉県では、発達障害者支援法に基づいて「まほろば」にセンター業務を委託している。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

ピアカウンセリング

障がい者が自らの体験に基づいて、同じ障がいがある方の相談に応じ問題解決を図ること。障がい者から相談を受ける人をピアカウンセラーといい、アメリカの自立生活センターでとられている方式として知られている。

FAX 119番通報システム

聴覚などに障がいがあり、電話での緊急通報が困難な方が、ファックスで119番通報をして、消防車や救急車の要請が出来るシステム。

ホームヘルプサービス

障がい者や高齢者などで日常生活を営むのに支障のある家庭に対してホームヘルパーを派遣し、相談・助言をはじめ、家事援助や身体介助など、さまざまな援助を行うサービス。

保健福祉総合システム

これまでは手帳情報や医療情報など個々のシステムとして運用していたものを、情報処理の効率化を目的に1つのシステムに統合するシステム。これにより、窓口相談や各種申請、問い合わせにおける検索など時間的短縮や情報量のスリム化をめざす。

ま

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満（内臓に脂肪が蓄積した肥満）によって、肥満症・高血圧・高脂血症・糖尿病などの生活習慣病を含む、様々な病気が引き起こされやすくなった状態を指す。

や

ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

要約筆記奉仕員

要約筆記により、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある方のコミュニケーションを支援する人。

ら

リハビリテーション

障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにととどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、重要となっている。

療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

レスパイトサービス

障害者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供し、日頃の介護から離れて心身の疲れを回復できるようにするための援助。

表紙のイラストについて

障がいのある人もない人も、ともに支えあい暮らすことのできる地域社会になるようにという意味を込めて、人と人が支え合っている形を用いています。

改訂 新越谷市障がい者計画

平成20年3月発行

発行 / 越谷市

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048 - 964 - 2111 (代表)

FAX 048 - 965 - 3289

編集 / 越谷市 健康福祉部 障害福祉課

調査協力 / 株式会社 地域計画連合

